

ふくしま生物多様性推進計画【第2次】



平成26年3月

福島県

も く じ

第1章 「ふくしま生物多様性推進計画」策定・改定にあたって

1 「ふくしま生物多様性推進計画」策定の背景	1
2 生物多様性をめぐる世界や国の動向	1
3 福島県の動向と計画策定の経緯	2
4 東日本大震災の状況等を踏まえた改定について	3

第2章 生物多様性とその重要性

第1節 生物多様性とは	4
1 生態系の多様性	4
2 種の多様性	5
3 遺伝子の多様性	6
第2節 生物多様性の恵み	6
1 いのちの源（基盤サービス）	6
2 暮らしの源（供給サービス）	6
3 文化の源（文化的サービス）	7
4 暮らしの安全（調整サービス）	7
第3節 生物多様性の4つの危機と東日本大震災の影響	9
1 第1の危機（人間活動や開発による影響）	9
2 第2の危機（人間活動の縮小による影響）	9
3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる影響）	9
4 第4の危機（地球環境の変化による影響）	9
5 東日本大震災の影響	10

第3章 福島県における生物多様性

第1節 概要	12
1 地勢・気候	12
2 植物・動物	13
3 生態系	16
4 希少野生動植物	18
第2節 現状（4つの危機と東日本大震災の影響）	19
1 人間活動や開発による影響（第1の危機）	19

2	人間活動の縮小による影響（第2の危機）	22
3	人間により持ち込まれたものによる影響（第3の危機）	24
4	地球環境の変化による影響（第4の危機）	26
5	東日本大震災の影響	27
第3節	「生物多様性」の普及啓発の必要性	30
第4節	ふくしまの特徴的な生物多様性	31
1	奥山地域の生態系の保全	31
2	特徴的な自然環境	36

第4章 「ふくしま生物多様性推進計画」の基本的な考え方

第1節	「ふくしま生物多様性推進計画」の性格と役割	40
第2節	計画期間と対象地域	40
第3節	計画の目標	40
1	基本目標	40
2	施策の3つの柱	41
第4節	ふくしまの将来像	41
1	県民生活のイメージ	41
2	生態系ごとのイメージ	42
第5節	各主体に期待される役割と県の役割	44
1	県民	44
2	民間団体	45
3	事業者	45
4	市町村	45
5	県	45
第6節	保全への取組の点検と評価、計画の見直し	46

第5章 取組を推進するための基本的視点

1	広域的・長期的な視点	47
2	地域の自然環境や文化・伝統、 社会的な仕組みを尊重した取組	47
3	多様な主体の連携と協働	48
4	全ての社会・経済活動の基本	48

第6章 3つの施策の柱に沿った取組

第1節	「生物多様性の保全」	49
-----	------------	----

1	重要地域の保全	50
2	生態系の保全	53
3	野生動植物の保護管理	57
4	自然環境に影響を与える事業における生物多様性への配慮	67
5	地球環境の変化への対応	69
6	放射性物質への対応	73
第2節	「生物多様性の恵みの持続可能な利用」	74
1	環境と共生する農林水産業の推進	74
2	生態系がもたらす環境の安定機能の維持	75
3	地域文化の維持・継承	76
第3節	「生物多様性を支える仕組みづくり」	77
1	生物多様性を支える人づくり	77
2	多様な主体の参加と協働	81
第4節	取組の数値目標（再掲）	86
用語解説		88
関連資料		101

ふくしま生物多様性推進計画【第2次】

第1章 「ふくしま生物多様性推進計画」策定・改定に当たって

1 「ふくしま生物多様性推進計画」策定の背景

地球上の生物の進化には、およそ40億年の歴史があります。それは生物にとって、ひとときの繁栄と激しい破壊の繰り返しであり、その過程で、厳しい生存競争や環境変化に適応できなかった種は淘汰され、現在生存している生きものは、3,000万種ともいわれています。これらは、それぞれが互いを利用しながら網の目のような関係を持ち、地球上の多様な環境に棲み分けています。自然は、こうした多様な生きものたちの豊かなつながりであり、それらが生物多様性の姿といえます。

私たち人間も、自然から空気、水、エネルギーなど、生活に不可欠な資源をもらって暮らしています。生物多様性の豊かな恵みがあることによって、はじめて私たちも暮らしていけるのです。しかし、生物多様性は、現在の人間社会・経済活動などの影響で、大変なスピードで失われています。これは、40億年の歳月をかけてつくられてきた自然の急速な崩壊を意味しています。

自然の危機、すなわち生物多様性の危機は地球規模の問題です。しかし、私たちがまず、それぞれの地域において生物多様性を保全し持続可能な利用を進めていくことが、生物多様性によって支えられている地域社会をより豊かなものにし、結果として日本全体、ひいては地球全体の生物多様性の保全に寄与し、永続的な人間社会・経済活動を保障することになります。

それぞれの地域では、地域ごとに様々な課題がありますが、私たちはこれらを解決し、人間の社会活動と自然の営みが調和した豊かな生物多様性を今後も保全していく必要があります。このため、地方自治体において、地域の様々な主体が関わりあって推進する「生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画」(生物多様性基本法第13条)を策定し、この計画に基づいて行動していくことが求められています。

2 生物多様性をめぐる世界や国の動向

私たち人間は、たくさんの生きものたちに支えられている一方で、たくさんの生きものたちを危機的状況に陥らせ、またその状態が今も続いています。過去の平均的な絶滅スピードを、この数百年でおよそ1,000倍に加速させているともいわれています。私たちのいのちも、地球上の総てのいのちと共にあることを受け止め、常に謙虚にそして慎重に行動しなければなりません。

平成4年(1992年)、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)において、「生物多様性条約」が採択され、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を行うための取り決めがなされました。日本は翌年の平成5年(1993年)に

この条約を締結しています（平成 24 年現在の締約国数は 193）。

この条約締結を受け、国は平成 7 年（1995 年）に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、以降、外来生物法の制定や鳥獣保護法の改正など、関係する法律の整備を行いました。そして、平成 20 年（2008 年）に日本の生物多様性政策の基本的な考えを示す「生物多様性基本法」を制定し、この法に基づき、平成 22 年（2010 年）3 月に「生物多様性国家戦略 2010」が、また平成 24 年（2012 年）9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が、それぞれ閣議決定されました。

また、国連が定める「国際生物多様性年」の平成 22 年（2010 年）10 月には、愛知県名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、「生物多様性」について国民・県民の関心も高まっています。

3 福島の動向と計画策定の経緯

本県では、これまで平成 8 年（1996 年）3 月に制定した「福島の環境基本条例」や、平成 9 年（1997 年）3 月に策定した「福島の環境基本計画」（現在は平成 32 年度を目標とする第 4 次計画）で、県民・事業者・市町村などの各主体の参加と連携による環境保全の取組を定め、これらに基づいて生物多様性の保全等にも取り組んできました。

また、平成 10 年（1998 年）には「福島の環境影響評価条例」を制定し、人間の事業活動が生態系などへの環境へ及ぼす影響をあらかじめ評価し、環境保全対策に反映させることとなりました。

これらをふまえ、県内の希少な野生動植物の生息・生育状況を把握し、絶滅の危険度などについての評価を行い、平成 14 年（2002 年）～15 年（2003 年）に「レッドデータブックふくしま」を刊行しました。掲載種は 1,024 種（植物、昆虫類、鳥類、淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）にのぼり、野生動植物に必要な保護施策を進めるうえで、基礎的な資料となっています。

さらに、レッドデータブックふくしまの成果をもとに、県内の希少な野生動植物を保護し、生物多様性が保持された豊かな自然環境を保全することを目的として、平成 16 年（2004 年）に「福島の野生動植物の保護に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定しました。この条例に基づき、特に保護を図る必要があるものを特定希少野生動植物として指定し、重点的な取組を行っています。

そして生物多様性基本法において、地方自治体が「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」を策定することが努力義務として規定されたことを受け、本県では、平成 22 年 3 月に学識経験者などで構成する「福島の生物多様性推進協議会」^(*)を設置し、地域戦略となる「ふくしま生物多様性推進計画」の検討を開始しました。

本計画は、生物多様性国家戦略 2010 や COP10 における愛知目標（関連資料「生物多様性条約新戦略計画（ポスト 2010 年目標該当箇所：愛知目標）」参照）をふまえ、本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標や行動指針について、生物多様性推進協議

会での議論のほか、県政世論調査やアンケートによる県民意見の聴取、パブリックコメント、そして自然環境保全審議会への報告など、様々な立場の方々のご意見を広く取り入れながら検討を進め、平成 23 年 3 月に策定しました。

4 東日本大震災の状況等を踏まえた改定について

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した大津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害）は、多くの人命や財産を奪い、県土の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えました。本県の「沿岸域」は、大津波により広範な面積が浸水域となり、これまで息づいてきた生物の生息・生育基盤が失われました。また、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」といいます。）による大量の放射性物質の放出が県土の環境汚染をもたらし、野生動植物からは高濃度^(*)の放射性核種濃度が検出され、捕獲圧の低下による野生動物と人間のバランスなどへの影響が懸念されています。これらのことから、平成 25 年度に、東日本大震災の状況を踏まえた内容で改定することにしました。

併せて、平成 24 年（2012 年）9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の内容を反映することにしました。

第2章 生物多様性とその重要性

第1節 生物多様性とは

生物多様性条約（平成4年採択）では、「生物多様性」とは、「すべての生き物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」「種間（種）の多様性」「種内（遺伝子）の多様性」という3つのレベルがあるとしています。

本県は県土が広く、地域により地勢・気候が異なるため、各地で様々な生態系が見られ、多種多様な生きものが生息・生育しています。そして、それらは網の目のように様々な関係でつながり合っています。

しかしながら、人間の不適切な社会活動等により生物多様性が損なわれ、生物多様性が持つ公益的な機能の低下等が懸念されています。

1 生態系の多様性

ある場所に生息・生育する生物と、それを取り巻く環境を合わせて生態系と言います。生態系の中では、生きもの同士とそのまわりの環境は、物質やエネルギーのやりとりなどで、お互いに深い関係でつながっています。生態系の多様性とは、それぞれの地域に多様な生態系があることです。本県にも奥山の様々な森林、里山^(*)の薪炭林（雑木林）、田畑、庭園緑地、草原、湿原、湖沼、河川、海洋などに、それぞれ生き物の種の構成が異なる生態系があって、それらが山から海に至るまで、広域にわたる動物の移動や川の水流などにつながっています。

本県で独特で顕著な生態系の例として、本州最大の湿原である尾瀬があります。広大なミズゴケ湿原にナガバノモウセンゴケなど北海道以北と隔離分布した種類が多く生育しています。南東北以南の太平洋沿岸で最大級の汽水湖・砂州・干潟がセットで残る松川浦には、アマモ場や牡蠣礁がみられ、仙台湾のいくつかの魚種の稚魚が育つ魚のゆりかごとなっています。中山風穴には、岩の隙間から吹き出す冷気により、イワダレゴケやオオタカネバラなど周囲とは異なる植物相や、独特の植生がみられます。



阿武隈川源流（西郷村）



里山の水田(南会津町)



松川浦海苔だな(相馬市)

2 種の多様性

種の多様性とは、森林に棲む動物や、空を飛ぶ鳥、川を泳ぐ魚、森林の樹木・草花など、いろいろな動物・植物が生息・生育していることです。

例えば、春に咲くサクラも、エドヒガン、カスミザクラ、ヤマザクラ、エゾヤマザクラ、チョウジザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラなどいろいろな種が、それぞれ独特の形態と生態を持って生育しています。

先にふれたとおり、本県は県土が広く、地勢や気候の違いから、浜通り・中通り・会津のそれぞれの地方に、特徴のあるたくさんの種類の生きものがみられます。植物の場合、浜通りは、アセビなど関東地方と共通な暖帯要素と呼ばれる種が顕著です。一方、会津は、タムシバなど北陸地方と共通な日本海要素と呼ばれる種が顕著です。また、メダカの場合、会津にはキタノメダカ（別名：メダカ北日本集団）という種が生息するのに対し、中通りと浜通りにはミナミメダカ（別名：メダカ南日本集団）という種が生息しています。



キビタキ



オコジョ



ケヤキ



カジカ



ハクサンシャクナゲ

3 遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、同じ種内でも、個体によって遺伝子の異なっていることです。例えば、アサリの貝殻の模様が千差万別なのも、遺伝子の違いによります。先ほども触れたミナミメダカは、浜通りでも河川ごとに少しずつ異なった遺伝子をもっていることがあるとされています。

第2節 生物多様性の恵み

私たち人間は、生態系からの「恵み」（生態系サービス）^(*)を得ることによって、生活しています。1997年に発表された論文(Costanzaほか(1997). “The value of the world’s ecosystem services and natural capital”. Nature 387)によれば、全世界の生態系サービスを経済価値に換算すると、年間少なくとも33兆ドル(1ドル100円換算で約3,300兆円)になると試算されています。当時の世界の総GDP(国内総生産)^(*)は約18兆ドルですから、自然からの恵みがいかに大きなものかがわかります。

生態系サービスには、次の4つがあります。

1 いのちの源（基盤サービス）

私たちが生存していくのに必要な酸素は、植物の光合成により生み出され、水の循環や気温・湿度の調節には、河川や森林が関係しています。また、微生物により動物の死骸や植物が分解され、栄養分となって豊かな土壌が育まれています。

このように、全ての生きものが生存する基盤は、生態系における生物多様性が健全に維持されることによって成り立っています。

本県は県土の約7割を森林が占めるなど豊かな自然環境に恵まれており、私たちはきれいな水や空気などの恩恵を受けています。



裏磐梯（北塩原村）

2 暮らしの源（供給サービス）

私たちの身の回りのものは、多くが生きものに由来しています。食べ物は生きもの由来

ですし、家の柱や机は木でできています。また、鎮痛・解熱剤として用いられるアスピリンはヤナギ樹皮の成分から発見されたものであることや、インフルエンザの薬であるタミフルの主原料が植物のダイウイキョウ（八角）であるなど、医薬品にも生きものから生み出されたものがたくさんあります。

本県も、米をはじめ果物類、野菜類、山菜類、魚介類等の食べ物や、会津桐等を用いた生活道具など、様々な自然の恵みを得ることができます。

自然・人工を問わず、いろいろな生態系における豊かな生物多様性は私たちの暮らしの基礎となっています。



豊かなみのり（昭和村）



木材の伐採搬出（鮫川村）

3 文化の源（文化的サービス）

これまで私たちは、様々な自然の中で、多様な文化を築いてきました。各地の地域色豊かな食・工芸・祭りなどは、それぞれの地域の自然と文化が一体となったものです。

本県は、気候や地形により中通り・浜通り・会津の3つの地方に分けられますが、それぞれの地方で、地域の自然や風土に根づいた木工芸品や祭りなど、伝統文化が今も息づいています。

生物多様性は、私たちの心を支える文化の源です。



木工芸品（檜枝岐村）



会津漆器

4 暮らしの安全（調整サービス）

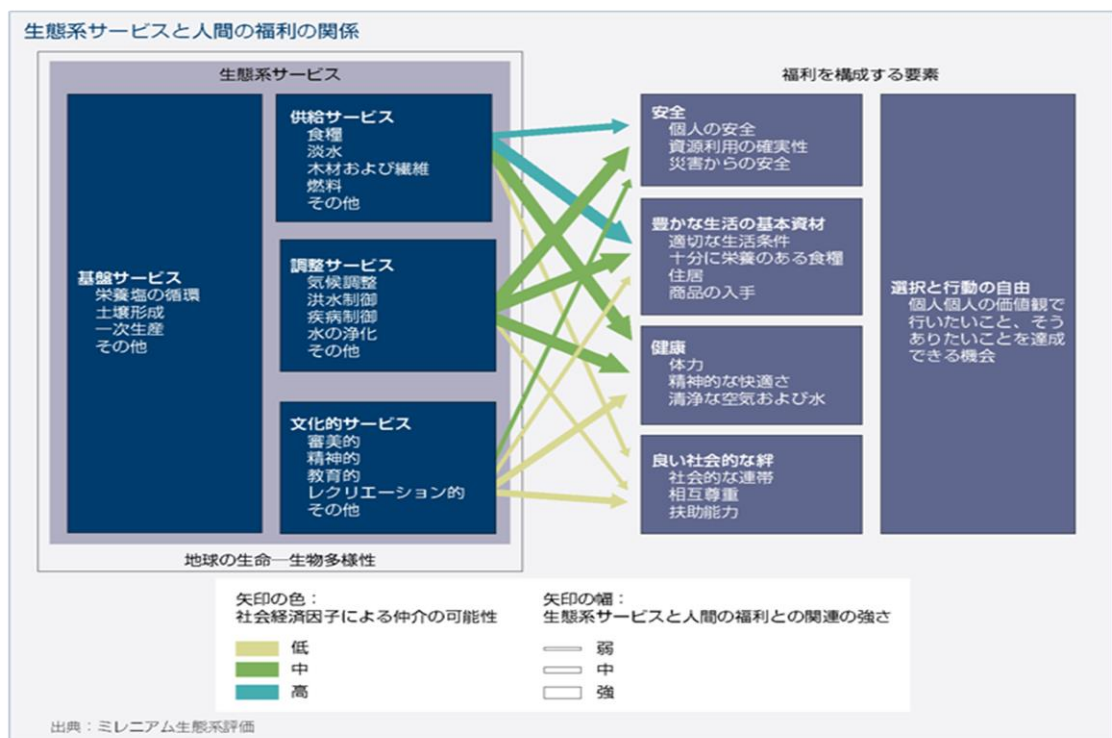
私たちの暮らしは、健全な生態系に守られています。例えば、豊かな森林があることで

飲み水が確保されたり、山地災害の防止が図られます。また、農業においては、農薬・化学肥料等の適切な使用を進めるとともに、有機農業をはじめとした環境と共生する農業の拡大を図ることが、安全な食料を生産するだけでなく、多様な生きものを保全することにもなります。

健全で豊かな生物多様性を確保することは、私たちの暮らしの安全性を、将来にわたって保障することにつながります。

【参考】

生物多様性が人間に与える恩恵（生態系サービス）^(*)と人間がそれを受け取って利用している仕組み（福利）を示すと、以下の図のようになります。



(平成22年版環境白書より)

第3節 生物多様性の4つの危機と東日本大震災の影響

これまでみてきたように、私たちの暮らしはたくさんの生きものたちに支えられています。しかし、現在、次のような危機が進行し、豊かな生物多様性が脅かされているとともに、東日本大震災の津波による被害と原発事故による放射性物質の影響が懸念されています。

1 第1の危機（人間活動や開発による影響）

人間の活動や開発などによる生物多様性への影響です。開発による生息・生育地の減少や環境の悪化、乱獲や希少種の盗掘などがあげられます。我が国では高度経済成長期やバブル経済期と比べると、近年は環境に配慮した開発や環境意識の浸透などにより、これらの影響は少なくなっていますが、まだ続いています。

2 第2の危機（人間活動の縮小による影響）

上記の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが減ることによる影響です。特に、過疎・中山間地域^(*)では人口減少や高齢化が進み、農業形態や生活様式の変化が著しく、人間活動が縮小することによる危機が拡大しています。

例えば、薪や炭、屋根を葺く材料を得る場であった里山や草原が利用されなくなった結果、その環境でかつては普通にみられた動植物が、絶滅の危機に瀕しています。また、手入れが行き届かなくなった里山では、イノシシやニホンザルなどの個体数や分布域が増加・拡大し、農林業被害が多発するなど、様々な問題を引き起こしています。

3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる影響）

外来種や化学物質など、人間が持ち込んだものによる生物多様性の生態系の乱れです。

例えば、人間が釣りを楽しむために放流したブラックバスやブルーギル、ペットとして持ち込んだアライグマ、毛皮をとるために飼育されていたアメリカミンクなどの外来種が、現在自然の中に定着しています。これらは、もともと生息していた生きものを食べたり、エサを奪ったり、近縁種と交雑して在来種の遺伝的な独自性を失わせるなど、地域固有の生態系を脅かしています。

このような背景をふまえ、平成17年に「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行され、被害または被害を与えるおそれのある種が特定外来生物^(*)として指定されています。また、環境省は特定外来生物に指定されていない侵略的外来生物^(*)のうち、特に注意が必要なものを要注意外来生物^(*)として定めています。

さらに、環境に対して未知の点の多い、化学物質による生態系への影響のおそれも指摘されています。

4 第4の危機（地球環境の変化による影響）

地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。地球温暖化のほか、強

い台風の増加や降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産^(*)の減少及び酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があります。その影響は完全に避けることはできないと考えられています。地球温暖化については、「気候変動に関する政府間パネル」第5次評価報告書（2013年9月～、随時公表作業中）によると、1880年から2012年において世界の平均地上気温は0.85℃上昇しているなど、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、世界平均地上気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実と予測しています。環境の変化に生きものが適応できない場合、現在いる場所で進化するか、許容できる場所に移動できなければ、その生きものは絶滅することになります。「気候変動に関する政府間パネル」第4次評価報告書（2007）では、世界の平均気温が4℃以上上昇した場合、40%以上の種に及ぶ地球規模での重大な絶滅につながると予測しています。

こうした地球規模の温暖化が生物多様性の保全と利用に及ぼす影響としては、次のようなことが考えられており、生物多様性にとって重大な危機を招く要因となります。

- ①温暖化に伴い、従来、安定的に個体群が維持されていた生きものが消失したり、域外から入り込んだ生きものが独占的に異常繁殖したりする。
- ②温暖化に伴い水循環のパターンが変化し、地域によっては洪水や干ばつ等の災害が頻発し、その地域で生息・生育する生きものの存在が脅かされる。
- ③温暖化に伴う海面水位の上昇により、陸の生きものの生息・生育域が縮小したり、干潟の生きものが消失したりする。
- ④温暖化による平均気温の上昇で、農作物の作付適地が変化したり、病虫害が増加したりする。

また、降水量が変化することに伴い、積雪量や河川流量が変化し、生物の分布や生態系に大きな影響を与えることもあります。

【参考】「生物多様性損失の経済的影響」

生物多様性の危機について、COP10で最終報告が公表された「生態系と生物多様性の経済学」^(*)では、私たち人類が失っている生態系サービスの価値を分析しています。その損失は、陸域をベースとした生態系だけをみても毎年50億ユーロ（1ユーロ≒112円換算（H22.12月）で約5,600億円）の規模に相当することや、このまま対策を取らない場合、生態系や生物多様性が損なわれることによる経済的損失の規模は、2050年までに控えめに見積もっても世界のGDPの7%に相当する可能性があるとしています。

5 東日本大震災の影響

東日本大震災の大津波では、本県の太平洋岸で約112km²が浸水し、松川浦をはじめ、クロマツなどで構成される海岸林の多くが流出・倒伏したほか、浸水により、多様な動植物やそれらが息づいていた湿地が消失しました。一方で、浸水した後の地形・状況に応じた新たな生態系が創出される可能性もあります。

また、原発事故により、放射性物質が大気中及び海洋中に大量に放出されたため、長

期にわたる低線量被ばくなど海域を含む野生動植物に与える影響や、捕獲圧の低下などによる野生動物と人間のバランスへの影響が懸念されています。

第3章 福島県における生物多様性

第1節 概要

1 地勢・気候

本県は、東北地方の最南部に位置し、1万3,783km²に及ぶ全国第3位の広大な県土を有しています。

県の中央部には分水嶺となる奥羽山脈が南北に走り、東側は阿武隈川をはじめ全ての河川は太平洋に注ぎ込み、西側の河川は阿賀川に合流して日本海へと流れています。これらの河川の総延長は4,864kmに達します。太平洋に面する県土の東縁は、干潟や断崖などもある南北163kmの海岸線となっており、内陸部では、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群などの大小様々な湖沼、標高2,000m級の山岳地帯から100m級の低山地、河川沿いに発達した盆地などがあり、広い県土には、様々なタイプの生態系がみられます。特に、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園、日光国立公園、越後三山只見国定公園など、自然公園に指定されている地域では、本県を代表する豊かな自然と美しい景観に恵まれ、多様性に富んだ生態系を形成しています。

県土は、中央部を南北に走る奥羽山脈と東部を南北に広がる阿武隈高地によって、浜通り・中通り・会津の3つの地方に分けられ、それぞれの気候は大きく違ってきます。



この地図の作成に当たっては、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図250mメッシュ（標高）を使用したものである。（承認番号 平12総使、第489号）

* 磐梯山の標高は1816m、安達太良山の標高は1728mに補正されています。

東側の浜通り地方は、太平洋側気候で、梅雨の時期と秋に雨が多く、夏も海からの涼し

い風が吹き、それほど気温は高くなりません。やませの影響を受けて、沿岸部では、冷涼な夏になることもあります。また、冬は県内で一番温かく、雪はほとんど降りません。

中通り地方は、太平洋側と日本海側の中間の気候で、夏は、山間部ではそれほど暑くなりませんが、盆地では蒸し暑くなります。特に福島盆地では、全国的にも上位の最高気温を記録することがあります。一方、冬は冷たい風が吹き、雪が少なく強い霜に見舞われます。

西側の会津地方は、日本海側気候で、夏は、山間部は冷涼ですが、盆地では蒸し暑くなります。冬は、降雪が多く、気温もかなり低くなります。会津地方南西部の奥会津と呼ばれる地域では、積雪が2mを超えることもあります。



春（三春町 滝桜）



夏（檜枝岐村 尾瀬大江湿原）



秋（北塩原村 裏磐梯錦平）



冬（下郷町 大内宿）

2 植物・動物

地域の自然の見方にはいろいろありますが、一般的なのは、どのような種類の生きものがみられるかということです。生きものたちは互いに関係を持ちながら、立地特性に順応して生活しています。

本県の生物多様性について、まず、植物相・動物相から見てみましょう。

（1）植物相

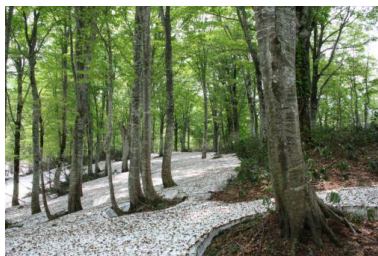
本県は、雪が少なく温暖な浜通りの低地から、会津地方の多雪地帯まで、その気候の幅はきわめて大きくなっています。また、新舞子浜などの砂丘地帯、松川浦のような潟湖、尾瀬などの湿原、霊山のような露岩地、裏磐梯のような湖沼群、あぶくま洞のある滝根仙台平のような石灰岩地形、吾妻連峰などの高山帯など、多様な植物立地が見られます。このような気候条件と地形条件を反映して、「福島県植物誌(1987)」には、コケ・シダ・種

子植物で 242 科 3,408 種が記録されています。

福島県植物誌では、これらの種について、その主な産地と出現頻度を示しています。出現頻度については「ごく普通」「普通」「やや普通」「やや稀」「稀」「ごく稀」の6段階に分けられていますが、「稀」や「ごく稀」に分類された種は、ほとんどが希少種とされているものです。福島県植物誌に記載されている種の約半数は、このような希少種に属しています。種の多様性を支えているのはこれらの希少種であると同時に、人間の影響によって失われやすいものもまた、このような希少種です。

人にルーツがあるように、植物にもそれぞれ分布を広げてきた歴史があります。本県の植物には、サカキ・ヒイラギ・コウヤマキなどのように日本列島の南から分布を広げてきた南方系の植物や、オゼコウホネ・ホロムイイチゴ・ヒナザクラなどのように北から分布を広げてきた北方系の植物、シラネアオイ・キヌガサソウなどのように雪の多い日本海側から分布を広げてきた植物があります。こうした植物の中には、本県がその分布限界となっている種も多くみられます。また、特記すべき植物としては、本県にのみ自生が知られているビャッコイ（白河市）や、アンドンマユミ（檜枝岐村）などがあります。

一方、科学的記録は残っているものの、その後生育環境が失われ、県内で絶滅したとみられる植物が、レッドデータブックふくしまでは7種挙げられています。



ブナ



シラネアオイ



ビャッコイ

(2) 動物相（哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、淡水魚類、昆虫類等）

(以下、種数の確認はレッドデータブックふくしま調査時。ただし絶滅種は除く。)

哺乳類は、多くのコウモリ類やイタチ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど 7 目 15 科 45 種が確認されています。(平成 15 年調査時)

これまで、阿武隈川以西に分布していたツキノワグマが、近年、阿武隈山地にも分布域を拡大するなど、県内でも分布域の変化がみられる種もあります。



ツキノワグマ



ニホンカモシカ

鳥類は、293 種が確認されています。（平成 14 年調査時）

特徴的な分布を示す鳥類は、海岸地域に飛来する旅鳥のシギ・チドリ類、河川・湖沼などに渡来する冬鳥のカモ・ハクチョウ類など、いずれも短期間滞在する種類に多くなっています。また、局所的な分布を示し、しかも繁殖が確認されている種類では、コシアカツバメ(海岸、中通り)、ブッポウソウ(会津)などがいます。コアジサシはいわき地方の海岸で繁殖しており、国内の産卵場所の北限とされています。猛禽類は 2 科 11 属 20 種を数え、この中には留鳥のイヌワシ・クマタカ・オオタカも含まれており、それぞれ繁殖が確認されています。



ノスリ



コアジサシ

両生類は、トウホクサンショウウオやモリアオガエルなど 2 目 6 科 17 種、爬虫類は、アカウミガメやマムシなど 2 目 8 科 15 種が確認されています。（平成 15 年調査時）



トウホクサンショウウオ



シロマダラ

淡水魚類は、会津地方のウケクチウグイや陸封型イトヨなど 20 科 76 種が確認されています。（平成 15 年調査時）

全県に広く分布するのは、スナヤツメ、メダカ、ホトケドジョウ、ギバチ、カジカなどです。これらが県全域に分布するのは、湧水や伏流水の流れる砂礫底質で水草が繁茂する河辺や湖岸が多いなど、本県が豊かな自然に恵まれていることの証でもあります。



ゼニタナゴ

昆虫類は、本県の立地条件を反映し、暖地系と寒冷地系、両方の種類がみられます。会津地方のカラカネイトトンボなど、全国的にも希少な種が多数生息しています。



ヒメギフチョウ

3 生態系

生態系とは、植物や動物などの生きものと、それをとりまく水・空気・土壌などの環境を含めた全体のシステムです。

生態系は、太陽からの光エネルギーを受けて有機物をつくる植物群に始まり、その有機物を摂取して体をつくる草食動物群、草食動物を捕食する肉食動物群、さらに、動物の死骸や落ち葉などを分解する微生物群を含む、食物連鎖としてとらえることができます。そして、生きもの之间を転送された有機物は、最後は二酸化炭素と水に分解され、再び植物に利用されます。生態系は物質の循環系でもあるのです。

立地によって生息・生育する生きものは異なるため、生態系にも様々なタイプが生じます。これが、生態系の多様性です。

本県の生態系を大きく分類すると、自然性が比較的高い「**奥山地域**」、田畑や薪炭林（雑木林）など身近な自然とふれあえる「**里地里山地域**」、人間活動が集中する「**都市地域**」、海との間で豊かないのちを育む「**沿岸域**」、水系として各地域を結び、生態系ネットワークの軸となる「**河川・湖沼・湿原地域**」が挙げられます。

（1）奥山地域

奥山地域は、脊梁山脈などの山地で、古くから水源涵（かん）養や県土の保全のために保護されてきた、自然性が比較的高い地域です。本県では、尾瀬国立公園や3ヶ所の森林生態系保護地域^(*)などに代表される地域が含まれます。

日本全体でみると、奥山地域は国土面積の2割弱を占めるといわれていますが、主に各種自然公園等を含む国有林や、民有林の水源地域（ここでは、水源涵（かん）養機能が高くかつ標高が1,000m以上の森林）がこれにあたり、本県では県土面積の3割以上を占めています。

<p><参考> 国有林 409,694ha + 民有林の水源地域 28,411ha = 438,105ha 県土面積 (1,378,300ha) の約31.8% (福島県森林計画課森林簿データより)</p>

まず植物でみると、ブナ・チシマザサ群団、オオシラビソ群集、高山低木林、山地湿原など、それぞれ気候的あるいは地形的な立地環境に沿って発達をとげた、極相の植物群が広がります。また、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型哺乳類やイヌワシ、クマタカなど行動圏の広い猛禽類の生息域でもあり、次世代に確実に伝えていかなければならない地域です。さらに、自然に遊び自然に学ぶには絶好の地域でもあります。



燧ヶ岳 (檜枝岐村)



浄土平・吾妻小富士 (福島市)



田代山湿原 (南会津町)

(2) 里地里山地域

里地里山地域は、奥山地域と都市地域の間位置し、田畑や薪炭林（雑木林）、人工林などが立地環境に応じて混在する地域で、福島県に住む私たちが普段最も目にする風景です。

里地里山は、長い歴史の中で、自然に対する人間の様々な働きかけを通じて、有用な産物が効率よく生産できる生態系が形成されてきた地域です。こうした生態系の維持には人的管理が必要で、その多様性を保持するためには、持続可能な農林業の振興が必要です。また、人との軋轢を回避するため、有害鳥獣の生活の拠点とならないような管理も必要です。

さらに、原発事故により国から避難指示等が出され、社会活動が停滞した避難指示区域では、人間の働きかけがなくなった、あるいは変化したことにより、生態系に影響が出ています。



春の里山 (只見町)



スギの人工林

(3) 都市地域

人間活動が集中し、野生の生きものの生息域は限られますが、県内の都市には公園や社寺林など身近に自然とふれあえる場所も多くあります。また、緑地を効果的に配し、緑の

街並みを有した住宅地もあります。緑地や都市内を流れる河川は人間の環境要素として大切ですが、都市をまたいで生活する生きものたちのビオトープ^(*)としても重要です。



都市公園（郡山市開成山公園）

（４）沿岸域

沿岸域には砂丘や湿地、干潟などがみられます。また、近くの海には多くの魚類や貝類などが生息し、砂浜には鳥が営巣するなど、豊かないのちを育む地域です。人の居住地に近い自然地で、その管理には住民一人ひとりの理解と協力が必要です。

なお、東日本大震災による大津波で大きな攪乱を受けたほか、地盤沈下による相対的な水位の上昇なども起こっており、希少な鳥類の営巣地や昆虫の生息地が確認できなくなるなど、浸水区域の生態系は大きく変わっています。

（５）河川・湖沼・湿原地域

水は、私たちを含めた生きものにとって欠かすことができないもので、水系は生物多様性の重要な基盤サービスを提供しています。本県の河川は、源流部の森林から里地里山地域、都市部を流れ、海へと注ぎ、その過程で多様な生命を育み、大地に豊かな実りを与えています。一方で、いろいろな物質の流入・蓄積も大きいため、本来の自然を維持するための管理が必要です。

また、尾瀬や裏磐梯湖沼群などは、本県特有の多彩で豊かな水辺空間をつくりあげています。



阿武隈川（福島市）



裏磐梯五色沼（北塩原村）

４ 希少野生動植物

多様な生態系は、たくさんの生きものにより構成されています。しかし、様々な環境の変化などにより、絶滅が心配される種も少なくありません。

本県では、絶滅のおそれがある動植物の現状を把握するため、平成13～14年度に「レッドデータブックふくしま」を作成し、動物・植物あわせて1,024種を掲載しています。そのうち、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）は367種で、その内訳は、植物がビャッコイなど310種、昆虫類がヒヌマイトトンボなど24種、鳥類がコアジサシなど25種、魚類がゼニタナゴなど5種、両生・爬虫類がトウキョウサンショウウオ1種、哺乳類がヤマコウモリなど2種となっています。

ふくしまレッドリスト選定種総括

分類群	植 物				動 物						合計	
	コケ植物	シダ植物	種子植物	小計	昆虫類	鳥類	淡水魚類	両生・爬虫類	哺乳類	小計		
絶滅	—	2	5	7	1	—	—	—	2	3	10	
絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類	26	7	97	130	8	11	3	—	1	23	153
	絶滅危惧Ⅱ類	24	18	138	180	16	14	2	1	1	34	214
準絶滅危惧	18	8	114	140	30	17	6	4	1	58	198	
希少	33	29	106	168	38	23	2	5	8	76	244	
注意	—	—	8	8	7	1	—	—	3	11	19	
未評価	15	9	124	148	12	6	7	5	8	38	186	
合計	116	73	592	781	112	72	20	15	24	243	1,024	

第2節 現状（4つの危機と東日本大震災の影響）

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、私たちの暮らしはたくさんの生きものたちに支えられています。しかし、本県においても様々な危機がからみあい、この豊かな生物多様性が脅かされています。

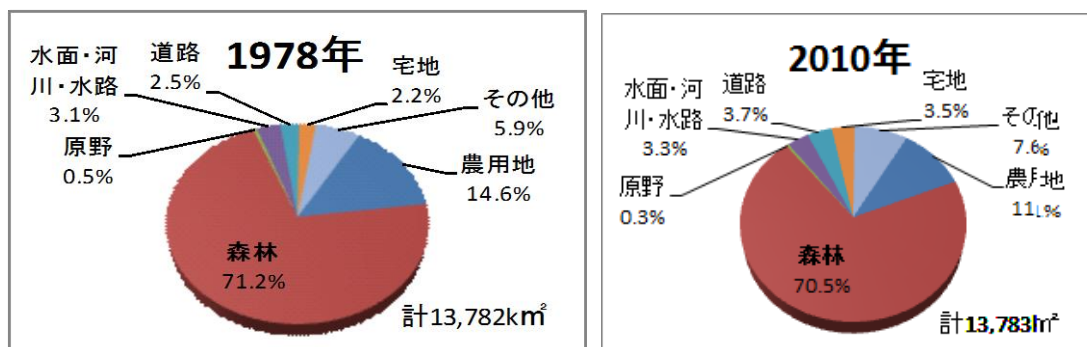
ここでは、「人間活動や開発による影響」「人間活動の縮小による影響」「人間により持ち込まれたものによる影響」「地球環境の変化の影響」「東日本大震災の影響」の5つの視点から、本県の現状について整理しました。

1 人間活動や開発による影響（第1の危機）

【土地利用】

昭和50年代初めから平成21年までの約30年間をみると、本県においても都市化が進み、大規模開発等による森林や農用地面積の減少や、道路や宅地のような都市的土地利用への推移が多くみられました。現在、その転換面積は縮小傾向にあります。

福島県土地利用の現況



（福島県土地・水調整課「土地利用現況調査」より）

【レッドデータブックふくしまからみた野生動植物】

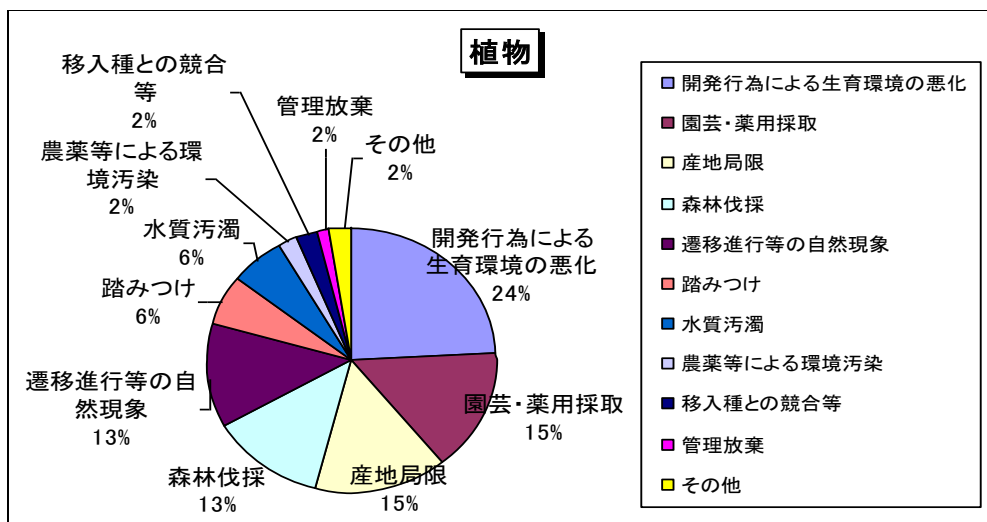
(1) 植物

レッドデータブックふくしまに掲載されている希少野生動植物は、1,024 種にのぼりますが、そのうち、植物は 781 種選定されています。本県に生育している植物は、種の数も多く、生育環境も多様であることから、生育数の減少要因も多岐にわたっています。

レッドデータブックふくしまを基にした分析によれば、最大の要因は、開発行為による生育環境の直接的な改変ですが、ラン科の植物に代表される過剰な採取圧も大きな要因となっています。採取圧による減少は、高山性の植物のように特殊な環境に生育する植物のみならず、エビネやコアツモリソウなどの野生ランにも多くみられ、既存の採取規制などがない身近な雑木林で、多くの植物が過剰な採取圧にさらされている状況にあります。

また、県内での生育記録は残っているものの、その後の人的影響によって生育環境を失い、絶滅したとみられる植物が 7 種挙げられています。

植物（絶滅危惧種）の生育に影響を与えている要因



(「レッドデータブックふくしま」より)



クマガイソウ

(2) 動物

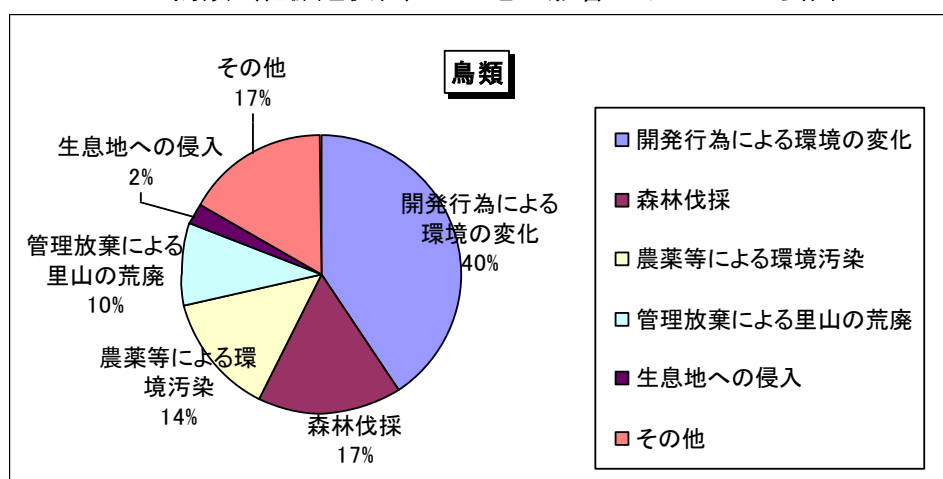
動物（哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、淡水魚類、昆虫類）では、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類＋Ⅱ類）として計57種が選定されていますが、そのうち鳥類（25種）と、昆虫類（24種）の減少要因は以下のとおりです。

[鳥類]

鳥類では、多くの種が餌場、営巣地となる森林に生息しており、特に猛禽類などの大型の鳥類は行動圏が極めて大きく、広大な森林が生息環境として必要です。したがって、現在では少なくなったものの、生息地を破壊する開発行為や無秩序な森林の伐採が最も大きい影響要因となっています。

一方、里山などは管理放棄により荒廃し、鳥類の生息環境として適さない地域が増加しています。海岸沿いの砂浜などで繁殖する鳥類では、繁殖地への車の乗り入れなどが阻害要因となっています。

鳥類（絶滅危惧種）の生息に影響を与えている要因



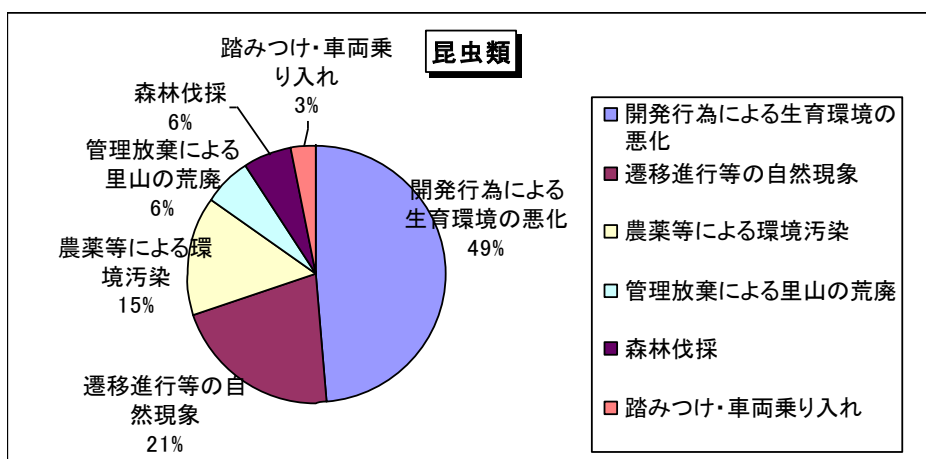
（「レッドデータブックふくしま」より）

[昆虫類]

レッドデータブックふくしまでは、昆虫類の調査対象をトンボ目、カメムシ目（タガメなどの水棲昆虫類）、コウチュウ目、およびチョウ目の4分類群に絞って検討しています。これらの分類群に属する種の主な生息地が、森林、草地、池沼などであることから、生息数の減少要因としては開発行為による生息環境の改変が約半分を占めています。

また、河川、湖沼などの水環境に生息する種にとっては、開発行為などによる地形の改変のほか、化学物質などによる水質の汚濁が生息を脅かす大きな要因となっています。水は野生動植物の生息・生育空間となるほか、形を変えて絶え間なく循環することにより様々な物質を運搬することから、生物多様性に対する影響は大きく、水環境の適切な保全は重要な課題です。

昆虫類（絶滅危惧種）の生息に影響を与えている要因



（「レッドデータブックふくしま」より）

2 人間活動の縮小による影響（第2の危機）

- これまで、田畑などの農用地や里山などの自然環境は、長い歴史の中で、農林業など人との関わりの中で維持され、原生的な自然とは異なる生態系を形成し、様々な動植物が豊かな多様性を織り成す状態がつくられてきました。

例えば、稲作により水田やため池にはカエルやアメンボなどの生きものが息づき、森林の間伐や枝打ちにより森林の中には太陽の光が十分に行き届いていました。しかし、現在、県土の8割を占める過疎・中山間地域^(*)では、人口減少と高齢化がすすんでおり、人間の働きかけが弱くなったことで、明るい林床を好むカタクリなどのように、減少している種もあります。

- 本県の平成22年の農業就業人口^(*)は10万9,048人となっており、5年前より2万5,962人（19%）減少しています。そのうち65歳以上の割合は6万9,704人と、全体の64%を占めています。このため、水路・ため池の維持管理が十分にできなくなったり、耕作放棄地が増加したりするなど、人間による働きかけが縮小しています。

本県の農業就業人口

（単位：人、%）

	平成2	7	12	17	22
農業就業人口	181,130	148,780	147,501	135,010	109,048
（内65歳以上）	(55,830)	(65,015)	(81,022)	(81,787)	(69,704)
（同上割合）	(31)	(44)	(55)	(61)	(64)

（資料：農林水産省「農林業センサス」）

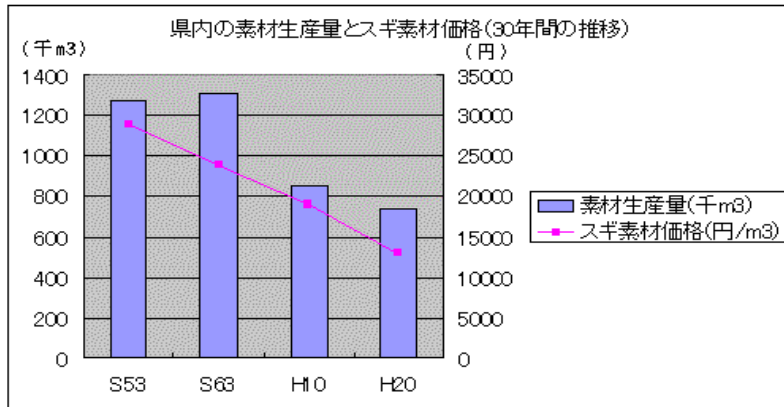
- 外材の輸入による木材価格の低下などにより、林業生産活動が停滞しており、木材（素材）生産量や造林面積が減少しています。それに伴い、間伐などが不十分な森林が増えるとともに、オオタカ等の猛禽類が常時採餌しやすい低木林等の開けた環境が以前より少なくなっています。

また、電気やガスの普及により、薪や木炭の自家消費や売買がほとんどなくなり、里

山の薪炭林（薪及び木炭の原材料の生産を目的とする森林）としての経済的な価値が失われてしまいました。

さらに、化学肥料の普及により、堆肥づくりのための落ち葉集めなども減っています。

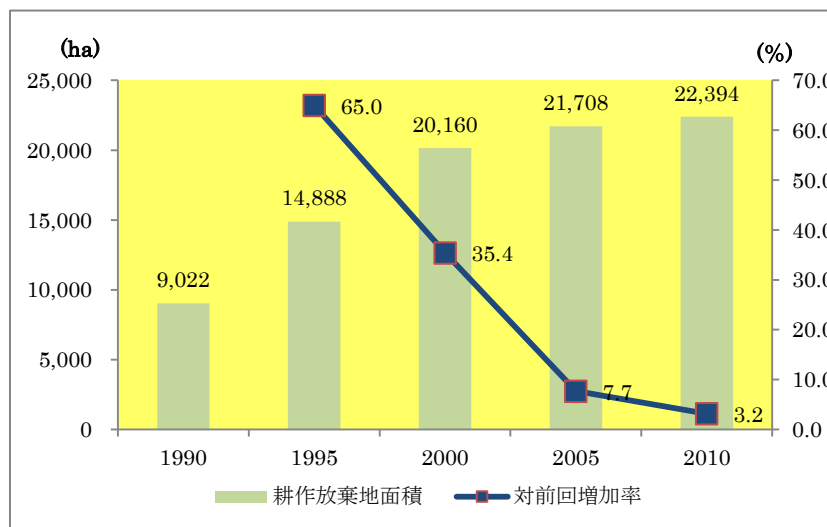
県内の素材生産量とスギ素材価格（30年間の推移）



(福島県林業振興課)

- 手入れ不足の里山林や耕作放棄地は、イノシシやニホンザルなどの格好の生息地となります。その結果、分布域が拡大し、農林業等への被害が増加しています。

耕作放棄地面積と増加率の推移



(農林水産省「2010 農林業センサス」)

獣類別農業被害

(万円)

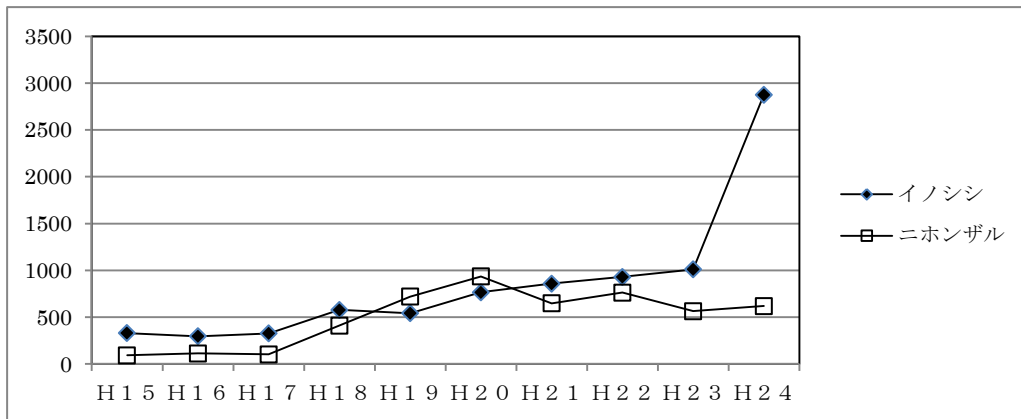
	計	イノシシ	ニホンザル	クマ	その他
H 2 3	8,802	4,934	2,181	544	1,142

(注) 小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

(県病害虫防除所集計値)

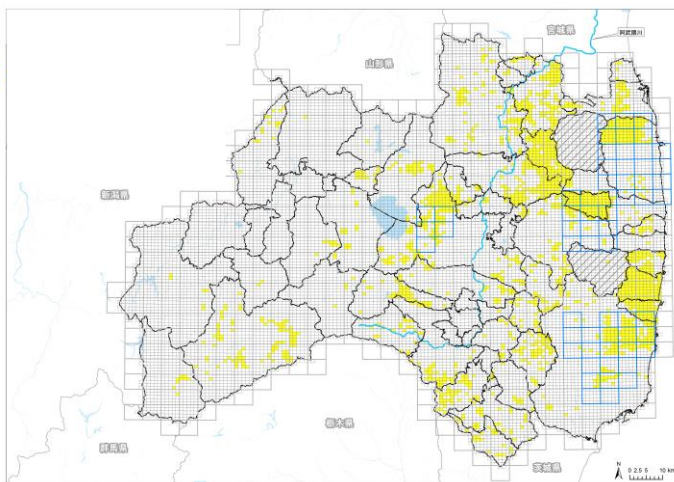
イノシシとニホンザルの有害捕獲数

(頭)



(注) 個体数調整捕獲を含む (福島県自然保護課)

本県のイノシシ分布図



イノシシによる被害状況

凡例
 1kmメッシュ内でイノシシの生息情報あり
 5kmメッシュ内でイノシシの生息情報あり
 イノシシの生息の有無に関する情報が得られなかった地域

(イノシシ生息状況等調査業務 (福島県) 平成 22 年)

3 人間により持ち込まれたものによる影響 (第3の危機)

- 人間活動によって国外や国内の他地域から導入された外来種は、作物、水産資源、園芸植物、ペットなどとして人の生活を豊かにすることに貢献しました。一方で、一部の外来生物が、在来の生態系や生きものに対して大きな脅威となっています。そのような生物を侵略的外来生物と呼びます。
- 侵略的外来生物のうち、107種類を国は特定外来生物として指定し、防除に努めています。このうち、県内では21種類が確認されています。
- 植物では、裏磐梯五色沼周辺などでオオハンゴンソウが群落を形成しており、在来植物の生育を脅かしています。

動物では、アライグマなどの生息域の拡大が確認されており、またアメリカミンクは中通り地方を流れる阿武隈水系で個体数の増加が報告されているなど、今後、農林水産

業への被害や捕食による在来動物への影響、生態系への影響などが懸念されます。

平成 25 年「特定外来生物の目撃・被害に関するアンケート調査」

哺乳類	アライグマ、アメリカミンク、
鳥類	ガビチョウ
爬虫類	
両生類	ウシガエル
魚類	ブルーギル、オオクチバス、コクチバス、チャネルキャットフィッシュ
甲殻類	ウチダザリガニ
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ

注) アンケートによる結果のほか、県内で確認された事例がある特定外来生物は、哺乳類のヌートリア、タイワンザル、アカゲザル、爬虫類のカミツキガメ、ワニガメ、植物のオオカワヂシャ、オオフサモがあります。さらに現在、指定を検討されているアカミミガメについても確認されています。



バス類とブルーギル



オオキンケイギク



アライグマ

- 県内の多くの河川や湖沼には、ブラックバス類（オオクチバス、コクチバス）やブルーギル等が生息しており、在来魚に大きな影響を与えています。

阿武隈川における外来魚の確認状況経年比較

調査年度/ 外来種	調査年度					
	平成2年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成25年度
ブルーギル	×	●	●	●	●	●
オオクチバス (ブラックバス)	●	●	●	●	●	●
コクチバス	×	×	●	●	●	●
チャネルキャ ットフィッシュ	×	×	×	×	●	●

凡例 ●:確認 ×:未確認

資料:国土交通省(福島河川国道事務所)

- 特定外来生物以外でも、福島県内で大きな被害を及ぼしている外来生物があります。

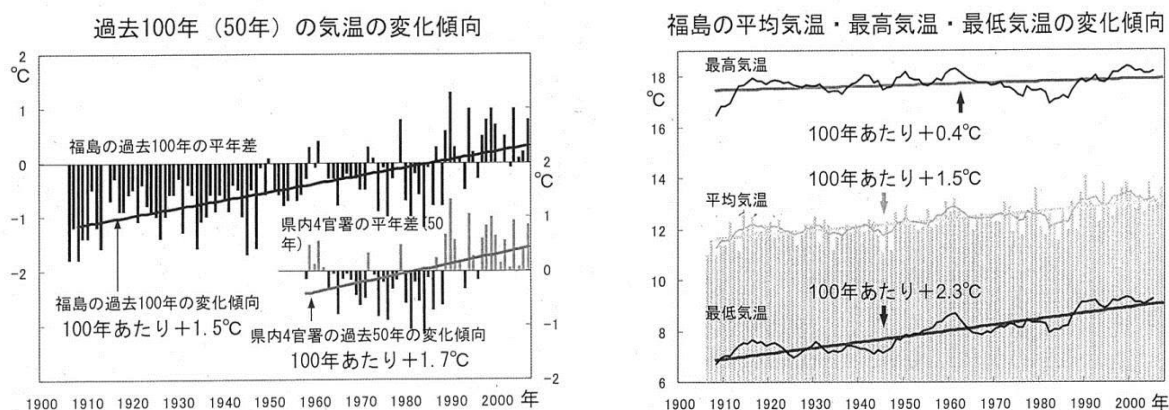
要注意外来生物のコカナダモは尾瀬沼、猪苗代湖、裏磐梯湖沼群などで繁茂しています。マツ枯れを生じさせるマツノザイセンチュウも外来生物です。

- 人間の活動に使用されている多種の化学物質の中には、有害性や生物蓄積性などが十分に確認されていないものもあり、これらの化学物質による生態系への影響が懸念されます。

4 地球環境の変化による影響（第4の危機）

- 福島地方気象台における気温の観測では、この100年で、福島県の平均気温は約1.5℃、日最低気温の平均値は約2.3℃上昇しています。また、県内の主な観測地点4箇所（福島、小名浜、白河、若松）における最近50年の変化をみても、平均気温は上昇しています。気象官署ごとの地域特性はあるとしても、福島県では、全域的に温暖化の傾向が現れているとみることができます。

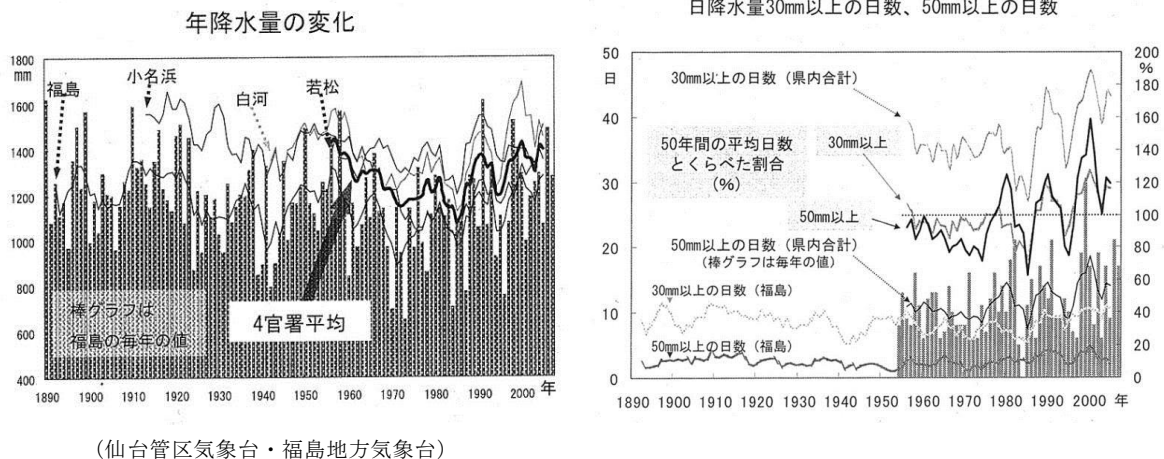
地球温暖化による東北地方・福島県の気候への影響



（仙台管区気象台・福島地方気象台）

- 福島地方気象台における降水量の観測では、長期的に年降水量が増減する傾向はみられません。日降水量50mm以上の日数は、年ごとの変動幅が大きいものの、増加傾向にあります。年間の降水量は増加傾向にないことから、降水は短時間に集中し、降水の少ない期間が長くなるといった、時間的な水の偏在化が進んでいることがうかがえます。

地球温暖化による東北地方・福島県の気候への影響



- ツマグロヒョウモンやモンキアゲハ、コウロギの仲間のサトクダマキモドキなど南方系の昆虫が県内で確認されています。また、ここ50年で、ソメイヨシノの開花日が徐々に早くなり、カエデが紅葉した日が徐々に遅くなる変化がみられます（関連資料「ソメイヨシノの開花日、カエデの紅葉」参照）。
- イノシシの生息分布を制限する要因の一つには、積雪条件（積雪深や積雪日数）があると考えられています。本県では、従来、浜通りや中通り東部（阿武隈川東部）を中心にイノシシが生息していましたが、最近では、中通り西部や会津（阿武隈川西部）でもイノシシの生息が確認されています。こうしたイノシシの生息分布の変化には、前述の耕作放棄地の増大や放牧地及び薪炭林における手入れ放棄に加え、温暖化による積雪量の減少が影響している可能性も指摘されています。
- 尾瀬地域で、これまでほとんどいなかったニホンジカが確認されるようになり、貴重な植生が食害等にあっています。尾瀬地域は雪が深いため冬季は栃木県や群馬県へ移動するとされていますが、積雪量の減少や地球温暖化に伴う暖冬傾向などにより、県内で越冬している可能性も指摘されています。また、尾瀬地域以外の会津地方においても、生息が確認されるようになってきました。

5 東日本大震災の影響

- 沿岸域では、大津波による大規模な攪乱や地盤降下による相対的な水位の上昇などが起きたことから、生態系の大きな変化が生じました。多くの海岸林が破壊され、消失し、多くの海岸沿いの湿地が掘り取られる、塩分濃度が変わるなどにより、これまでの生物の生育・生息基盤が損なわれた地域がありました。松川浦に生息していたヒヌマイトトンボが震災後に確認されなくなるなど、貴重な動植物で被害を受けたものがありました。一方で、ハマツナやハマサジ等の塩生湿地の植物など、生育地を広げたり数を増やしたりした希少動植物もありました。
- 原発事故で大量に放出された放射性物質により、野生動植物から高濃度の放射性核種濃度が検出されています。しかし、長期にわたって放射線が野生動植物に与える影響に

については知見が少なく、今後の動向が懸念されています。

- 野生動物の肉に国から出荷制限等が指示されたことなどにより、県内全域で狩猟を行う人が減少しています。自然の恵みを享受し、自然と共存する伝統的な狩猟文化が衰退するおそれがあります。
- 原発事故の影響による狩猟意欲の減退や捕獲行動の制限などにより、イノシシなどの行動範囲の拡大や、行動の変化がみられるようになりました。避難指示区域をはじめ、県内各地で、これまであった野生動物と人間の関係が崩れてきています。
- 避難指示区域等では、耕作が行われないことにより、多くの田畑がセイタカアワダチソウやヤナギ類の群落に変化しています。
- 一部の森林では、環境放射線量が高い値を示しており、二次林で薪やキノコの原木に活用できないため、森林の管理ができないなど、里山にも大きな影響が出ています。

大津波の影響を受けた松川浦及び磐城海岸県立自然公園における植生や動物の変化予測

公園	対象	将来の変化予測
松川浦	ヨシ群落	ヨシは地下茎によりその分布域を広げる種である。野崎湿地の今年度のヨシの生育変化の観察や、周辺の水田跡地に成立したヨシ群落の分布からも、ある程度のスピードで生育地を回復することが期待できる。 ただし、水深が 1m 程度以上の場所には生育できないことから、潮位の変化がある湖岸部での生育可能範囲は限定されると考えられる。
	砂丘植生	砂丘植生の生存に影響する要因としては砂丘の浸食があり、当公園では地盤沈下も起こっているため、砂丘への波の影響範囲も変化したと考えられる。 震災後 2 年目の今年度の砂丘植生分布は、地盤沈下後の安定状態と考えられるが、海流による砂浜の浸食等が進んだ場合生育立地が減少する可能性もある。
	海岸林	完全に消失した樹林については、今後の防災林の検討等によって回復が進められると考えられる。 その他の枯損した樹林については、その多くが針葉樹（クロマツやスギ）であり、萌芽再生の可能性はない。枯損木が倒伏した場所には侵入木が生育する可能性があるが、地下水位が高くなっていることも考えられ、生育可能な樹木としてはエノキやハンノキ等やや湿性な立地に生育できる樹種に限られる可能性がある。
	ヒヌマイトトンボ	汽水域のヨシ原といった、比較的特殊な環境に生息する小型のイトトンボであり、移動能力はあまり高くない。 本調査では、過去に生息が確認されている場所でも確認されなかった。今後、ヨシ原は徐々に回復していくと考えられるが、ヒヌマイトトンボの生息に適した環境（ヨシ原とヨシ原の間に小面積の開放水域や低茎湿地が分布）が自然状態で回復するかは不明である。また、移動能力の低さや生息可能環境の連続性から、周辺の生息地から当公園に移動してくる可能性はかなり低いと考えられる。

松川浦	底生動物	種相としては震災前とほぼ同等の底生動物(カニ類、貝類)の生息が確認されたが、その分布状況や個体数は震災前の状況ではないと考えられる。 今後は、干潟の安定化(特に海側)やヨシ原の拡大に応じて、それぞれの環境に対応した底生動物相が生息すると考えられる。
	鳥類	種相としては震災前とほぼ同等の鳥類が確認された。 鳥類は生息範囲が広く、移動能力も高いため、今後は松川浦の環境に対応した鳥類が生息すると考えられる。
磐城海岸	砂丘植生	津波の影響により砂浜海岸は縮小・分断化し、これに伴い砂丘植生も縮小している。また、地盤沈下により波による浸食も見られている。 ある程度のまとまりをもった砂丘植生は存続していくと考えられるが、小面積の砂丘植生は大型台風等の高波の影響を受けた場合、面積の減少あるいは消失する可能性もある。 また、現在砂丘植生がない砂浜への複数の砂丘植物の侵入及び群落の形成にはかなりの時間を要すると考えられる。
	海岸林	津波による枯損の被害を受けたクロマツは再生の可能性が低く、現在ハリエンジュが生育している林分ではハリエンジュの優占度が高くなると考えられる。
	重要な植物	海岸の崖地に生育する種については、崖内で少し場所を変化させながらも生育を維持していくと考えられる。 砂浜に生育する種については、上述した砂丘植生の状況と同じであり、小面積の群落内に生育するものについては消失の可能性が高いと考えられる。
	コアジサシ	コアジサシの繁殖は確認されず、飛来数も少ないものに留まった。ただし、この変化は震災前から起こっているものであり、震災の影響とは言えない。 有識者のヒアリングによれば、餌環境の変化が影響している可能性が示唆され、今後のこの影響の変化は不明である。 ただし、コアジサシが繁殖に利用できる砂浜を維持していなければ餌環境が改善しても繁殖は再開できないのでこの点には留意が必要と考えられる。
	鳥類	鳥類は生息範囲が広く、移動能力も高いため、今後は磐城海岸の環境に対応した鳥類が生息すると考えられる。 なお、ハヤブサについては繁殖の継続も確認されているが、営巣地が崩れるなどの影響も出ている。今後は、営巣適地を見つけて繁殖を続ける可能性もあるが、経過をモニタリングすることが望ましい。

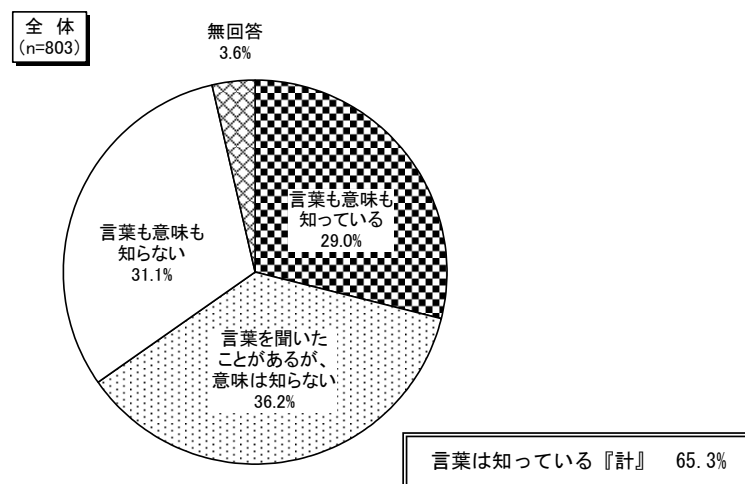
資料:平成24年度緊急雇用創出事業地域生物多様性基礎調査(自然保護課)

第3節 「生物多様性」の普及啓発の必要性

生物多様性に関する科学的な知見が充実し、その意義や価値について多くの人々が理解し、県内各地の保全活動が連携して行われることにより、生物多様性の保全が進んでいくこととなります。

- 平成25年度の県政世論調査によると、「生物多様性という言葉を知っている」という人の割合は自然環境問題に関心のある人は、平成22年度時の51.8%から65.3%に増加しており、この割合は全国平均（平成24年度内閣府による「環境問題に関する世論調査」）の55.7%も上回りましたが、目標とする70.0%にはまだ達していません。（関連資料「生物多様性に関する県政世論調査結果（平成25年8月調査）」参照）。

「生物多様性」という言葉を知っていますか？



（平成25年県政世論調査結果より）

- 平成22年10月に開催した「環境・エネルギーフェア」における「生物多様性セミナー」参加者アンケートでは、生物多様性の保全には、希少野生動植物の保護や外来生物の駆除と併せて、市民への意識啓発・子どもへの環境教育や、市民が自然とふれあう機会を創出すること等が必要であるなどの意見が寄せられました。また、セミナーを通じて、生物多様性に対する関心を深めたという人も多くいました。
- 本県には野生生物を対象とした研究機関（自然系博物館等）が少なく、資料・データの蓄積や専門的な知識を有する人材が求められています。
- 体験型・実践型のプログラムの実施について、県民の要請は多様化・高度化しています。



もりの案内人（*）による観察会



せせらぎスクール（*）

- 生物多様性関係活動団体は県内に 34 団体ありますが（平成 21 年度調べ）、会員の高齢化・固定化をはじめ、資金や人材（専門家を含めて）確保、行政や他団体との連携・交流、法規制の適用などが問題となっています。
（関連資料「県内の生物多様性関係活動団体の動向」参照）

第 4 節 ふくしまの特徴的な生物多様性

1 奥山地域の生態系の保全

奥山地域は、全国でみると国土面積の 2 割弱を占めていますが、本県の場合は県土面積の 3 割以上を占めており、本県の生物多様性を表す特徴のひとつと言えます。

本計画では、各種自然公園等を含む国有林や、水源涵（かん）養や県土の保全などの機能が高い民有林を、大まかに奥山地域としてとらえています。本県は、県土の約 7 割が森林で、そのうち 6 割を占める天然林は全国第 3 位の面積があります。会津地方を中心に、原始的な森林（*）が各所に残っており、自然公園や自然環境保全地域等に指定され、その保護が図られています。

奥山地域は、植生自然度（*）が高い地域を多く含んでいます。里地里山地域や都市地域にも植生自然度が高い地域はありますが、奥山地域の広くまとまりをもった原始的な森林（*）は、本県の自然の原型であることから、植生だけでなく野生動物や地形・地質も含めて保存することが重要です。

本県における奥山地域の保全は、奥山の多様な遺伝資源を守り、国全体、及び地球規模の生物多様性の保全に大きな役割を果たします。

（1）自然公園

「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に、区域を画して設けられています。

自然公園は、「国立公園」「国定公園」「県立自然公園」の三種類に分かれていますが、いずれも豊かな自然環境を有し、風景が優れた地域で、広大な奥山地域が含まれています。これらを適正に保護しながら、永く後世に引き継いでいくことが重要であり、公園地域の保護と利用を図ることを目的として公園計画を定め、各種の行為を規制するとともに、利用施設などの整備を行っています。

本県の自然公園は、国立公園 3 カ所（日光、磐梯朝日、尾瀬）、国定公園 1 カ所（越後

三山只見)、県立公園 11 カ所があり、その面積は計 179,096ha と東北 1 の広さがあります。

自然公園の指定状況

公園別	面積 (ha)	特別保護地区 (ha)	特別地域 (ha)	普通地域 (ha)
国立公園	90,122.8	6,083.4	73,421.1	10,618.3
磐梯朝日	65,553.8	3,280.4	53,698.1	8,575.3
日光	7,329.0	0.0	5,286.0	2,043.0
尾瀬	17,240.0	2,803.0	14,437.0	0.0
国定公園 (越後三山只見)	33,665.0	10,623.0	23,042.0	0.0
県立自然公園	55,336.0 (2,892.2)	—	12,603.4	42,732.6 (2,892.2)
霊山	2,271.0	—	661.0	1,610.0
霞ヶ城	170.4	—	23.9	146.5
南湖	777.0	—	112.3	664.7
奥久慈	4,831.1	—	776.1	4,055.0
磐城海岸	710.2 (1,594.4)	—	328.7	381.5 (1,594.4)
松川浦	979.0 (738.0)	—	842.0	137.0 (738.0)
勿来	1,395.6 (559.8)	—	314.8	1,080.8 (559.8)
只見柳津	15,668.2	—	573.3	15,094.9
大川羽鳥	16,531.0	—	4,543.0	11,988.0
阿武隈高原中部	7,658.5	—	2,765.7	4,892.8
夏井川溪谷	4,331.0	—	1,662.7	2,668.4
合計	179,095.8 (2,892.2)	16,706.4	109,066.5	53,337.9 (2,892.2)
全国	5,433,461	344,898	3,503,058	1,930,403

- (注) 1 県立自然公園には、特別保護地区の制度がありません。
 2 複数県にまたがる国立・国定公園については、福島県側の面積を示しました。
 3 面積は陸域の部分であり、() 内に海域の部分を示しました。
 4 全国の数値は平成 25 年 3 月 31 日現在です。

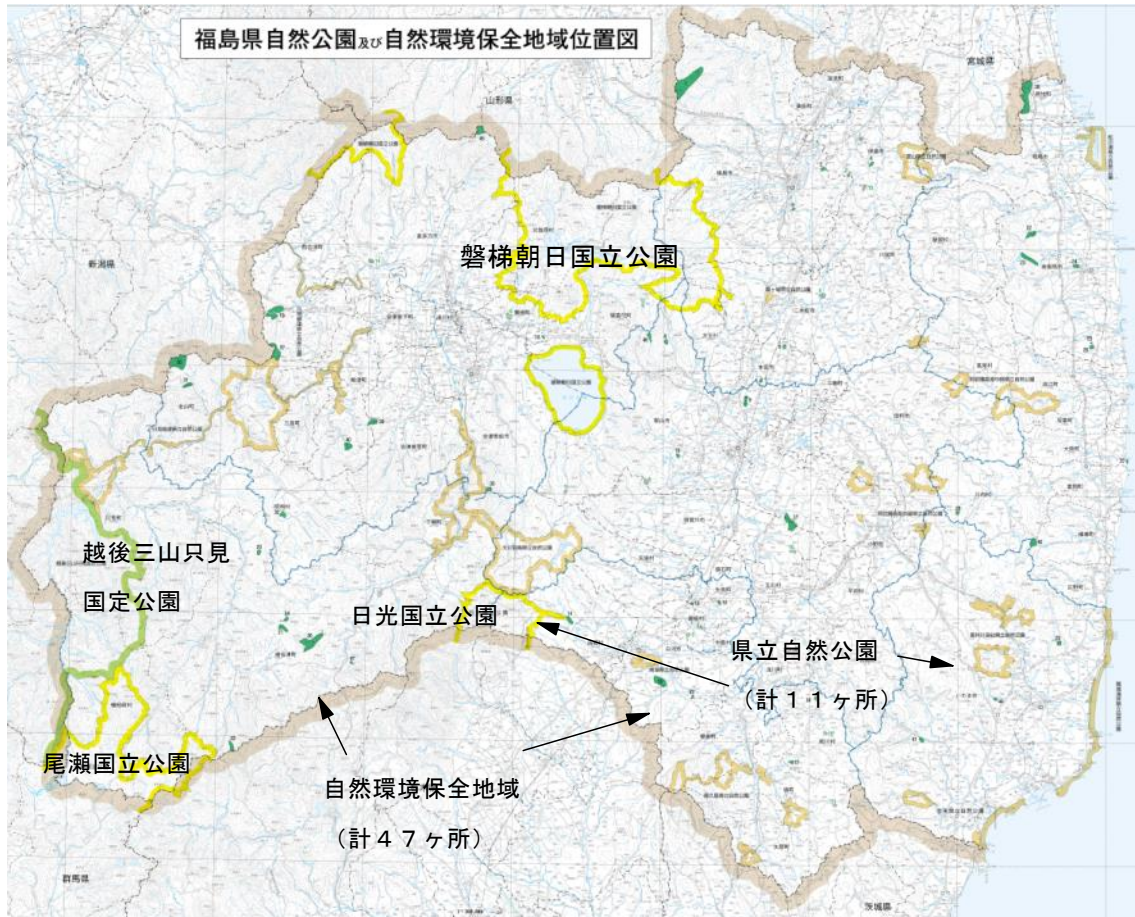
(2) 自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質や、高山植生、湿原の植物群落など、自然度が高く、希少性・原産性の観点からも価値の高い地域を保全するために指定したものです。

県内には自然環境保全地域が47地区あり、ブナ等の天然林が広がる「茂庭地区(福島市)」や「木地夜鷹山(西会津町)」など、計4,867haが指定されています。

福島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域

	地域名	関係市町村	指定年月日	面積(特別地区面積)ha	保全対象
1	信夫文知摺	福島市	S49.3.22	3.60(1.50)	シラカシ等の巨木、地形、地質
2	黒岩虚空蔵	福島市	S49.3.22	1.60(—)	高樹齢のアカマツ林ほか
3	高松山	本宮市	S49.3.22	6.20(—)	高樹齢のモミ、アカマツ林ほか
4	岩角山	本宮市	S49.3.22	12.50(—)	ケヤキなどの人工林、岩石の露頭
5	石田ブヨメキ	伊達市	S49.3.22	9.50(0.70)	湿原、湿原植物
6	石筵	郡山市	S49.3.22	51.90(—)	シダレグリの自生地
7	五本松	矢吹町・泉崎村	S49.3.22	1.20(—)	アカマツの並木
8	恩賜林	矢吹町	S49.3.22	7.80(—)	アカマツの一斉林
9	茶臼山	伊達市	S49.3.22	7.80(—)	サクラ類の自生地
10	熊川海岸	大熊町	S49.3.22	1.80(—)	海蝕地形
11	法正尻湿原	磐梯町	S49.3.22	3.60(3.60)	湿原、湿原植物ほか
12	大悲山	南相馬市	S49.3.22	6.10(—)	ヤマツツジの自生地
13	小高薬師堂	南相馬市	S49.3.22	1.10(—)	スギ、サクラの人工林
14	浄土松	郡山市	S50.2.28	35.00(11.30)	アカマツ天然林、巨木な奇岩群
15	奥州街道松並木	郡山市	S50.2.28	1.70(—)	アカマツの並木
16	強滝	鮫川村	S50.2.28	8.30(0.48)	滝、溪谷
17	江竜田	鮫川村	S50.2.28	4.10(1.60)	滝、溪谷
18	西郷澗	西郷村	S50.2.28	57.90(10.21)	溪谷、柱状節理
19	宮床湿原	南会津町	S50.2.28	54.10(8.00)	湿原、湿原植物ほか
20	牛越館山	南相馬市	S50.2.28	31.50(—)	モミ等の天然林
21	高倉山	いわき市	S50.2.28	99.20(—)	二畳紀地層の露出、化石ほか
22	宇津峯山	郡山市・須賀川市	S50.2.28	335.60(—)	変成岩類の盆地状構造ほか
23	茂庭	福島市	S50.6.6	861.58(110.60)	ブナ等の天然林
24	黒岩山	南会津町	S50.6.6	72.32(72.32)	ブナ等の天然林
25	新田川溪谷	南相馬市	S50.6.6	122.38(90.64)	溪谷、モミ、ケヤキ等の天然林
26	槽原	南相馬市	S50.6.6	70.84(62.34)	モミ、ケヤキ等の天然林
27	平伏沼	川内村	S50.6.6	3.60(2.14)	沼、モリアオガエル
28	関山	白河市	S50.6.6	190.50(—)	石英安山岩質凝灰石の急峻な地形
29	安座	西会津町	S50.6.6	280.95(57.65)	地形、地質、コウヤマキ等の自生地ほか
30	三条	金山町	S51.6.22	24.95(24.65)	スギの天然林
31	新道沢	南会津町	S51.6.22	76.68(25.60)	チョウセンゴヨウの自生地
32	黒岩湿原	南会津町	S51.6.22	3.70(3.70)	湿原、湿原植物
33	矢の原湿原	昭和村	S51.6.22	54.32(20.62)	湿原、湿原植物
34	本名御神楽岳	金山町	S51.6.22	444.82(444.82)	ブナ、ズギ等の天然林、地形
35	大戸岳	会津若松市	S52.10.28	115.47(115.47)	ヒノキアスナロなどの天然林
36	七ヶ岳	南会津町	S52.10.28	520.35(217.19)	ブナ等の天然林、地形ほか
37	木地夜鷹山	西会津町	S52.10.28	459.50(128.75)	ブナ等の天然林、地形ほか
38	鹿狼山	新地町	S53.2.28	502.50(—)	ケヤキ等の天然林、地形ほか
39	明神ヶ岳	会津美里町・柳津町	S54.3.2	34.12(34.12)	ブナ等の天然林
40	つむじ倉	柳津町	S54.3.2	17.25(17.25)	二段滝、貴重な植物の自生地
41	御齊所山	いわき市	S54.3.2	24.81(24.81)	カン類等の天然林、御齊所式変成岩
42	木戸川	檜葉町	S54.3.2	114.73(114.73)	モミ、ブナ等の天然林
43	金山	白河市	S54.3.2	1.40(0.46)	ビャッコイの自生地
44	好間川溪谷	いわき市	S54.3.2	27.75(8.00)	V字谷、カン類等の天然林
45	楯峰	喜多方市	S54.8.3	35.70(35.70)	オオシラビソの天然林
46	深沢	郡山市	S56.7.28	43.81(43.81)	ヒノキアスナロなどの天然林
47	萩野	南会津町	S56.7.28	1.28(0.36)	風穴、風穴植物群落
計	47地域			4867.41(1693.42)	



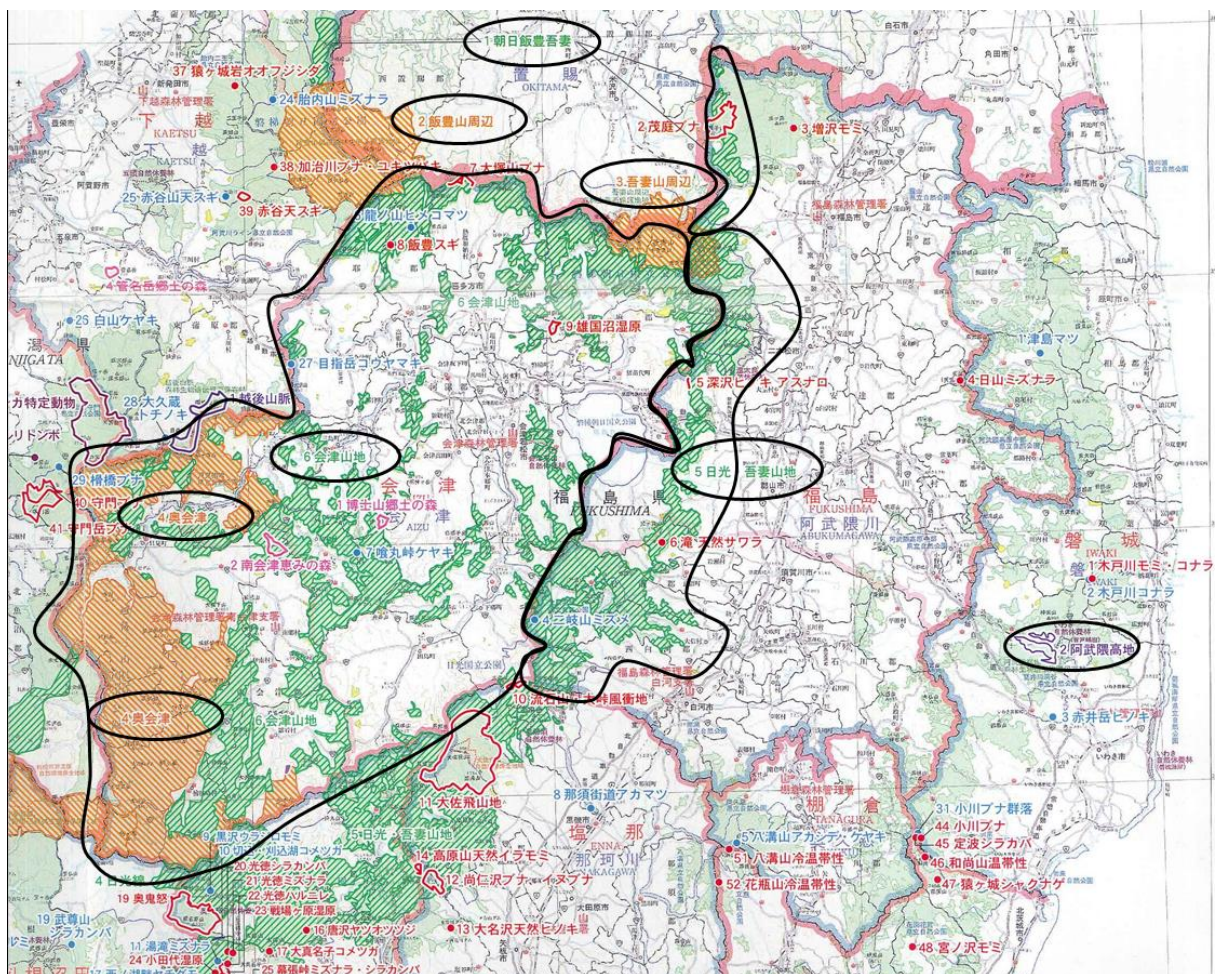
(3) 国有林の保護林制度

国有林は脊梁山脈に広く分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育するなど、豊かな生態系を維持している森林が多くあります。これらを保護・保全するため、国有林野事業には独自の保護林制度が設けられています。保護林は、「森林生態系保護地域」(*)「森林生物遺伝資源保存林」(*)「林木遺伝資源保存林」(*)「植物群落保護林」(*)「特定動物生息地保護林」(*)「特定地理等保護林」(*)「郷土の森」(*)に区分されています。

その中でも、「森林生態系保護地域」は「我が国の主要な森林地帯を代表する原生的な天然林の区域で、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの」が設定されており、広範囲での自然環境の維持や動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することなどを目的としています。全国に29カ所(H24.4.1現在)設定されている森林生態系保護地域のうち、県内には「吾妻山周辺森林生態系保護地域」「飯豊山周辺森林生態系保護地域」「奥会津森林生態系保護地域」の3カ所がありますが、そのうち、会津地域の南西部に位置する「奥会津森林生態系保護地域」は指定区域全域が福島県内にあり、かつ、本州最大規模となる約84,000haの面積を有しています。この保護地域は、オオシラビソなどの亜高山性針葉樹林や、ブナ・ミズナラなどの冷温帯落葉広葉樹林、コナラ・アカシデなどの中間温帯林により構成され、イヌワシ・クマタカなどの猛禽類も多く確認されており、自然度の高い地域を包括しています。

また、国有林には、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すため、森林生態系保護地域などを森林で結ぶ「緑の回廊」が設定され、より広範囲で多面的に森林生態系が保護されています。県内には山形県と接する「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」「会津山地緑の回廊」「日光・吾妻山地緑の回廊」が設定されています。「会津山地緑の回廊」は面積が全国最大規模となっているほか、「日光・吾妻山地緑の回廊」も、奥会津森林生態系保護地域南東部から吾妻山周辺森林生態系保護地域まで広範囲に設定されるなど、より広域で多様な森林の連続性とそこを移動する動植物の保全が期待されており、県内における「緑の回廊」の取組は着実に進められています。

福島県内の国有林等位置図



	森林生態系保護地域
	緑の回廊

(「林野庁業務資料」を基に作成)

2 特徴的な自然環境

以下の表は、福島県の生物多様性の豊かさの指標となる特徴的な地域・生態系・動植物と、それらがどのような危機に直面しているかを示したものです。今後、ふくしまの生物多様性の保全とその持続可能な利用についての取組が、どのように進んでいるのかを確認する一つの指標ともなるものです。

名称	地方（市町村）	生態系区分	特徴等	危機の種類 （第1～第4、大震災）
国立公園、国定公園				
尾瀬（会津駒ヶ岳、田代山、燧ヶ岳含む）	会津（檜枝岐村、南会津町）	奥山地域	尾瀬国立公園、国指定特別天然記念物「尾瀬」 。 本州最大級の高層湿原で、寒地系の希少植物が豊富。昆虫相においても、ルリイトトンボなど希少種の生息が多数確認されている。 国立公園内の会津駒ヶ岳、燧ヶ岳はいずれも日本百名山。各山頂は特別保護地区に指定。会津駒ヶ岳を含む周辺山岳地帯はイヌワシやクマタカなどの猛禽類の生息（繁殖）や、オオゴマシジミなどの希少な昆虫類の生息も確認されている。	第1、第3、第4
飯豊山（系）	会津（喜多方市）	奥山地域	磐梯朝日国立公園 。日本百名山。高山植物が豊富で、固有変種イデリンドウも生育している。飯豊山を含む連峰周辺（山麓を含む）では、イヌワシ・クマタカ・サシバ等の猛禽類が生息（繁殖）しているが、近年その繁殖率が著しく低下している。昆虫では希少なチョウの生息も確認されている。	第1
吾妻山（系）	中通り（福島市）・会津（猪苗代町、北塩原村）	奥山地域	磐梯朝日国立公園 。日本百名山。高山植物が豊富。浄土平など火山荒原が広がる。猛禽類ほか多くの鳥類の生息地であり重要野鳥生息地（IBA）（*）に指定されている。昆虫では希少なチョウの生息も確認されている。	第1
安達太良山（系）	中通り（福島市、二本松市、大玉村、郡山市）・会津（猪苗代町）	奥山地域	磐梯朝日国立公園 。日本百名山。高山植物が豊富。馬の背など硫気候原植生（*）が分布する。猛禽類ほか多くの鳥類の生息地。	第1
磐梯山	会津（猪苗代町、北塩原村、磐梯町）	奥山地域	磐梯朝日国立公園 。日本百名山。高山植物が豊富。火口原の火山荒原や硫気候植生（*）が分布する。磐梯山を含む周辺山岳及び山麓はクマタカ・オオタカ・サシバなど猛禽類の生息域でもある。	第1
裏磐梯	会津（北塩原村）	奥山地域/里地里山地域	磐梯朝日国立公園 。1888年の磐梯山噴火によりできた大小300の湖があり、県を代表する景勝地のひとつ。希少な水生植物が多く生育。魚類では国内外の外來種が多いなか、ホトケジョウやスナヤツメ北方種などの在來種も多く生息。日本有数の野鳥観察域でもあり、磐梯山を含む周辺山岳及び山麓は、クマタカ・オオタカ・ミサゴなどの猛禽類の生息域。重要野鳥生息地（IBA）（*）に指定されている。	第1、第3
猪苗代湖	会津（猪苗代湖、会津若松市、郡山市）	里地里山地域	磐梯朝日国立公園 。日本有数の水質を誇る湖。日本最大のアサザ群落（水生植物）あり。魚類ではコイ科の希少種が生息しており、その産卵母貝（淡水二枚貝類）も生息。鳥類では、北岸のヨシ原に、ヨシゴイ、オオヨシキリ、コヨシキリが生息（繁殖）するが、近年個体数が減少している（特にヨシゴイ）。北西岸（長浜）にオジロワシ（冬季）の飛来がみられる。コハクチョウの重要生息地として重要野鳥生息地（IBA）（*）に指定されている。北西岸扇島にカワウのコロニーがあり、漁業被害や森林被害が発生している。	第1、第2、第3
浅草岳	会津（只見町）	奥山地域	越後三山只見国定公園 。高山植物が豊富。イヌワシなどの猛禽類の生息（繁殖）も確認されている。希少な昆虫も多い。	第1

名称	地方（市町村）	生態系区分	特徴等	危機の種類 （第1～第4、大震災）
県立自然公園、天然記念物				
霊山	中通り（伊達市）・ 浜通り（相馬市）	奥山地域/里山地 域	霊山県立自然公園 。国史跡および名勝にも指定されている。奇岩を連ねる岩山から成り、岩上植物群落があり、希少種も多くみられる。	第1
南湖	中通り（白河市）	里地里山・都市 地域	南湖県立自然公園 。国史跡及び名勝にも指定されている。日本最古級の公園であり、多くの湿地生植物、水生植物がみられる。	第1、第2、第3
松川浦	浜通り（相馬市）	河川・湖沼・湿 原地域/沿岸域/ 里地里山地域	松川浦県立自然公園 。岩手県以南の太平洋側における、最大級の汽水の浦。 塩性湿地植物の群落や、魚の稚魚の棲みかとなるアマモの群生が確認されている。ハゼ科の魚類が豊富。県特定希少野生動植物に指定されているヒスマイトトンボの生息も確認されているほか、希少な野生動植物が多数生息している。鳥類では、シギドリ類（特に春期、秋期の通過時期）、ガンカモ類、サギ類の重要な生息地であり、日本の重要湿地500にも選定されている。 東日本大震災の大津波により浸水を受けた後、ヒスマイトトンボの生息が確認されないなど、大きな影響を受けた。	第1、第3 大震災
駒止湿原	会津（南会津町、昭 和村）	奥山地域	国指定天然記念物「駒止湿原」 。発達したミズゴケ湿原が広がり、ワタスゲやニッコウキスゲの群生もみられる。周辺ではクマタカの生息も確認されている。	第1
赤井谷地	会津（会津若松市）	里地里山地域	国指定天然記念物「赤井谷地沼野植物群落」 。泥炭地特有の北方系植物の生息地となっている。希少な昆虫類の生息も確認されている。	第1
雄国沼	会津（北塩原村）	奥山地域	国指定天然記念物「雄沼湿原植物群落」 。ニッコウキスゲの大群落が有名。北方系植物の貴重な生育地のひとつとなっている。	第1
中山風穴	会津（下郷町）	里地里山地域	国指定天然記念物「中山風穴地特殊植物群落」 。冷気を利用し、野菜などの貯蔵にも用いられている。亜寒帯系の特殊な風穴群落。	第2
三春滝ザクラ	中通り（三春町）	里地里山地域	国指定天然記念物「三春滝ザクラ」 。	
吾妻山ヤエハク サンシャクナゲ	中通り（福島市）	奥山地域	国指定天然記念物「吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地」 。当該種は福島県の花に指定されている。ハクサンシャクナゲの八重咲き種。	第1
蓋沼の浮島	会津（会津美里町）	奥山地域/里地里 山地域	県指定天然記念物「蓋沼の浮島」 。規模の大きなヨシの浮島である。浮島の上には湿地生の植物群落が形成されている。ツチガエル、モリアオガエルの生息（産卵地）であり、周辺は野鳥も豊富である。	第3
安達太良ヤエハク サンシャクナゲ	中通り（二本松市、 福島市）・会津（猪 苗代町）	奥山地域	県指定天然記念物「安達太良ヤエハクサンシャクナゲ自生地」 。当該種は福島県の花に指定されている。ハクサンシャクナゲの八重咲き種。	第1

名称	地方（市町村）	生態系区分	特徴等	危機の種類 （第1～第4、大震災）
その他の特徴的な自然				
奥只見地域	会津（只見町）	奥山地域	約3万4000ヘクタールとも言われる広大なブナ林が広がる。奥只見地域には10ペア余りの（新潟県魚沼市を含む）イヌワシが生息しており、国内有数の繁殖地とされる。他にもクマタカ、ハチクマなど多種の猛禽が生息（繁殖）しており、重要野鳥生息地（IBA）にも指定されている。	第1
奥羽山脈 山麓里地	会津・中通り	里地里山地域	鳥類では猛禽類やアオバズクなどのフクロウ類をはじめとする多くの希少種の生息環境を擁している。	第1
博士山	会津（会津美里町、昭和村）	奥山地域	ブナ林が広がり、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハイタカ、など多種の猛禽類の生息地である、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型哺乳類も生息（繁殖）している。モリアオガエルの繁殖がある。	第1
背炙り山	会津（会津若松市）	奥山地域/里地里山地域	南西に燧ヶ岳、北東に猪苗代湖や磐梯山、北西に会津盆地、飯豊連峰などの眺望が望めるだけでなく、気流があり、春・秋の渡り鳥のルートとなっている。チョウゲンボウの繁殖地であるほか、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ、サンコウチョウなど希少な鳥類が多く生息する。ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型哺乳類の生息地（繁殖）でもある。	第1
阿賀野川流域 （阿賀川・只見川）	会津	河川・湖沼・湿原地域	魚類では、全国的に絶滅が危惧されるウケクチウガイの数少ない生息（繁殖）河川。その他、アカザ、陸封型カジカ、スナヤツメ類等の広域な生息域。鳥類では、阿賀川本川流域はオオタカ・ハヤブサ・チョウゲンボウ・ノスリ、ミサゴ・オジロワシ等の猛禽類、オオヨシキリ、コヨシキリ、コアジサシ、ヨシゴイ、ササゴイ、パン、ヒバリ、チョウサギ等多くの希少種の生息地。昆虫（チョウ目）ではミヤマシジミ、ヒメシロチョウなど希少種の生息地。	第1、第3
只見川・伊南川流域	会津（只見町、南会津町など）	河川・湖沼・湿原地域	淡水魚類であるカワヤツメの国内有数の生息水域。希少樹種ユビソヤナギの生育地。（2002発見）	第1
会津盆地の湧水地	会津（喜多方市・会津若松市など）	里地里山地域	淡水魚類のイトヨ（陸封型）が会津盆地の湧水域に生息しており、県や市町村の天然記念物に指定されている。遺伝的に北日本系統のメダカが山間丘陵地のため池や小川などに生息している。	第1、第3
ギフチョウ生息地	会津（西部）	里地里山地域	当該種は会津地域の特産種であるが、分布は局所的。食草となるカンアオイ類等の自生地の保護が必要。	第2
阿武隈山地 山麓里地	中通り・浜通り	里地里山地域	鳥類では猛禽類やアオバズクなどのフクロウ類をはじめとする希少種の生息環境を擁している。	第1
阿武隈川流域 （支流域も含む）	中通り	河川・湖沼・湿原地域	魚類では、ギバチやシマドジョウ、スナヤツメ類、ホトケドジョウ等の広域な生息域。一部シナイモツゴの生息地含む砂礫地からヤナギ抛水林など植生の推移帯などの河川に特有な構造が多様な鳥類の生息環境をもたらしている。水鳥（オナガガモ）の生息地として重要野鳥生息地（IBA）（*）に指定。昆虫（トンボ目）では、希少種のナゴヤサナエが、産卵地として郡山市の中流域を、ヤゴから羽化するまでが宮城県の下流域を広域に利用している。	第1、第3

名称	地方（市町村）	生態系区分	特徴等	危機の種類 （第1～第4、大震災）
その他の特徴的な自然				
摺上側流域	中通り（福島市）	奥山地域/河川・湖沼/室原地域	昆虫において、コウチュウ目ではスリカミメクラチビゴミムシやモニワメクラチビゴミムシ、チョウ目ではヒメギフチョウなどの希少種が多く生息する。	第1
阿武隈高地東縁の溪谷地帯	浜通り（相馬市～いわき市）	奥山地域	深い溪谷地帯には、モミ、イヌブナ、ブナなどが生育。淡水魚類では、ヤマメや陸封型カジカなどが生息している。また、最上流部には、在来イワナやエゾウグイ、スナヤツメ類などが生息しており、場所に因ってはホトケドジョウやカワシンジュガイなどもみられる。	第1、第3
阿武隈山地山麓里地（再掲）	中通り・浜通り	里地里山地域	鳥類では猛禽類やアオバズクなどのフクロウ類をはじめとする希少種の生育環境を擁している。	第1
浜通りの水田地帯	浜通り（新地町～いわき市）	里地里山地域	希少な淡水魚類（在来タナゴ類、メダカ南日本集団、ホトケドジョウ、スナヤツメ北方種、スナヤツメ南方種等）やその産卵母貝である淡水二枚貝の生息エリア。淡水性のシギ、チドリ類の通過環境でもある。東日本大震災の大津波及び原発事故による社会活動の停滞により、生態系への影響が懸念されている。	第1、第2、第3 大震災
ハマナス	浜通り（相馬市、いわき市など）	沿岸域	福島県の砂浜景観を形作る上で重要な種。生育地の減少が著しい。東日本大震災の大津波及び原発事故による社会活動の停滞により、生態系への影響が懸念されている。	第1 大震災
浜通り沿岸域砂浜、河口干潟・湿地	浜通り	沿岸域	県特定希少野生動植物に指定されているコアジサシの繁殖環境や、淡水性シギチドリ類の通過環境を有している。東日本大震災の大津波及び原発事故による社会活動の停滞により、環境への影響が懸念されている。	第1、第2 大震災

第4章 「ふくしま生物多様性推進計画」の基本的な考え方

第1節 「ふくしま生物多様性推進計画」の性格と役割

生物多様性の保全と持続可能な利用を地域レベルで実践していくことは、地域社会を豊かで持続可能にしていくこととすることができます。しかし、生物多様性の現状や課題は地域ごとに様々です。例えば、本県の生態系を見ても、奥山はもちろん、里地里山における森林や農地、都市部における緑地などは地域によってその様相は異なります。また、有害鳥獣の被害対策、外来生物対策、環境教育の取組なども地域によって違いがあります。こうした幅広い内容を持つ生物多様性の保全の取組は、地域性を重視して計画し、進めていく必要があるとともに、その取組は行政のみで遂行できるものではなく、広く県民や事業者等と連携し、それぞれが主体的に、地域づくりとして進めていく必要があります。そこでは全ての主体が共有する基本計画が必要です。

本県の基本計画に当たる「**ふくしま生物多様性推進計画**」では、目指すべきふくしまの将来像を展望し、「生物多様性の保全やその恵みの持続可能な利用、それを支える仕組みづくり」を基本に、目指すべき将来像と生態系ごとのイメージを示します。

また、推進する取組として、県の関連施策や各主体の取組を体系的に掲載し、併せて指標（目標値）を示し、関係部所が毎年点検（進行管理）を行います。

第2節 計画期間と対象地域

本計画は、「福島県環境基本計画」^(*)の個別計画として位置づけられ、本県の生物多様性保全と持続可能な利用に関する基本的な方向性を示す計画です。

また、「福島県総合計画」^(*)「福島県環境基本計画」にならい、子どもたちが親の世代となる30年程度先を展望し、平成23年度の策定（平成25年度に改定）から、計画の目標年度を平成32年度（2020年度）とし、対象地域は、福島県全域とします。

第3節 計画の目標

1 基本目標

奥山地域に広がる自然や、里地里山の耕地、水辺空間など、ふくしまの豊かで多様な自然環境と、そこに生息・生育する生きものの多様性を保全するとともに、それらを将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる

「自然と人が育む、生物多様性豊かな“新生ふくしま”」

の実現を目標とします。

なお、「新生ふくしま」は、東日本大震災から復興・再生し、かつ新たなふるさとを創造していくために、県全体が共有する目標として掲げている目標です。

2 施策の3つの柱

基本目標達成に向けて、以下の3つの柱のもとに取組を推進することとします。

(1) 生物多様性の保全

生物多様性を保全するためには、生態系、種間（種）、種内（遺伝子）の3つのレベルでの多様性が確保されることが必要です。

そのため、森林、緑地、河川・湿地などそれぞれの自然環境の特性に応じた動植物の保全とともに、健全な水循環の確保を通じた生態系ネットワークの保全を目指します。また、県内に生息・生育している種が将来にわたって存続できるよう、特に希少野生動植物の保全・保護、復元を図ります。

さらに、放射性物質が生態系やそれらを構成する野生動植物に与える影響を把握するため、福島県環境創造センターと連携して、長期的なモニタリング体制の構築を進めていきます。

(2) 生物多様性の恵みの持続可能な利用

私たちの生命や暮らしは、自然・生物資源に深く依存しています。

このため、私たちの生活をはじめ、産業活動においても生物多様性に配慮し、それらを減少させない適正な方法で利用することにより、生物多様性に示される豊かな自然の恵みを、将来にわたって継承していくことを目指します。

(3) 生物多様性を支える仕組みづくり

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めるためには、生物多様性の重要性が社会に広く浸透し、定着することが必要です。

県民、企業、NPO・NGO、行政、教育機関や研究機関など、あらゆる主体が生物多様性に対して関心を持ち、自然環境や野生動植物の保全・保護活動、環境・体験教育の推進、ライフスタイルの転換や企業による社会貢献活動など、それぞれの役割においてできることを連携・協働して展開できるような仕組みづくりを目指します。

第4節 ふくしまの将来像

本計画が目指す生物多様性に関する福島県の30年後の将来の姿を、県民生活や生態系ごとにイメージを示します。

1 県民生活のイメージ

- 県民が、生物多様性の価値やその現状に関する知識を広く共有するとともに、これを保全しながら持続的に利用する取組がなされており、生物多様性の恵みが県民の健康や生活などに大きく貢献しています。
- 生物多様性に関する伝統的な知識や工夫、慣行が尊重され、特徴ある地域文化が維持されています。

- 自然の損失速度が大幅に減少しています。
- 希少種の保護や外来種の防除が適切になされています。
- 県、市町村のあらゆる施策や県内企業の全ての活動に生物多様性の視点が組み込まれています。
- 放射性物質の影響に関する正しい情報に基づき、それぞれの地域において、自然環境や生活環境の回復に向けた取組を進めています。

2 生態系ごとのイメージ

(1) 奥山地域

- 人間活動による生態系への影響が最小限に抑えられており、自然災害から人間が守られるとともに、地域ごとの自然環境が、十分な広がりをもって保全されています。
- ブナやモミなどの自然林はまとまって保全され、イヌワシやツキノワグマなど野生動物が生息しています。
- 山岳地域の、踏みつけなどによって傷んだ部分は、専門家やボランティアなどの協力により、植生を回復させる取組が広く普及しています。また、新たな傷みは生じさせない措置が講じられています。



吾妻山の植生復元

(2) 里地里山地域

- 水田、畑、鎮守の森など、多様な生きものの生息・生育環境が農林業の営みとともに保全され、人間活動と地域の自然特性が調和した生態系が広がり、メダカやドジョウなどの水生生物などが身近にみられるようになっています。
- 有機農業などの「環境と共生する農業」が広がり、豊かな農業生産とともに、多様な生きものが育まれています。
- 耕作放棄地については、農地への再生利用や保全管理のほか、林地など農業以外の利用も進んでいます。
- スギ、アカマツ、ヒノキなどの人工林は、適正な整備がなされ、県産材のフル活用が進み、持続可能な林業経営が行われています。
- 里山の雑木林は、きのこ栽培のほだ木や薪ストーブの燃料などとして放射性物質の濃度を確認しながら有効利用が進んでいます。また、歩道などの整備により、自然観察や地域住民の憩いの場として利用されています。
- 放置され、高密度に大きく広がっていた竹林は、一部は自然林や二次林として再生されるとともに、管理された竹林でタケノコを掘る姿がみられます。
- ニホンザル、イノシシなどの野生動物と、人との棲み分けが進んでいます。

- エコツーリズム（*）や森林セラピー（*）、バイオマス（*）利用など、里地里山が有する自然資源が、住民や企業との協働により積極的に活用されています。
- 自然資源の利活用をとおして、食、工芸、祭など様々な文化が子どもたちに引き継がれ、地域固有の風土が尊重され、里地里山の価値が広く認識されています。
- 原発事故による避難指示が順次解除され、社会活動を取り戻すための様々な環境回復に関する施策を実施し、自然との共生が回復しています。



里地と里山（二本松市）

（３）都市地域

- 都市の形態や地域特性に応じた、環境負荷の少ない自然と共生した都市が増えています。
- 市街地の緑地や公園など、子どもたちにとって身近な生きものの生息・生育空間が保全・再生され、自然に親しむ場や機会の提供が確保されています。
- 公園などの生物多様性の保全状態は、市民が主体となってモニタリングを行っています。
- 生物多様性の保全活動への参加や、自然環境への負荷の少ない商品を選ぶ人が増えるなど、環境に配慮した生活が浸透しています。また、都市地域の住民と里地里山地域の住民との連携・交流が盛んに行われています。



福島市街地と信夫山

（４）沿岸域

- 干潟などが持つ、様々な生きものの生息・生育の場、水産資源の生産の場、自然とのふれあいの場などの多様な機能を高めるとともに、海岸線が醸し出す豊かな景観が保全されています。
- 渡り鳥の飛来地にもなっている砂浜や崖地など、希少な野生動植物の生息・生育地が適切に保全されています。

- 大津波の浸水区域の生物多様性が再生しているだけでなく、大津波により地形等の改変を受けた場所においても、その地形に応じた新たな生態系の環境が創出されています。



コアジサシ（いわき市）



松川浦の現在の状況（相馬市）

（５）河川・湖沼・湿原地域

- 多様な生物の生息・生育環境を有する河川は、自然の形態に沿った整備が進み、美しい水辺や豊かな自然環境と住民の生活が調和した風景が、各地域にみられます。
- 自然河岸や河畔林などが保全されることにより、イトヨやウグイなどの魚類や、ゲンゴロウなどの水生生物の良好な生息・生育地が広がっています。
- 河川と湖沼と農地などの間では、自然環境の連続性が確保され、また、良好な水質が維持されており、豊かな水域の生態系が保たれています。
- 湿地湿原では、水源となる後背地を含め、人的影響による乾燥化等が抑止され、野生動植物の生息・生育環境としての生態系が確保されています。



摺上川（福島市）

第5節 各主体に期待される役割と県の役割

生物多様性の保全と持続可能な利用は、県民の暮らしと密接に関わっています。県だけでなく、市町村をはじめ、企業や民間団体、県民など、様々な主体が自主的かつ連携して取り組むことが大変重要です。

1 県民

私たち県民は、生物多様性の保全と持続可能な利用が、日々の暮らしと密接な関わりがあることを常に認識し、目先の便利さや経済効率を追求した生活様式から、生物多様性の保全を意識した生活へ切り替えていく必要があります。

私たちはこれまでも、地産地消活動や各種募金活動など、環境保全に貢献する活動に取り組んできました。今後も、生物多様性の保全活動や県民参加で行われる調査へ積極

的に参加したり、ペットの適切な飼養、消費者として適切な商品の購入など、様々な場面において生物多様性の保全に配慮する姿勢が期待されます。さらに、地域住民として、あるいは次の世代を担う子どもたちの保護者として、地域の自然の豊かさを次世代へ伝えていく役割が期待されます。

2 民間団体

NPO・NGOなどの民間団体においては、自然環境調査や地域住民を対象とした自然観察会など、保護活動や普及活動に取り組んできました。今後も、それぞれの地域に固有の動植物の保全活動の実践や、広く県民の参加を受け入れるためのプログラムの提案などが期待されます。また、それぞれが有する専門的な知識、経験を活かし、行政機関や教育機関などとの連携や、他の民間団体の取組を支援することも期待されます。

3 事業者

企業などの事業者においては、廃棄物の減量化や適正処理など、環境に負荷をかけない経済活動に取り組んできたところです。今後は、より多くの事業者が、環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン」^(*)や日本経団連の「生物多様性宣言」^(*)に基づいて、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達のほか、環境負荷低減のための木質バイオマスや溪流の水力など身近な資源・エネルギーの利用に努めるとともに、保有する敷地での豊かな生物多様性の保全などが期待されます。また、里山における「企業の森林づくり」など、社会貢献活動も期待されます。

4 市町村

市町村においては、自然環境の保全や各種団体に対する支援だけでなく、史跡名勝や天然記念物の保全活動など、独自の取組を進めてきました。今後も、県民に最も身近な自治体として、それぞれの地域内あるいは広域的に連携した地域内において、地域に密着した生物多様性保全活動に関わっていくことや、民間団体との連携や取組の支援などが期待されます。また、生物多様性の推進のための地域戦略の策定に努めていきます。

5 県

県は、この「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、ふくしまの特性に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

取組に当たっては、庁内各部局が国、市町村、NPOやNGO、事業者、大学などの研究機関と連携を図りながら、県民の幅広い参加と協力のもとに進めていきます。さらには、放射性物質が野生動植物に与える影響を把握するため、福島県環境創造センターと連携して、長期的なモニタリング体制の構築を進めていきます。

また、ふくしまの豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていくためには、その基礎として、県民の一人ひとりがその重要性を認識し、自ら行動していくことが必要になります。そのための県民意識の醸成を進めるため、次の世代を担う子どもたちに対する環境教育をはじめ、各小中学校、地域のNPO・NGOなどの民間団体、福島県鳥獣保護センター、福島県環境創造センター等の関係機関がそれぞれの立場で、幅広い

県民の方々を対象にした環境学習の場を、様々な機会を捉えて提供していきます。

第6節 保全への取組の点検と評価、計画の見直し

この推進計画に基づく取組は、環境分野のほかにも農林水産、土木、教育などの様々な分野にまたがっており、これらの間での連携が不可欠です。

県における生物多様性の保全の取組状況とその効果については、毎年度実績を取りまとめ、県民の意見を参考にしながら、県庁内の関係各課で組織する「福島県生物多様性保全庁内連絡会議」において、PDCAサイクル【(PLAN:推進計画の策定)→(DO:各取組みの実行)→(CHECK:毎年度の点検・評価)→(ACT:計画の見直し、新たな取組み)】による進行管理を行います。

これまで見てきた3つの柱に沿った各種取組については、可能なものは指標を参考に達成度を数量的に把握し、点検・評価を行います。

本計画は、目標年度(平成32年度)において、それまでの点検結果や生物多様性を取り巻く情勢等をふまえ、次期計画を策定します。

第5章 取組を推進するための基本的視点

第3章第2節における本県の生物多様性の現状をふまえ、基本目標である『自然と人が育む、生物多様性豊かな“新生ふくしま”』を実現するため、3つの施策の柱

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 生物多様性の恵みの持続可能な利用
- (3) 生物多様性を支える仕組みづくり

に沿って各種取組を推進します。

個々の取組については、課題を確認し、これに対する県の取組や各主体の取組、主体間の連携・協働による取組などについて示します。

なお、取組の実効性を点検・評価し、見直し等の検討を行っていくため、可能なものについては各取組に関する目標としての指標を掲載しました。

それぞれの取組は以下の4つの基本的視点に基づいて進めていくこととします。

1 広域的・長期的な視点

奥山地域、里地里山地域、都市地域、沿岸域そして河川・湖沼・湿原地域の各生態系は、河川や流域の水環境によって密接につながっています。また、人間との軋轢を生んでいるツキノワグマ、イノシシ、ニホンザルやカワウ、尾瀬の貴重な植生を攪乱しているニホンジカなどの野生動物は県境を自由に移動し、渡り鳥は国境をまたぎます。このように、本県の生物多様性は県内だけで完結するものではなく、他県や世界ともつながっています。そのため生物多様性の問題には、県内外の様々な生態系や地球規模の生きもののつながりを意識して取り組むことが重要です。

また、近年、生物多様性が大変な速度で失われているといわれていますが、現在の生物多様性が40億年という歴史を経て形づくられてきたことを考えると、失われた生物多様性の短期間での回復は非常に困難です。生物多様性に対する人々の理解が社会に浸透し、ライフスタイルや社会経済基盤の中に生物多様性保全の考え方が組み入れられていくことが必要であり、長期的な視野で順応的に対策を進めていくことが重要です。

さらに、本県に環境汚染をもたらした放射性物質は、セシウム137の半減期が約30年とされており、県土の除染を進めていくものの、その影響を把握するためには長期的な視点で野生動植物のモニタリング等に取り組む必要があります。

2 地域の自然環境や文化・伝統、社会的な仕組みを尊重した取組

本県は広大な面積を有し、地勢・気候の異なる浜通り・中通り・会津地方に分けられますが、それぞれの地域は、その地域の自然との関わりの中で、特徴ある食・工芸・祭りなどを生み出し、豊かな文化を育んできました。

これらの地域文化を尊重し、地域の財産として保全し、地域をより豊かにしていく視点での取組が重要です。

3 多様な主体の連携と協働

生物多様性の保全と持続可能な利用により豊かな生物多様性を次の世代へ引き継ぐため、ESD(持続的な開発のための教育)^(*)の視点を取り入れた環境教育を推進することにより、生物多様性に関する普及啓発を進めることが必要です。このため、県民一人ひとりをはじめ、NPO・NGOなどの各種団体、事業者、国・県・市町村などの行政がそれぞれの役割を果たすとともに、専門家の科学的な知見と情報を共有しながら、多様な形で緊密に連携・協働して取り組んでいく必要があります。

4 全ての社会・経済活動の基本

生物多様性の課題は、産業や文化などの様々な分野に広がっています。従って私たちのライフスタイルや社会経済活動が生物多様性の保全と持続可能な利用に大きく関わることを認識し、本計画の取組はもちろん、「福島県環境基本計画」^(*)など各種計画の取組とも一体となって、生物多様性の保全とその恵みを持続的に受け取れる仕組みを構築し、その仕組みのなかで生産性や効率性の向上を図っていくことが重要です。

第6章 3つの施策の柱に沿った取組

第1の施策の柱である「生物多様性の保全」については、ふくしまの生物多様性に対する第1～第4の危機と東日本大震災の影響について、県の事業分野や生態系ごとに課題を確認し、これらによる影響を縮小していくための各種取組についてまとめました。特に原発事故による放射性物質への対応については、第1節の6にまとめて掲載しました。

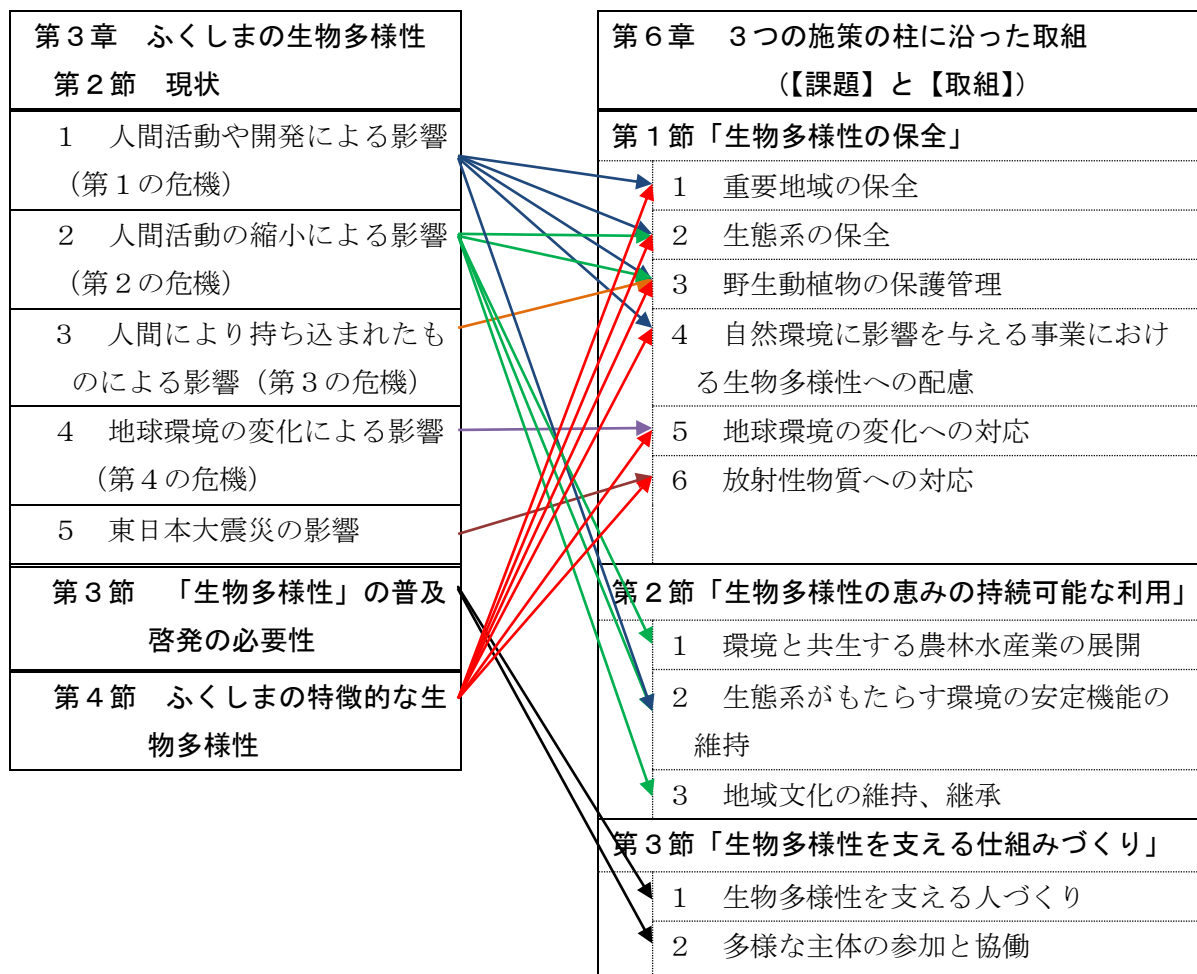
第2の柱である「生物多様性の恵みの持続可能な利用」については、特に農林水産業が持つ機能との関連についてまとめました。また、各地域で育んだ地域文化との関連についても検討しました。

第3の柱である「生物多様性を支える仕組みづくり」については、特に県民の意識の醸成、環境教育などの取組についてまとめました。

また、県民、事業者などが主体的に取り組む保全活動や、人材育成などについて、課題と各種取組についてまとめました。

第3章「ふくしまの生物多様性」における現状については、それぞれこの章における「3つの施策に沿った取組」と以下のように関連しています。

ふくしまの生物多様性の「現状」に対する「取組」との関連



第1節 「生物多様性の保全」

1 重要地域の保全

県内には、自然公園法や自然環境保全条例により、3つの国立公園と1つの国定公園、11の県立自然公園及び47の自然環境保全地域が指定されています。また、文化財として数多くの地域や自然物が天然記念物、名勝として指定を受けています。

これらは、県内の代表的な生態系であり、多様な生きものの生息・生育の場として、また、地域の歴史や自然環境の理解、保護思想の普及などを図る場として、生物多様性の保全に重要な役割を担っており、確実にその保全を図っていく必要があります。

(1) 自然公園等の適正な管理

【課題】

- 国立公園、国定公園、県立自然公園等は、優れた自然の風景地として保護されており、生物多様性を育んでいる最も重要な地域として、その保全を積極的に図っていくことが求められています。
- 自然公園等は、複数の県にまたがるものもあり、また関係者（市町村、土地所有者、公園内事業者等）が多いため、協力して保護を進めていく必要があります。
- 環境教育など自然とのふれあいの場として自然公園の積極的な利用を進めるため、対象自然の実態について科学的知見を深めると共に、それに基づいた多様な要望に応える教育プログラムの作成に努め、さらに、自然に対し負荷の少ない登山道等公園施設の整備と適切な維持管理を進める必要があります。
- 自然公園においても、外来種の侵入・繁殖や尾瀬におけるニホンジカによる植生の攪乱など、本来の生物多様性が脅かされており、希少野生動植物の保護と併せ、健全な生態系を保全する取組が必要です。
- 県内の自然環境についての科学的知見の集積と充実を図るための、組織、体制の整備が求められています。

【県の取組】

- 県土の除染を進めながら、国立公園、国定公園、県立自然公園等における自然環境の保全と利用を促進します。
- 国立公園、国定公園、県立自然公園等の優れた自然の風景地や自然環境保全地域等の希少で優れた自然環境を保全するため、地域内における各種行為に対し、法令等に基づいた適正な規制や指導を行います。
- 自然環境を保全するため、各種調査による科学的知見を集積するとともに、施設の整備、重要な植生の保護復元等を実施します。
- 登山道、トイレ等の公園施設の適切な設置や維持管理に努めます。
- 尾瀬など本県の貴重な自然を活用した、質の高い環境教育の積極的な推進や、各種ボラ

ンティア団体等の活動を支援し、生物多様性の保全の重要性について啓発を進めます。

- 尾瀬（尾瀬国立公園特別保護地区、国指定特別天然記念物、ラムサール条約登録湿地^(*)）や、裏磐梯（磐梯朝日国立公園特別保護地区）の優れた自然環境を保全するとともに、それぞれの地区の資源を活用した自然との豊かな触れ合いを推進します。

<尾瀬の環境保全対策>

- 貴重な自然を有する尾瀬の自然環境を保全するため、調査、植生復元及び登山道等の施設整備を実施します。
- 低公害バスの導入の検討や交通対策の実施により、自然環境の保全と適正な利用を図ります。
- ニホンジカによる植生の食害については、関係機関が連携して被害防止のための対策に取り組みます。
- 公益財団法人尾瀬保護財団^(*)の活動に協力するとともに、関係機関と連携した総合的な自然環境保全施策を推進します。

<裏磐梯の環境保全対策>

- 自然遷移の状況や自然への人為的影響を把握するとともに、必要な植生復元を実施します。
- 体験的な環境教育・学習機会の増加を図るため、裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会^(*)に参画し、裏磐梯地区の自然環境を保全し適正に利用するための各種情報を提供します。
- 景観形成重点地域^(*)に指定した磐梯山・猪苗代湖周辺については、届け出制度の運用や、関連施策の活用により、きめ細かい景観形成活動を重点的に推進します。

取組事例 ◆◆◆ 磐梯朝日国立公園浄土平地区等の植生復元 ◆◆◆

磐梯朝日国立公園浄土平地区は、火山景観や亜高山帯森林樹林などの優れた自然を間近に見ることができ、多くの観光客が訪れています。しかし、その一方で過度の利用などにより、登山道周辺の一部では踏み付けによる植生荒廃や裸地化が進行しています。

このような状況を憂慮して、吾妻山の登山愛好者などが平成15年に「吾妻山自然倶楽部」を発足させ、平成16年から一般のボランティアを募り、荒廃の進む酸ヶ平や姥ヶ原において、植生ネットによる被覆や現地採取種子の播種などの植生復元作業を行っています。また、「高山の原生林を守る会」という登山愛好者団体も、西吾妻山の登山道を中心に毎年植生復元活動を行っています。

県では、平成15年度より酸ヶ平や姥ヶ原において植生復元の方法について検討調査を実施し、その成果を植生復元作業に活かすなどのサポートを実施しています。

いったん失われた植生の復元には長い期間を要することから、今後もこれらのボランティア団体の協力を得ながら、これまでの経験と実績から得られたデータ等を参考に、科学的、総合的な対応を検討していく必要があります。



酸ヶ平の植生復元



姥ヶ原の植生復元

(2) 天然記念物等の適正な管理

【課題】

- 天然記念物等は「文化財保護法」に基づき、学術的価値が高い自然物を文化財として指定しています。本県には、全国的に生息しているニホンカモシカやイヌワシ、ヤマネを含めて国指定特別天然記念物2件、国指定天然記念物26件、県指定天然記念物60件があり、また、史跡・名勝として地域、公園などが指定を受けています（資料「天然記念物一覧」参照）。地域の特色ある風致景観及び生物多様性の保全のため、これらを保護し、併せて活用していく必要があります。
- 天然記念物等以外にも、地域にとって重要な自然環境と文化が結び付いた場所（鎮守の森等）があり、地域の伝統や歴史と生物多様性の理解に重要な役割を持っているため、これらを維持し、活用していく必要があります。

【県の取組】

- 天然記念物に悪影響を及ぼす行為の規制や、「保存管理計画」などによる適正な管理に努めます。
- 大木・名木や鎮守の森に代表される「緑の文化財」(*)等の保護・保全活動を支援します。

(3) 目標とする指標

指標名	現況値(年度)	目標値(年度)	備考
自然公園の利用者数	10,808千人(H24)	17,600千人(H32)	

2 生態系の保全

この計画では、第3章において、本県における生態系を「奥山地域」「里地里山地域」「都市地域」「沿岸域」「河川・湖沼・湿原地域」に分類し、それぞれの特徴と現状についてまとめましたが、生物の生息・生育空間としての生態系の保全は生物多様性の保全に重要な役割を果たします。

生態系は、それぞれの立地によって生息・生育する生きものやそれを取りまく水・空気・土壌などの環境が異なり、それぞれの生態系の特徴に合わせた保全を進めていく必要があります。

(1) 奥山地域

【課題】

- 本県面積の3割以上を占める奥山の森林には、多くの動植物が生息・生育しており、生物多様性の保全や遺伝子バンクとして重要な地域です。また、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての役割や酸素の供給、気候の安定化、水源の涵(かん)養、レクリエーションの場の提供など、様々な機能(生態系サービス)(*)があり、生物多様性保全の屋台骨として、その保全を図っていく必要があります。
- 環境教育など自然とのふれあいの場として自然公園の積極的な利用を進めるため、対象自然の実態について科学的知見を深めるとともに、それに基づいた多様な要望に応える教育プログラムの作成に努め、さらに、自然に対し負荷の少ない登山道等公園施設の整備と適切な維持管理を進める必要があります。(再掲)
- 自然公園においても、外来種の侵入・繁殖や尾瀬におけるニホンジカによる植生の攪乱など、本来の生物多様性が脅かされており、希少野生動植物の保護と併せ、健全な生態系を保全する取組が必要です。(再掲)

【県の取組】

- 国立公園、国定公園、県立自然公園等の優れた自然の風景地や自然環境保全地域等の希少で優れた自然環境を保全するため、地域内における各種行為に対し、法令等に基づいた適正な規制や指導を行います。(再掲)
- 保安林^(*)等の制限林については、法令等に基づき、立木の伐採や土地の形質の変更を制限するなど、適切な管理・保全を図ります。
- 荒廃した水源地の人工林においては、間伐をはじめとする森林整備を推進します。
- 自然環境を保全するため、各種調査による科学的知識を集積するとともに、施設整備、重要な植生の保護復元等を実施します。(再掲)

(2) 里地里山地域

【課題】

- 人工林、水田、水路、ため池、雑木林など、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境があり、農林業の営みを通じて多様な野生動植物が生息・生育しています。現代の生活環境では、かつてのような人と里山との関わり合いは困難になっていますが、地域の状況に応じた田畑や里山の保全・管理の仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 農林業の担い手の減少や高齢化により、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の増加、森林病虫害の被害の発生など、本県の過疎・中山間地域が抱える問題を包含しており、関係部局の連携による取組が必要です。
- 本県における耕作放棄地は、農業生産条件の不利な中山間地域等を中心に拡大しており、平成 22 年の農林業センサスによるとその面積が全国で最も多くなっています。また、担い手の減少や高齢化の進行に伴って、農業者だけでは農地や農業水利施設等の維持管理が困難な地域が生じてきており、今後も、耕作放棄地の増加が懸念され、利活用や発生防止の取組が必要です。
- 森林の育成には非常に長い期間を要し、その生長過程で草本・低木・亜高木から高木まで多様な環境が形成されます。森林における生物多様性の保全には、一定の広がりの中に、地域の自然条件に適した様々なタイプの森林がバランスよく配置されることが必要です。また、病虫害・風雪害などに対して抵抗力の高い、健全な森林を育成するため、生態系の保全に配慮した伐採・更新を通じて、多様な林齢の森林を造成していく必要があります。
- 竹林は、かつては筍や竹材を得るため管理されていましたが、プラスチック製品のような竹の代替品の進出と、安価な竹材、筍の輸入により荒廃し、周囲に拡大しています。また、イノシシなどの生息地にもなっており、適正な管理が必要です。
- 農産物や家畜の遺伝的多様性(伝統的農作物・家畜等)を保全していく必要があります。

【県の取組】

- 農地は、農業生産活動を通じてはじめて、土砂流出防止機能や洪水防止機能などの多面的機能が確保、維持されることから、農山村における生産・生活基盤整備等を総合的に進めます。

- 農村地域の水質保全を図るため、農業集落排水施設^(*)の整備と適切な維持管理を促進し、生活排水対策を進めます。
- 耕作放棄地の発生を防止するため、農業担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や生産基盤の整備を進めます。また、集落営農組織や行政区等の地域組織が学校教育機関や福祉施設等と連携し、耕作放棄地を活用する取組や、荒廃状況に応じて林地へ転換するなど農業以外の利用も検討します。
- 間伐をはじめとする森林整備を推進するとともに、森林整備や木材生産に必要な林内路網整備を進めます。また、松くい虫^(*)をはじめとする森林病虫害等については、伐倒駆除等の防除対策を計画的に実施します。
- 県民参加の森林づくりを総合的に進めるため、「森林ボランティアサポートセンター」^(*)による情報提供や相談業務等を行い、各種団体の活動を支援します。
- 県産木材など地域の資源を活かした良質な住まいづくりを進めます。
- 里山の広葉樹や竹林の利用を図るため、きのこ生産用資材や薪・炭に含まれる放射性物質の濃度測定により安全性を確認していくとともに、栽培きのこの生産拡大や、木炭・竹炭の需要拡大を進めます。
- 福島県農業総合センター^(*)や福島県林業研究センター^(*)において、里地里山の生態系保全に配慮した農林業の経営改善に資する技術の開発を進めます。

(3) 都市地域

【課題】

- 都市地域においては、高密度な土地利用がなされ環境負荷が集中し、多様な生きものの生息・生育空間が少なくなっており、身近な自然とのふれあいができる都市づくりが必要です。
- 県内の都市は広大で豊かな自然環境の中に点在しており、都市と周辺の里地里山（田園地域）などが有機的なつながりを持って共生していく視点での取組が必要です。
- 下水道や合併処理浄化槽などの整備を進め、河川・湖沼の水質を保全していく必要があります。

【県の取組】

- 都市公園などの公的な緑の保全をすすめるとともに、民有地についても風致地区制度^(*)や緑地協定制^(*)、その他の緑地の保全・創出施策を活用し、緑豊かな街づくりを推進します。
- 都市公園の目的・機能を十分に発揮できるよう公園施設の適正な維持管理に努めます。
- 工場・事業場における排出水の監視、指導を行うとともに、公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備や適切な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全に努めます。

(4) 沿岸域

【現状】

- 複雑な海岸線には、砂丘や断崖、干潟などがあり、特有の動植物の生息・生育がみられ、「松川浦」「磐城海岸」「勿来」の3カ所が県立自然公園に指定されていますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本県の沿岸域の多くが被災し、これまでの自然環境が大きく変わっています。

【県の取組】

- 沿岸域の良好な漁場環境や生態系の早期再生と保全に努めるとともに、源流域から河口に至る一貫した環境保全活動を促進します。
- 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧を図るとともに、海岸防災林の主たる構成樹種となるクロマツの松くい虫抵抗性育種技術を普及します。

(5) 河川・湖沼・湿原地域

【課題】

- 県内には多くの河川や湖沼があり、豊かな水環境に恵まれています。ライフスタイルの変化等に伴い、近年、水との関わりが少なくなっており、人々の水環境に対する関心を高めていくことが必要です。
- 河川内に動植物が生息・生育する良好な河川環境の創出には、一定の水量が必要です。
- 河畔林は野生動植物の生息・生育場所だけでなく、日光を遮断して水温上昇を防いだり、川の有機物を除去するフィルターの役割など、河川環境を保つ様々な機能があり、その保全が必要です。
- 裏磐梯湖沼の水質については、一部の湖沼で有機汚濁の代表指数であるCOD^(*)が上昇する傾向がみられます。また、猪苗代湖についても湖水の中性化に伴いCOD^(*)が近年上昇する傾向がみられ、改善への取組が必要です。
- 河川、湖沼等の内水面漁場では、魚類の生息環境の悪化や新たな外来生物が確認されていること、また気候変動による水生生物への影響が懸念されることから、水生生物の生息環境保全のための調査研究が必要になっています。

【県の取組】

- 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、水質汚濁防止対策を推進します。
- 「うつくしま『水との共生』プラン」^(*)や「福島県水環境保全基本計画」に基づき、豊かで健全な水環境とそこにおける生物多様性を将来にわたって保全し引継いでいくため、産学民官の参加と連携のもと、総合的な施策を推進します。
- 河川などの水量・水質等水環境の適正な保全を図るとともに、豊かな自然環境を保全し、潤いのある水環境の創出を図ります。
- 河川整備に当たっては、地域住民や学識経験者などの意見も計画に取り入れていきます。また、多様な生きものの生息・生育環境を保全するためのゾーニングや、河畔林や瀬・淵の保全、魚道の整備など多自然川づくり^(*)を進めます。

- 工場・事業場における排出水の監視、指導を行うとともに、公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備や適切な維持管理を促進し、公共用水域の水質保全に努めます。
(再掲)
- 内水面漁場における水生生物の生息環境の維持を図るため、生態系に影響が大きい外来生物等の新たな駆除技術や、生態系に配慮した魚道等人工構造物の機能評価手法の開発に取り組みます。

(6) 目標とする指標

指標名	現況値(年度)	目標値(年・年度)	備考
耕作放棄地の解消面積	255 ha (H23)	3,000 ha 以上 (H25~32年度の累計)	
森林整備面積	7,387 ha (H23)	94,800 ha 以上 (H25~32年度の累計)	
松くい虫被害材積	37.6 千m ³ (H23)	30.0 千m ³ 以下 (H32)	
一人当たりの都市公園面積	12.55 m ² /人 (H23)	13.1 m ² /人 (H32)	
汚水処理人口普及率 ^(*)	76.5% (H24)	88.4%以上 (H32)	
猪苗代湖のCOD ^(*) 値	1.0mg/L (H24)	0.5mg/L (H32)	
水質基準達成率	92.8% (H23)	100% (H32)	

3 野生動植物の保護管理

野生動植物の「種」は、生物多様性を構成する重要な要素ですが、人間の活動など様々な要因によりその多くが危機に瀕しています。その絶滅を防ぐことは生物多様性保全の根本であり、私たちの責務であるといえます。

本県では、絶滅危惧種や希少種に対する県民の理解を深めていただくため、「レッドデータブックふくしま」を作成し、一般に公表していますが、これらの保全には継続した調査や対応が必要です。

また、野生鳥獣の生息環境等の変化により、人間と野生鳥獣との軋轢が増加しており、適正な保護管理が求められています。

さらに、傷病鳥獣の保護や外来種対策について検討する必要があります。また野生鳥獣の保護管理の担い手として狩猟者等の育成についても取り組んで行く必要があります。

(1) 絶滅の恐れのある種の保全について

【課題】

- 県内の野生動植物の生息・生育状況を調査し、絶滅の危険度についてまとめた「レッドデ

ータブックふくしま」は、本県の生物多様性の状況を把握するための基礎資料となるものです。しかし、野生動植物をとりまく環境は常に変化していることから、作成時（平成13、14年度）以降の希少種の生息・生育状況について継続的に調査し、レッドリストの見直しを行う必要があります。

- 現在、「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、クマガイソウやヒヌマイトトンボなど10種類が特定希少野生動植物^(*)に指定されており、採取・捕獲が禁止されていますが、その他の絶滅のおそれのある野生動植物についても必要に応じて保全を行っていく必要があります。
- 尾瀬国立公園内では、ニホンジカによる貴重な植物の食害や生態系の攪乱が増加しており、その対策が必要です。
- 希少種の盗掘・違法採取がみられることから、その防止のための取組が必要です。
- 地域に生息する固有の絶滅危惧種等については、外的要因からの影響を大きく受けやすいことから、特に配慮が求められています。

【県の取組】

- 絶滅のおそれのある野生生物をとりまとめたレッドデータブックについては、それぞれの種の最新の生息・生育状況や絶滅確率^(*)などを調査するとともに、掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加などレッドリストの見直しを進めます。また、レッドリストの情報を提供することにより、掲載種の保全を広く呼びかけます。
- 絶滅のおそれが高い種の生息状況については、福島県野生動植物保護サポーター^(*)等を活用し、継続的な情報収集に努め、保護対策を検討します。また、福島県野生動植物保護アドバイザー^(*)や研究機関等と連携し、必要に応じて生息・生育域外での保全を図ります。
- 人間による過剰な捕獲・採取が生息・生育に大きく影響を及ぼしている種については、「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特定希少野生動植物^(*)の新たな指定について検討します。また、特に個体の生息・生育環境の保全を図る必要がある種については、生息地等保護区を指定し立ち入り制限を設けるなど、生息地の保護を図ります。
- 公共工事等の実施に当たっては、条例等に基づき、着手前に関係機関が希少野生動植物情報を共有し、自然環境への負荷の小さい工法を採用するなど希少野生動植物の生息・生育への影響の回避または軽減に努め、希少野生動植物の保全と両立するよう推進します。また、地域の実情等を踏まえ、遺伝的攪乱を最小限にとどめるよう、緑化・植栽に当たっては種類や産地に配慮します。
- 絶滅危惧種等の植栽・放獣・放流等に関しては、慎重に行うよう普及啓発に努めます。

(2) 野生動物の保護管理

【課題】

- 県では、「鳥獣保護法」に基づいて策定した「福島県鳥獣保護事業計画」(*)において、鳥獣保護区(*)の指定や狩猟制度に関する事項等について定めています。県内の鳥獣保護区は143カ所、面積150,420ha(平成25年11月1日現在)となっており、野生鳥獣の生息環境の保護を図る必要があります。
- 近年、野生動物との軋轢(農業被害、人的被害等)の発生が増加し、特にカワウ、ニホンザル、ツキノワグマ及びイノシシなどによる被害が増加しています。本県ではこの4種について、科学的知見と関係者の合意のもと「特定鳥獣保護管理計画」(*)を定め、総合的な対策を実施していますが、野生動物と人間活動との軋轢は依然として減少しておらず、被害を受けている地域が一体となった広域かつ総合的な対策が必要です。
- 野生鳥獣による被害対策に当たる人材の確保や被害防止体制の整備が必要です。

【県の取組】

- カワウは内水面漁業に著しい被害を与えており、「カワウ保護管理計画」により捕獲数を定め、関係機関、団体等が実施する個体数調整捕獲や追い払い等の被害対策を支援します。
- ツキノワグマの保護管理の対策が必要な市町村においては、住民・行政・関係団体等が連携して、地域の実情に即したゾーニングの考え方を導入し、クマと人とのすみ分けを図ります。また、ホームページ等でツキノワグマの被害防止や出没に対する注意喚起を行い、事故の未然防止に努めます。
- ツキノワグマなどの野生動物の出没・被害情報を、GIS(地図情報システム)を活用してデータベース化し、地域特性に応じた要因の解析などを行い、それらの情報を各市町村が被害対策に活用することにより、軋轢の解消を進めます。
- 鳥獣による農業被害の中で、最も被害が大きいイノシシについて、平成22年度に「イノシシ保護管理計画」を策定し、個体数調整捕獲や、狩猟期間の延長、くくりわなの直径の制限の緩和を行っています。また、狩猟者等へのアンケートを継続的に実施し、生息や捕獲状況などの調査を行います。
- ニホンザルによる農作物への被害は、果樹を中心に稲、芋、豆類など多岐にわたっており、サルの生息環境を整備し人とサルのすみ分けを推進するとともに、効果的な被害防除対策を行います。
- 鳥獣被害防止を図るため、関係機関・団体等の連携による協議会の設置や鳥獣被害対策に関する指導者等の育成と活用、農業者が取り組みやすい被害対策技術の開発と普及を進めます。

取組事例 ◆◆◆ 会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会のクマ対策 ◆◆◆

会津地方北部に位置する4市町村（喜多方市、北塩原村、猪苗代町、磐梯町）では、会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会（以下「協議会」という。）を発足させ、県の関係機関と連携しながら、市町村の圏域を越えた広域的なツキノワグマの出没・被害対策に取り組んでいます。

1 協議会における被害防止の取組

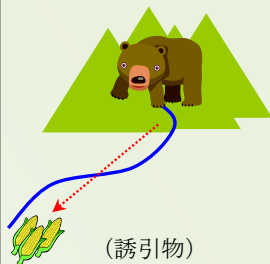
G I S（地図情報システム）を活用してツキノワグマの出没・被害情報の収集、要因の解析、対策の効果検証などを行い、出没・被害発生の変因となる地域の環境特性に応じて対策を類型化し（下図）、それらの情報をメールで共有して蓄積することで、対策を推進しています。

具体的には、捕獲の事前相談を受けて、県担当職員が現地を調査し、効果的な対策について、市町村や地元住民に対し助言等を行っています。

○主な対策：花火、忌避具、電気柵、トタン巻、捕獲、集落説明会

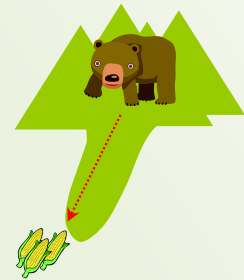
①河川ルート

生息地となる山林から続く河川を伝って、下流の集落及び田畑へ侵入するルートを言う。河川から誘因物までのルートを断つことが重要である。（猪苗代町長瀬川など）



②半島状ルート

生息地となる山林から半島状に伸びる林地を伝って集落及び田畑へ侵入するルートを言う。半島を両脇から挟んで行う花火での追い上げが有効。（喜多方市塩川町竹屋など）



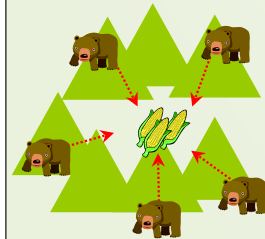
③生息地の山麓部

生息地の山麓にある集落及び田畑に侵入するルートを言う。藪刈りなどで山と里の区別をつけ、集落全体での被害防止対策が必要となる。（喜多方市熱塩加納町栗生沢など）



④生息地の中の集落

山間地域などがそれぞれにあたる。この場合侵入ルートが複数に渡るため、誘因物の管理が重要な被害防止対策となる。（喜多方市山都町宮古・高郷町地割など）



⑤ボトルネック

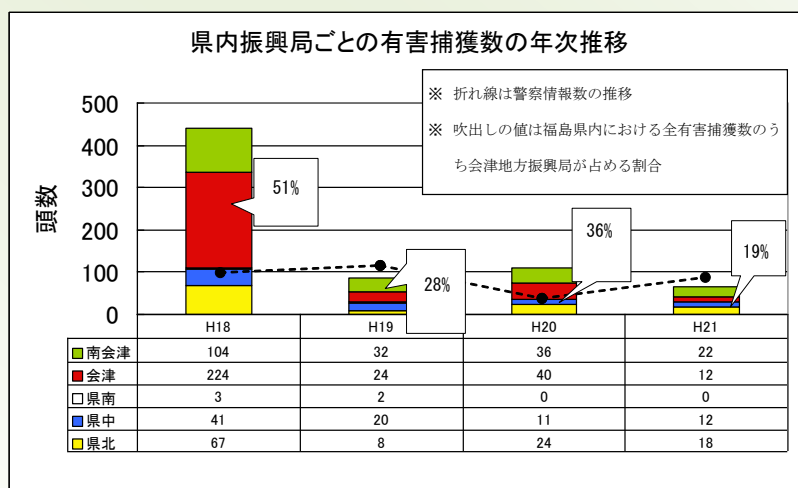
地形的もしくは人工的な理由で移動ルートが限られる場合を言う。この場合は誘因物管理を徹底し、侵入させないことが重要である。（磐梯町大寺、北塩原村裏磐梯など）



2 取組の効果

協議会が対策を実施している会津地方振興局管内の捕獲数が、県内の全捕獲数に占める割合は、平成 18 年度の大量出沒年は 51%と各地方振興局中最大でしたが、協議会として取組を進めた平成 19 年度以降、比較的出沒の多かった平成 21 年度では、19%にとどまりました。

このことから、協議会の取組により被害発生件数が低く抑えられ、結果として、捕獲数を減少させることができたものと推察しています。



ツキノワグマによる被害の軽減、個体群の保護管理を図るには、地域の情報をもとに、地域住民、行政、専門家などが協働して、地域特性に合った対策を実施することが重要です。

(3) 傷病鳥獣対策

【課題】

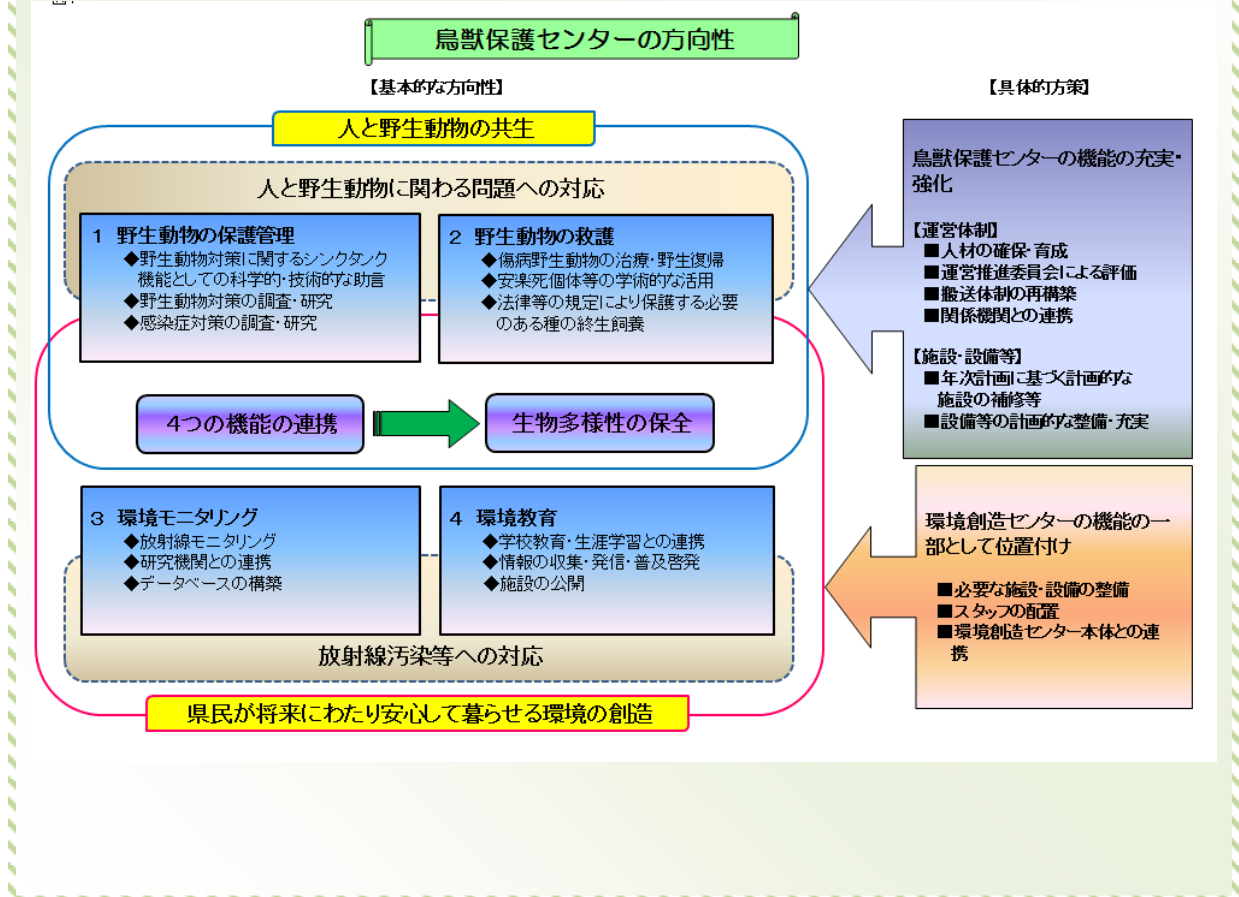
- 福島県鳥獣保護センター（安達郡大玉村）は、「野生動物の保護管理」、「野生動物の救護」、「環境モニタリング」、「環境教育」の4つの機能に取り組むことが求められています。
- 県と公益社団法人福島県獣医師会の連携により、「野生動物救急救命ドクター（ER ドクター）」^(*)として登録した動物病院の獣医師が、ボランティアで傷病鳥獣の初期治療を行っていますが、より迅速な対応が求められています。

【県の取組】

- 福島県鳥獣保護センターは、4つの機能のそれぞれが充実し、互いに連携して効果的に施策や取組に結びつくよう、環境創造センターと一体となりながら、機能を強化します。
- 福島県鳥獣保護センターでは、野生動物の救護活動を通じた命の尊厳について様々な機会を捉えて情報発信を行うことにより、生物多様性の保全に理解を深める環境教育を進めます。
- 高病原性鳥インフルエンザの発生を早期に発見し迅速に対応できるよう、野鳥のサーベイランス^(*)を行っています。

取組事例 ◆◆◆ 福島県鳥獣保護センターの取組 ◆◆◆

福島県鳥獣保護センターでは、ケガや病気の野生動物を治療し、野生に復帰させる活動を通じて、「人と野生動物の共生」を図り「生物多様性」を保全する等、さまざまな取組を行っています。



(4) 外来種・化学物質等の対策

【課題】

- 外来種の対策として、平成 17 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、オオクチバスやアメリカミンク、オオハンゴンソウなど 107 種（H25.9 月現在）を特定外来生物に指定し、輸入や飼育などの規制を課しています。本県においては、現在 19 種の特定外来生物の生息・成育が確認されていますが、その分布範囲が拡大しており、継続的な調査と併せ適切な防除対策を進める必要があります。特定外来生物以外でも、コカナダモ、マツノザイセンチュウなど県内の生物に被害をもたらす外来種が見られます。
- 外来種の問題や、ペットなどの放逐を防ぐための適切な飼養についての情報など、広く普及啓発を行う必要があります。

- 化学物質の使用実態の把握や適正な管理についての指導、リスクコミュニケーション^(*)の取組等、環境への影響を未然に防止する対策を一層強化する必要があります。

【県の取組】

- 外来種問題については、関係する分野が多岐にわたるとともに、広域的な対応が求められることから、農林水産・保健衛生・環境等の関係機関及び国や近隣県等との情報交換を密にし、連携して対策を進めます。
- 鳥獣保護員や野生動植物保護サポーター等を活用し、県内の外来生物の生息・生育状況を継続的に把握し、「外来種リスト」の作成を検討します。また、外来生物の特徴や生息生育状況、防除方法などに関する情報を、インターネットやパンフレットなどの各種広報媒体を通じて、より広く周知します。
- 飼養動物（ペット等）の遺棄の防止など動物の適正な飼養について、教育活動や広報活動を行います。
- 裏磐梯地区におけるオオハンゴンソウの除去など、関係機関の協働による外来種除去活動を推進します。
- 内水面漁業に著しい被害を与えている外来魚対策を支援するとともに、ボランティアによる対策を促進します。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、化学物質の排出量などを県民にわかりやすく情報提供を行います。また、「福島県化学物質適正管理指針」に基づき、工場・事業場における化学物質の使用状況などを調査し、事業者における自主的な化学物質の適正管理と環境汚染の未然防止を促進します。
- 化学物質に係る安全・安心を確保するため、セミナーや意見交換会の開催などを通じて各事業者の取組の支援を行い、事業者自らが行う地域における住民とのリスクコミュニケーション^(*)を促進します。
- 工場・事業場におけるダイオキシン類等の化学物質の排出について監視、指導を行うとともに、環境中のダイオキシン類等の化学物質についてモニタリング調査を実施し、実態把握に努めます。

取組事例 ◆◆◆ 特定外来生物の駆除活動 ◆◆◆

【ウチダザリガニの駆除活動】

ウチダザリガニは北アメリカ原産で、食用に導入されたものが、人為的持ち出しにより分布を拡大したと考えられています。希少な水草や水生昆虫、水生貝類を駆逐したり、ミズカビ病（ザリガニペスト）の媒介などの影響が懸念されています。

ウチダザリガニは冷水性の河川や湖沼を好んで生息しますが、東北地方では福島県のみで生息が確認されています。

会津・磐梯エリアで環境教育に取り組んでいるNPO団体「わかば自然楽校」では、磐梯朝日国立公園の裏磐梯地区の河川や湖などで、地域の子供たちによる駆除活動を実施しています。子供たちは、捕ったウチダザリガニを調理して試食するなど、楽しみながら「なぜ、外来種が問題なのか」を学んでいます。



ウチダザリガニ



子どもたちの駆除活動

【オオハンゴンソウの駆除活動】

オオハンゴンソウは北アメリカ原産で、園芸植物として明治時代に導入されたものが野生化し、現在では北海道から本州中部以北を中心に広く生息が確認されています。

福島県内でも広範囲に生育していますが、裏磐梯の自然公園内においても年々生息区域が拡大しており、在来種への影響が懸念されています。

平成19年度からは、環境省が中心となり、県・北塩原村・自然保護団体・住民等が連携し、五色沼周辺において、周辺植物への影響がないよう注意しながら駆除活動を行っています。



オオハンゴンソウ



駆除活動

【バス類とブルーギルの駆除活動】

オオクチバスやコクチバス及びブルーギルは意図的な放流などにより全国に生息を拡大しており、肉食性で在来種を捕食することから、生態系に大きな影響を与えています。

県内でも広い範囲に生息しており、国土交通省の調査では、阿武隈川においても急速に分布域を拡大し、生息数も増加していることが確認されています。

平成16年に発足した外来魚対応連絡会（国土交通省・福島県・漁業関係者で構成）では、平成19年度より外来魚駆除のための釣り大会を開催しています。釣った魚は調理して試食し、併せて外来生物についての講習も行い、参加者に楽しんでもらいながらの普及啓発活動を行っています。



バス類とブルーギル（再掲）



外来魚駆除

（5）狩猟者等の担い手の育成

【課題】

- 平成21年度の銃刀法の改正により銃器の保持等に関する各種手続きが強化され、また狩猟者の高齢化等により、銃猟免許保持者が減少しており、今後、適正な野生鳥獣の保護管理が困難になる恐れがあることから、狩猟者等の担い手の確保に向けた取組が必要です。

【県の取組】

- 狩猟者を確保するため狩猟免許試験の回数を増やす等、受験機会の拡大を図っています。
- 捕獲技術研修会等、各種研修会の実施を支援し、狩猟者の育成・確保を図ります。
- 鳥獣捕獲に携わる市町村職員・捕獲隊員の会議や研修等を通して、広域連携捕獲体制についての検討を進めます。

（6）目標とする指標

指標名	現況値（年度）	目標値（年度）	備考
野生動植物保護サポーター ^(*) 登録者数	104人（H24）	140人（H32）	
工場・事業場等におけるリスク コミュニケーション ^(*) の実施 件数	81件（H23）	170件（H32）	

4 自然環境に影響を与える事業における生物多様性への配慮

生物多様性は、地域の様々な生態系の微妙なバランスの上に成り立っています。

道路などの社会資本の整備、農業基盤整備、工業団地の造成など、自然環境に影響を与える事業の実施に当たっては、野生動植物の生息・生育等に十分配慮し、地域の個性ある風土と美しい自然を生かした整備、開発を進めていくことが必要です。

【課題】

- これまで、社会資本は質より量、環境より経済活動の効率化が優先し、結果として自然環境の劣化や地域の均一化、景観の悪化などを招いてきました。今日では、ライフスタイルや価値観が多様化し、県民のニーズも、自然環境に恵まれた生活を望むふるさと志向の傾向が強くなっており、これからは、本県の豊かな自然環境や多様な生態系に配慮した社会資本の整備を進める必要があります。
- 河川や道路、ほ場整備等の工事に当たっては、野生動植物の生息地を保全する対策を検討する必要があります。
- 河道内の植生は、市街地における動植物の貴重な生息・生育環境となっていますが、過度に繁茂すると洪水流下の阻害要因となっています。

【県の取組】

- 公共工事等の実施に当たっては、自然環境への負荷の小さい工法を採用するなど、希少野生動植物の生息・生育への影響の回避または軽減に努めます。(再掲)
- 環境影響評価の対象となる大規模開発などの事業実施の際は、環境への適正な配慮がなされるよう制度の適切な運用に努めます。評価の対象とならない規模の開発事業等についても、環境への影響をできる限り小さなものとなるよう、事業者の理解と協力を求めています。
- 農林水産業生産基盤の整備に当たっては、その本来の機能に加え、豊かな農山漁村を創造する地域資源として、生態系・親水性等に配慮した整備を進め、良好な環境を保全するとともに、やすらぎ空間を創造します。
- 地域の植生に配慮した植栽や法面緑化など、動植物・生態系などの自然環境に配慮した道路整備を進めます。
- 道路整備に当たっては、調査・計画段階から設計・施工・管理の段階まで、生きものや自然環境に配慮した「エコロード」の整備を進めます。
- 河川整備に当たっては、多様な生物の生息・生育環境を保全するため、地域住民や学識経験者などの意見も計画に取り入れながら、河畔林や瀬・淵の保全、魚道の整備など多自然川づくり^(*)を進めます。(再掲)

【目標とする指標】

指標名	現況値(年度)	目標値(年度)	備考
水と親しめるふくしまの川づくり個所数(累計)	77 個所 (H24)	91 個所 (H32)	

取組事例 ◆◆◆ 生物多様性を考慮した道路「エコロード」 ◆◆◆

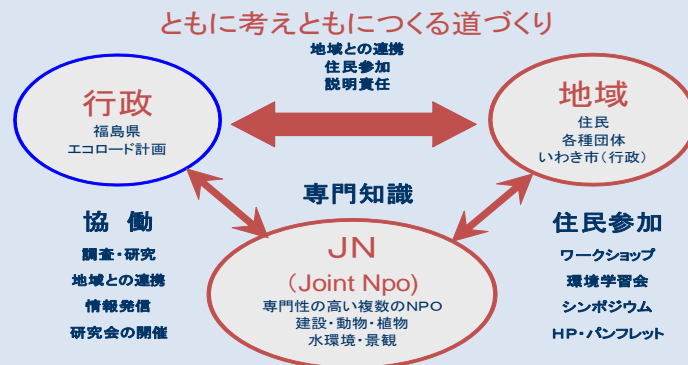
エコロード（注）とは、調査段階から設計、施工、管理の段階まで、生き物や自然環境に配慮し、動物生態系や自然環境に配慮した「生き物や自然環境を大切にしたい道づくり」です。

（注） エコロジー（エコシステム）のエコとロードを融合させた和製英語。

ここでは、県で施工した一般国道 289 号^{にちぶ}荷路夫バイパス（いわき市田人町）を紹介します。

この地域は、いわゆる「里地里山」です。荷路夫バイパスでは、身近な里地里山の自然を守るために、地域の自然環境と道路の共生を、行政や専門家だけではなく、NPOや地域住民も参加して道づくりを実践しました。

〈荷路夫エコロード取組方針〉



具体的な内容としては、道路の下にアーチパスを設けることで、タヌキ・テンなどの野生動物が安全に道路を横断したり、ヤマメ、サンショウウオなどが遡上して産卵することを可能にしています。また工事区域付近には、猛禽類が営巣しているため、その移動範囲を調査し、工事施工に反映しています。さらに、法面などを在来種により緑化しています。そのほか、「エコロード」のしくみや自然について学び、伝えるエコロード解説員を養成しています。



アーチパスと小動物の利用状況



ハクビシン



行政、専門家、NPO、地域住民による
エコロード研究会

5 地球環境の変化への対応

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（2007）によると、4.0℃以上平均気温が上昇した場合、地球規模で現生種の約40%の種が絶滅につながるといわれています。

私たちは、地球温暖化につながる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量について、これを抑えることに十分な配慮をしていく必要があります。

また、私たちは、これまで自然界から資源を採取し、消費し、廃棄物として再び自然界に排出することで生産活動を行ってきましたが、これらの活動によって、自然環境へ大きな負荷をかけてきました。私たちは、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を進めていかなければなりません。

（1）地球温暖化防止への取組

【課題】

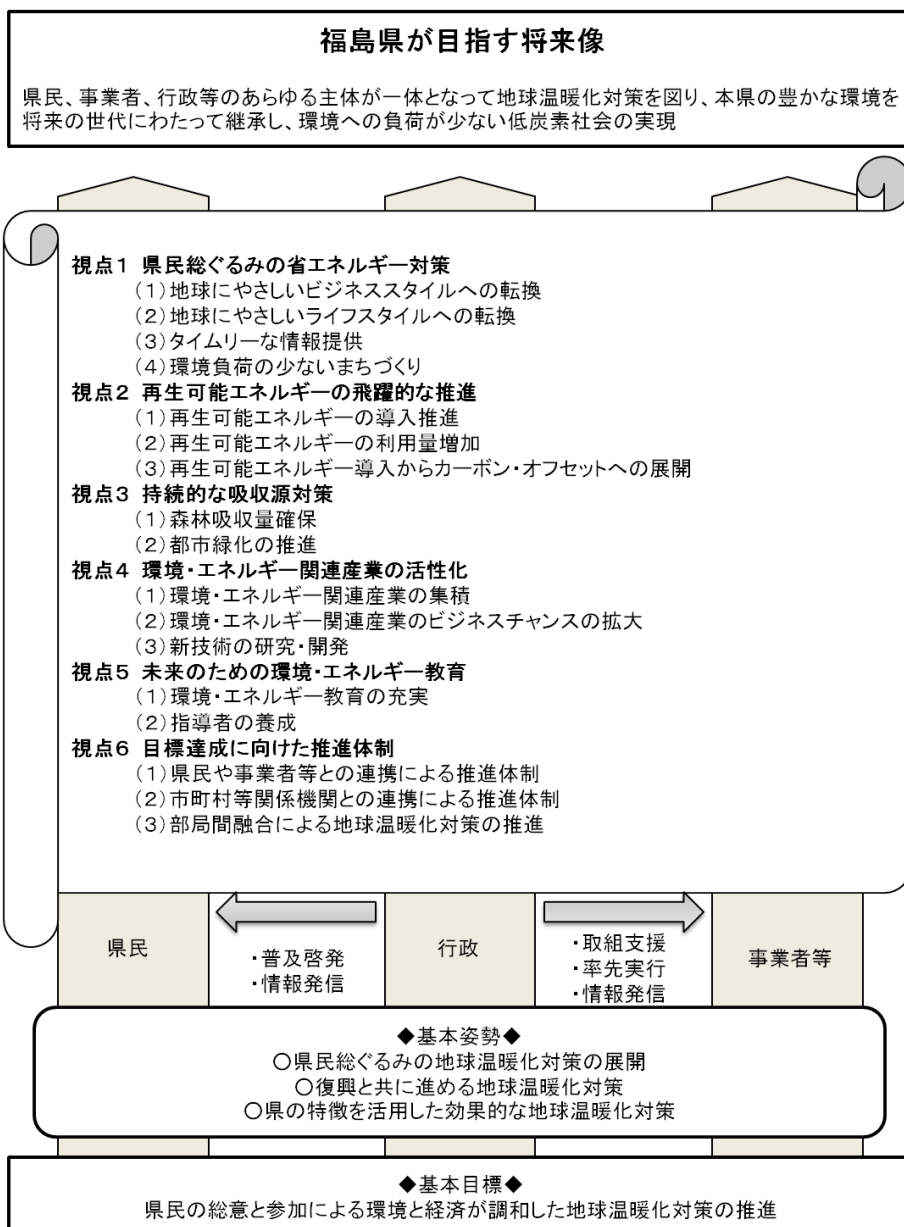
- 地球温暖化に関して包括的な科学的知見を得るため、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）第5次評価報告書（2013年9月～、随時公表作業中）によると、1880年から2012年において世界の平均地上気温は0.85度上昇しているなど、地球が温暖化していることは疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された温暖化については、その原因は、人間活動によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が要因である可能性がきわめて高いとしています。福島県でも各地で平均気温の上昇等が確認されており、あらゆる主体が温室効果ガス^(*)の排出量削減に取り組む必要があります。
- 森林による二酸化炭素吸収量の確保や、温暖化による農林水産業への影響の把握と対応策を検討する必要があります。

【県の取組】

- 「福島県地球温暖化対策推進計画」^(*)に基づき、県民や事業者など各主体による温室効果ガス排出抑制の取組を促進し、①県民総ぐるみの省エネルギー対策、②再生可能エネルギーの飛躍的な推進、③持続的な吸収源対策^(*)、④環境・エネルギー関連産業の活性化、⑤未来のための環境・エネルギー教育、⑥目標達成に向けた推進体制の整備の6つの視点に基づく各種取組を適正かつ積極的に進めていきます。
- 企業や学校が節電、節水、温暖化対策の工夫など二酸化炭素の排出量の削減目標を定め、「福島議定書」^(*)を知事と締結し、職場ぐるみ・学校ぐるみでの取組を推進します。
- 地域特性を活かした再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、雪氷冷熱など）を導入し、二酸化炭素排出量の少ない、環境に優しい施設整備に努めます。
- 森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、森林整備を確実に推進するとともに、企業・団体等が社会貢献活動として行う森林整備についても、森林吸収量として算定・認証することで、森林づくり活動の意欲向上を図ります。

- 県産木材をはじめとした地域の良質な資材を活用した住まいづくりを推進し、低炭素社会の実現に努めます。
- 国有林野事業とも連携し、成長に優れた種苗の母樹の増殖とその苗木の普及に取り組み、二酸化炭素の吸収源としての森林整備に努めます。
- 国、独立行政法人、大学等と連携しながら、各試験研究機関において、温暖化による農林業への影響の把握と対応策について検討します。

「福島県地球温暖化対策推進計画」における目的達成に向けた施策体系



(福島県地球温暖化対策推進計画より)

(2) 循環型社会の構築

【課題】

- 県内のごみ排出量は、平成18年以降は減少傾向にありますが、平成20年度の一人一日当

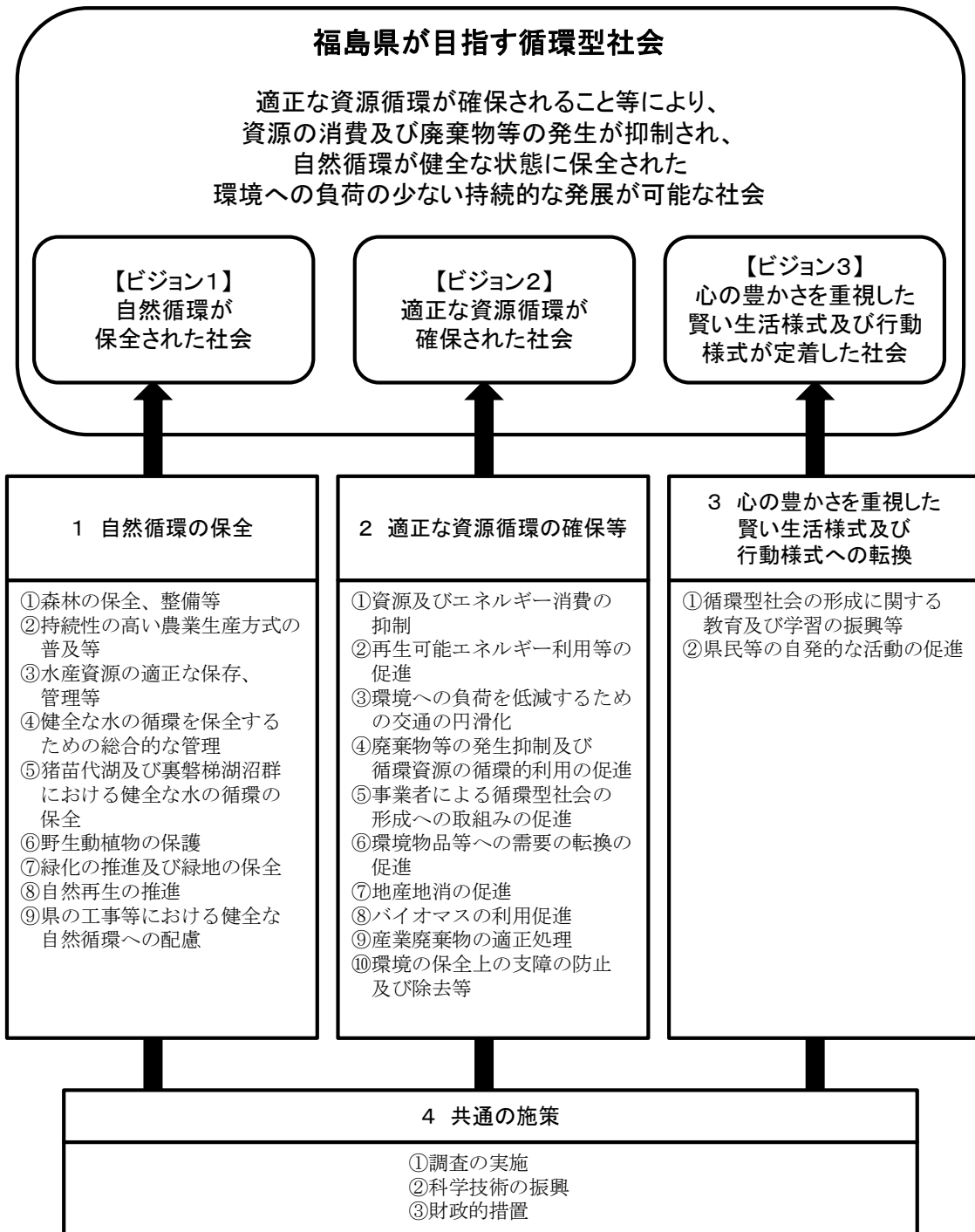
たりのごみ排出量は全国平均を上回り、リサイクル率は全国平均を下回っています。3R^(*)やマイバッグの取組について県民一人ひとりの意識を高めるとともに、集団回収への参加促進を図る必要があります。

- 産業廃棄物の排出量は近年横ばいの状況にありますが、建設産業、食品関連産業、各種製造業などあらゆる産業の分野において、廃棄物の発生抑制・リサイクルを一層促進する必要があります。また、産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、内容は悪質化・巧妙化しており、引き続き監視・指導の強化が必要です。

【県の取組】

- 「福島県循環型社会形成推進計画」^(*)に基づき、本県が目指す循環型社会の形成に向けた取組を、①自然循環が保全された社会、②適正な資源循環が確保された社会、③心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会、という3つのビジョンを掲げ、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総参加で推進します。
- 「もったいない50の実践」^(*)などにより、県民一人ひとりが環境に負荷をかけない、ライフスタイルへの意識の転換を更に推進します。
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（略称：グリーン購入法^(*)）に基づく環境物品等の調達を推進します。
- 循環資源、その他の環境への負荷の低減に資する原材料を使用した建設資材等の調達を推進します。
- 「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度^(*)」の普及を推進し、当該製品の利用促進を図ります。
- 循環型社会の形成に向け産業廃棄物税^(*)を活用して産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の取組を促進します。

「福島県循環型社会形成推進計画」における施策体系



(「福島県循環型社会形成推進計画」より)

(3) 目標とする指標

指標名	現況値(年度)	目標値(年度)	備考
温室効果ガス排出量 (H2年度比)	96.3% (H23)	85~90%	
「福島議定書」事業参加団体数	学校 495 (H25) 事業所 1,535 (H25)	学校 900 (H32) 事業所 3,000 (H32)	
木質燃料使用量	458千トン (H23)	880千トン (H32)	
マイバッグ推進デー協力店	1,090店 (H25.9)	2,000店 (H32)	

その他「福島県循環型社会形成推進計画」の各指標を参考とする。

6 放射性物質への対応

原発事故により、県土が広範に放射性物質による汚染を受けたことから、今後の生物多様性に対する影響が懸念されますが、現段階では多くが未解明です。

私たちは、放射性物質に関する正しい知識を持ち、野生動植物と人間との適切なバランスを回復する必要があります。

【課題】

- 放射性物質が野生動植物に与える影響を把握するための長期的な調査が求められています。特に長期にわたる低線量被ばくの影響については、知見が十分ではありません。
- 避難指示区域においては、社会活動が停止したことにより、野生動物の活動範囲が人間の生活圏まで広がっているほか、セイタカアワダチソウなどの外来種やネズミ類などの害獣・害虫の侵入を抑止することが困難となっています。
- イノシシなどの野生動物の肉から放射性物質が確認されたことから狩猟による捕獲圧が低下しています。このため、野生動物の個体数が増加し、農作物への被害や、乗用車や電車への衝突などの生活環境への被害が増えてきています。

【県の取組】

- 福島県環境創造センターや関係行政機関・研究機関と連携し、長期的で一貫性のある動植物へのモニタリング体制を確立するとともに、必要に応じて避難指示区域における動植物の動向を調査し、住民帰還に向けて必要な施策を実施していきます。
- 県民の生活環境や農作物に大きな被害を与えるイノシシ等の野生鳥獣に対しては、捕獲条件の緩和や捕獲に対する補助金を設けるなどにより捕獲圧を確保し、野生動物と人間のバランスを取り戻していきます。

第2節 「生物多様性の恵みの持続可能な利用」

1 環境と共生する農林水産業の推進

人間の生存に必要な食料や生活資材を供給する活動が農林水産業であり、昔からこの農林水産業による営みが身近な自然環境を形成し、生物多様性を育んできました。現在は、様々な形態の農林水産業が行われていますが、そもそも農林水産業は、自然と順応し自然を上手に利用し循環を促進することで、そこからの恵みを得る生産活動がその原点です。将来にわたって農林水産業を継続していくためには、生物多様性に配慮した「環境と共生する農林水産業」を推進する必要があります。

【課題】

- 有機栽培、特別栽培は、年々栽培面積が拡大していますが、安定生産や産地化、販路の確保などに取り組む必要があります。
- エコファーマー^(*)（関連資料参照）は、平成17年度から認定数が6年連続全国1位となり、販売農家の約26%を占めていますが、環境と共生する農業の推進のためには、さらなる認定の促進と県内での均衡ある育成を図る必要があります。
- 家畜排せつ物や稲わらなど有機性資源の循環利用の取組を、さらに進める必要があります。
- 森林の果たす様々な役割が広く認識されており、重要な機能を発揮させるための多様な森林施業を支援し、将来にわたり、森林を適正に整備していく必要があります。

【県の取組】

- 有機栽培^(*)・特別栽培^(*)に関する技術、地域の有機性資源の活用による循環型農業技術、生物指標による環境評価技術^(*)等の環境と共生する栽培技術の開発を推進します。
- 耕種農家と畜産農家との連携を強化し、家畜排せつ物の適正処理、たい肥の有効利用、自給飼料の確保を図ります。
- 森林資源を健全な状態で確保するため、間伐をはじめとする森林整備を推進するとともに、森林の機能区分（「水源涵（かん）養」「山地災害防止／土壌保全」「快適環境形成」「保健・レクリエーション」「文化」「生物多様性保全」「木材等生産」）や利用形態に応じた森林整備を、林野庁（国有林）などの関係機関と連携を図りながら進めます。

【目標とする指標】

指標名	現況値（年度）	目標値（年度）	備考
エコファーマー ^(*) 数	20,336件（H24）	25,000件（H32）	

2 生態系がもたらす環境の安定機能の維持

奥山の自然や、農林水産業の生産活動によって適切に管理された森林、農地、水辺は、水資源の涵（かん）養、二酸化炭素の吸収など生物多様性の保全に重要な役割を果たすとともに、洪水や山崩れの防止など県土の保全や災害防止の機能を持っており、この機能を維持していく必要があります。

【課題】

- 森林は、野生鳥獣の生息の場となるだけでなく、渇水や洪水を緩和し良質な水を育む水源涵（かん）養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションの場・教育の場としての保健文化機能など、様々な機能（生態系サービス）を持ち、また、川を通じて下流域へ栄養分を供給し、豊かな土壌や海を育んでおり、その適正な保全が必要です。
- 農村地域（里地里山）は、農産物等を生産・供給する以外に、洪水防止機能、土砂流出防止機能、気候緩和機能、自然環境保全機能など、森林と同様に様々な機能（生態系サービス）を持っています。また、美しい景観の提供の場や、独自の文化継承の場ともなっており、その保全が必要です。
- 東日本大震災を踏まえ、防災や災害リスクの削減、さらには災害からの復興における生物多様性の重要な役割について認識することが必要です。

【県の取組】

- 森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林機能区分に応じた森林施業を進めるとともに、森林整備や木材生産に必要な林内路網整備を、林野庁（国有林）などの関係機関と連携を図りながら進めます。また、公益的機能の発揮が必要な森林について、計画的に保安林に指定するとともに、機能の維持・増進を図るため、治山事業等による適切な森林整備を推進します。
- 農地は、農業生産活動を通じて初めて、土壌浸食の防止や水源涵（かん）養機能という多面的機能が確保、維持されることから、農山村における生産・生活基盤整備等を総合的に進めます。（再掲）
- 農村では、適切な農業生産を通じた生物多様性の保全と持続的な利用の両立に対する関心が高まっていることから、自然環境保全機能が高い営農活動（冬期湛水等）に対する取組を推進します。
- 災害リスクを軽減する生物多様性の潜在的な役割について、普及啓発に取り組みます。

【目標とする指標】

指標名	現況値(年度)	目標値(年度)	備考
保安林 ^(*) 指定面積	112,469ha (H23)	124,500ha 以上 (H32)	

3 地域文化の維持・継承

文化財や伝統芸能などの伝統文化は、地域の宝であり、地域の住民により大切に継承されてきました。本県には、生物多様性とそのつながりの中で育まれた建造物や史跡、民俗芸能、食や工芸など、様々な地域の文化資源が数多く存在しています。

これらの地域に根ざした伝統文化は、それぞれの地域の中で生物多様性とのつながりを保っていくことで次世代に引き継いでいくことができます。

【課題】

- 都市化や過疎化などにより、生物多様性とのつながりの中で育まれてきた貴重な文化や伝統が失われつつあり、その継承が必要です。
- ライフスタイルの変化により、日常生活のなかで木材に親しむ機会が減ってきており、木の文化の継承が求められています。
- 地域の伝統的な食文化、暮らしの知恵など、「ふるさと」に対する理解を促進し、地域に対する愛着心の醸成が必要です。

【県の取組】

- 歴史や伝統など地域の有する資源の素晴らしさを再発見する取組を支援し、地域に対する愛着や誇りの醸成を図ります。
- 県内に数多く存在する歴史的、芸術的、または学術的価値を持つ文化財を、国、県、市町村がそれぞれ重要文化財として指定し、その保護・保存及び適切な活用に努めます。
- 地域の食文化の継承や健全な食生活を維持するため、学校給食への米飯給食メニューの導入を働きかけるなど、ご飯を中心とした栄養バランスの良い日本型食生活の普及を促進します。
- 木材の良さ、木づかいの文化を伝えるため、各種イベント等において、木材に「触れ」「感じる」「知る」体験活動を推進します。
- 地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりを支援します。

取組事例 ◆◆◆ 会津・漆の芸術祭 ◆◆◆

「漆」は、全国に誇る本県の地域資源のひとつです。会津の漆の歴史は縄文時代にさかのぼります。以降、脈々と受け継がれ、今から 420 年前、蒲生氏郷公により会津漆器の保護・育成がなされ、その後、江戸時代の歴代藩主もまた漆の振興に努めたことにより、会津は漆器の一大産地となりました。「会津塗り」は、日本の伝統的工芸品にも指定されています。

平成 22～24 年度、会津若松市を中心とした会場で、漆とアーティストが出会う「会津・漆の芸術祭」を開催し、会津の漆文化を見つめ、「漆」の今後の活用・継承・発展について未来への問いかけなどを行うこととしています。

▽主な取組

- ・漆アート作品をまちなかで展示
- ・制作体験など各種ワークショップの開催
- ・漆をテーマとしたトークイベントやシンポジウムの開催 など



中村哲也「BLASTER・01」
「BLASTER・02」「BLASTER・03」



土屋多加史「夢中の国」より 蒔絵カルタ

第 3 節 「生物多様性を支える仕組みづくり」

1 生物多様性を支える人づくり

現在、私たちが享受している物質的に恵まれた生活は、大量生産・大量消費を基調としており、これが生物多様性を脅かしている大きな要因のひとつとなっています。一方、私たちの生活が生物多様性に支えられていることについては、あまり認識されていません。

次の世代へ豊かな生物多様性を引き継ぐことの必要性を、一人ひとりが理解して主体的に行動し、自らのライフスタイルを見つめ直すことが大切です。

(1) 県民意識の醸成

【課題】

- 平成 25 年度の県政世論調査によると、「生物多様性という言葉の意味も知っている」人の割合は 29.0%で、生物多様性の認知度はまだ高いとは言えません。また、生物多様性の恩恵

である生態系サービスによって私たちが生かされていることや、生物多様性を脅かしている要因が私たちの生活に起因していることなどは、まだ私たちの共通認識となっていないことから、生物多様性が環境・文化・経済など様々な分野において重要であることを、わかりやすく伝える必要があります。

- 平成 22 年度に開催された第 10 回生物多様性条約締約国会議（COP10）において、2020 年までの短期目標を「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。」こととし、その第 1 の個別目標に「人々が生物多様性の価値と行動を認識する。」とすることが決議されました。生物多様性の保全と持続可能な利用について広く普及啓発することが必要です。

【県の取組】

- 生物多様性の意義や価値について、ホームページや広報誌など様々な媒体を活用した広報活動や、県民との協働による生きもの探しなどを展開し、生きものに対する関心を高めながら、生物多様性の普及啓発、理解の醸成を推進します。
- 本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、森林整備ボランティア活動、森林観察・林業体験、緑の募金運動、緑の少年団活動等を通じて、森林・林業の必要性、重要性の理解を深める普及啓発活動を進めます。
- 都市緑化についての県民の理解を深めるため、春期における都市緑化推進運動（4～6 月）や都市緑化月間（10 月）に情報発信を行うなど、都市緑化活動を推進します。また、良好な水環境を未来に引き継ぐため、県民参加型の下水道広報活動を推進します。

（2）生物多様性に係る環境教育・学習の推進

【課題】

- 生涯学習関連施設及び研究機関等の一層の利活用を進め、県民の自然環境の理解や生物多様性に対する理解を深めていく必要があります。
- 学校教育の現場や自治体等が主催する講座への参加を通じた環境学習だけでなく、E S D の視点を取り入れた環境教育を推進し、県民自らが自主的に学習する機会を増やしていく必要があります。
- 県内の多様な自然とふれあうことのできる自然公園の適正利用を進めながら、優れた環境教育・学習の場として積極的に活用する必要があります。

【県の取組】

- 小中学生を対象に、尾瀬など本県の優れた自然環境の中で、ガイド等を伴った質の高い生物多様性に関する環境教育を推進し、理解の醸成を図ると共に、本県の豊かな生物多様性を次世代に引き継ぎます。
- 生涯学習関連施設及び研究機関等や本県の多様な自然のフィールドを P R するとともに、これを活用した体験型・実践型の環境教育・学習の推進を図ります。
- 教科や総合的な学習の時間等において、郷土の自然や身近な環境問題に関する体験学習を

充実させ、「せせらぎスクール」(*)や「田んぼの学校」(*)など、子どもの発達段階に応じた環境教育を推進します。

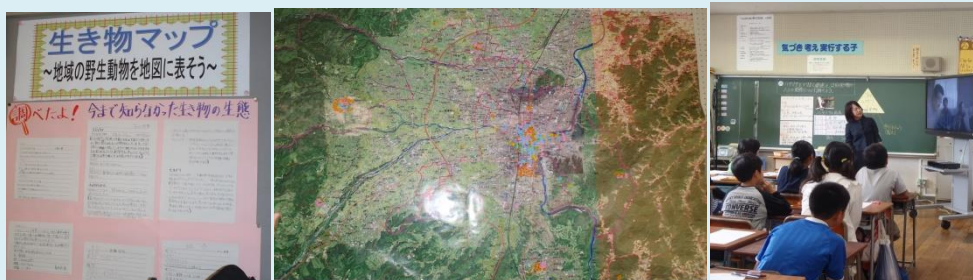
- もりの案内人(*)・川の案内人(*)やボランティア団体などと連携し、地域や学校の体験学習を推進します。
- 「フォレストパークあだたら」(*)、「アクアマリンふくしま」(*)、「福島県鳥獣保護センター」、「南相馬市博物館」(*)、「只見町ブナセンター」(*)、「福島大学」(*)など生涯学習関連施設及び研究機関等の一層の利活用を進め、小中学校等での生物多様性に係る環境教育を推進します。

取組事例 ◆◆◆ 生物多様性に係る環境教育の実践 ◆◆◆

福島県鳥獣保護センターでは、同センターで救護された傷病鳥獣の治療や野生復帰訓練などの日々の活動の様子を記録し、映像教材を作成しています。この教材を利用して、学校と鳥獣保護センター・環境センターを相互通信で結び、モニター画面を通したリアルタイムのやりとりを行い、理解度を高める授業を行っています。このような活動を通じて、鳥獣保護センターでは、子どもたちや地域社会への環境教育（生物多様性保全）を支援しています。



中学校での授業風景



小学校での授業風景



COP10に併せて開催された生物多様性交流フェアの会場においても、DVDに編集した同授業の様子を、来場者に紹介しました。

(3) 人材の育成と活用、調査・研究の推進

【課題】

- 都市化や子どもの遊びの多様化などの社会の変化を背景に、子どもたちが生活の中で自然とふれあう機会が求められています。
- 県内には、各地に生物多様性保全に関する活動を行っている団体がありますが、その多くが、会員の高齢化や会員数の減少、資金難、専門家の確保難などの問題を抱えており、団体同士の交流や連携を促進する必要があります。
- 本県には野生生物を専門とした研究機関が少なく、専門的な知識を有する人材の育成や、生物多様性に関する調査・研究の推進、情報の収集・統合・管理が必要です。また、希少種の保護や外来種の防除、野生鳥獣の保護管理等の問題が生じている現場を担当する出先機関の整備が必要です。

【県の取組】

- 農林漁業体験などの指導を行う人材の育成や体験プログラムの充実などの体制整備を支援します。
- 森林環境学習や森林観察等の活動を行う「もりの案内人」(*)や森林整備の専門的知識や技術を持つ「グリーンフォレスター」(*)などの指導者の育成・確保を進めます。
- 「川の案内人」を通して、河川や水環境に関心を持つ仲間を増やし、輪を広げることによって、豊かな自然や健全な水環境を未来に継承します。
- エコツーリズムリーダーや尾瀬認定ガイド(*)利用の普及を図ります。
- 地域において環境保全活動に積極的に取り組むリーダーを養成するため、実践的な知識を習得し、互いに交流できる機会の提供に努めます。
- 「フォレストパークあだたら」、「アクアマリンふくしま」、「福島県鳥獣保護センター」、「南相馬市博物館」、「只見町ブナセンター」、「福島大学」などの生涯学習関連施設及び研究機関等と連携し、生物多様性に関する調査・研究の推進について今後検討していきます。

(4) 目標とする指標

指標名	現況値(年度)	目標値(年度)	備考
生物多様性について理解している人の割合	29.0% (H25)	70% (H32)	
環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)	24,279人 (H24)	28,000人 (H32)	
せせらぎスクール(*)参加団体数、延べ参加者数	— (H24)	増加を目指す	モニタリング指標
尾瀬において自然環境学習を行った県内児童・生徒数	1,191人 (H24)	1,400人 (H32)	

2 多様な主体の参加と協働（各主体に期待される取組）

第1章で記載したように、この計画は、地域ごとの生物多様性の問題を解決し、人間の社会・経済活動と自然の営みが調和した豊かな生物多様性を将来にわたって保全していくため、地域の様々な主体が関わりあって推進する「生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画」です。

生物多様性の保全は、人間の命や生活などに関わる根源的な問題であり、県の取組だけではその達成は難しく、県民一人ひとりがその重要性を認識し担い手となって進めていくことが基本となります。そして、市町村や事業者、NPO・NGOなどの各主体がそれぞれの取組を推進し、協働の取組、専門家との連携などにより、より効果的な保全が図られます。

これまで、3つの施策の柱に沿った様々な取組をまとめましたが、ここでは、このうち各主体の取組、協働で進める取組についてまとめます（再掲）。これらの取組については、県が支援し、また協働して推進を図ろうとするものですが、各主体には、これらの取組の積極的な推進と、さらなる効果的な取組が期待されます。

また、前項でみてきた生物多様性を支える人づくりの取組と、これらの各主体の取組（特に、事業者等が生物多様性の保全を活動の視点として進める取組）が関連し合い発展していくことで、生物多様性の重要性が広く社会に浸透し、その保全が社会・経済活動の基本的な流れとなっていくことが期待されます。

（1）各主体の取組強化と主体間の連携

【課題】

- 県民の環境や生物多様性への関心は高まっていますが、内容の理解がさらに進んでいくことが望まれます。
- 県政世論調査によると、県民が生物多様性の保全につながる地域の自然を守るための市民参加型の活動やイベントに参加を希望する割合は50%を超えており、また自然とふれあう機会を求める割合も高くなっており（関連資料「生物多様性に関する県政世論調査結果」参照）、それぞれの機会創出が求められています。
- 多くの企業において生物多様性への配慮が企業活動の前提であることが認識され、生物多様性保全のための社会貢献活動が活発になることが望まれます。
- 民間団体には、会員の固定化、高齢化、資金や専門的知識を持った人材の不足などの課題があり、今後、人材の確保とともに他団体との連携・交流を進めていく必要があります。

【各主体に期待される取組と連携】

（生物多様性の保全（第1の柱）に関する取組について）

- 自然環境の保全に関する各種ボランティア団体等がネットワーク化を図り、自主的な活動を推進します。
- ボランティア団体や利用者が、荒廃した登山道について、積極的にその修復に努めます。

- 県民や各種団体が、「森林ボランティアサポートセンター^(*)」からの情報提供や相談を通して、森林の適正な管理や森林づくりに参加します。
- 集落営農組織や行政区等の地域組織が学校教育機関や福祉施設等と連携し、耕作放棄地を活用する取組を進めます。
- 耕作放棄地解消のため、地域ぐるみで適切な農地の保全管理等を促進するとともに、NPO法人やボランティア組織等の多様な担い手が農地の有効活用を進めます。
- 健全な水循環を将来に継承するため、産学民官が連携し、「うつくしま『水との共生』プラン」^(*)に基づき総合的に取組を推進します。
- 鳥獣被害防止を図るため、被害地域が関係機関・団体と連携し、協議会を設置して協働の取組を進めるとともに、農業者が被害対策のための広域指導員や被害対策技術を活用して取り組んでいきます。また、捕獲技術研修会など各種研修会を開催し、狩猟者の育成・確保を図ります。
- 「野生動物救急救命ドクター（ER ドクター）^(*)」として登録した動物病院の獣医師が、ボランティアにより傷病鳥獣の初期治療を行い、迅速で適切な傷病鳥獣対策を推進します。
- 関係機関が協働して、外来種除去活動（裏磐梯地区におけるオオハンゴンソウの除去など）を推進します。
- 内水面漁業に著しい被害を与えている外来魚に対し、ボランティアが参加して被害対策を推進します。
- 産、学、民、官で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」^(*)が推進母体となり、地球温暖化対策を展開します。
- 地域住民・市町村・県が協働して、道路や河川の清掃・美化活動を行い、道路・河川を大切にすることを育てながら、地域にふさわしい道・川づくりを進める「うつくしまの道・川サポート制度」^(*)を推進します。

（生物多様性の恵みの持続可能な利用（第2の柱）に関する取組）

- 農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加して、用排水路や農道などの農業用施設の手入れや、農村の自然・景観などを守る地域共同活動を進めます。
- 県内に数多く存在する歴史的、芸術的、または学術的価値を持つ文化財を、国、県、市町村がそれぞれ重要文化財として指定し、その保護・保存及び適切な活用に努めます。
- 子どもたちが民俗芸能の伝承活動に取り組み、地域の伝承文化を愛する「こころ」を醸成します。

（生物多様性を支える仕組みづくり（第3の柱）に関する取組）

- 各市町村において、生物多様性地域戦略策定の検討を進めます。
- 各種団体や市町村等が環境への関心を深めてもらうための研修会を開催し、環境アドバイザー等を講師として活用しながら、環境教育・学習機会の充実を図ります。また、各種団体が生物多様性に関する保護活動や指導者の育成を通じて、自然を大切に作る人作り、社会作りを進めていきます。
- 地域や学校、環境保全団体等が、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」^(*)を活用し、情

報交換及び協力しながら、環境保全活動を展開します。

- 県民が、環境問題に関する総合的な普及啓発の場、交流の場へ積極的に参加します。
- 県民が、公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団^(*)等の支援により、森林とふれあう機会を得るとともに、森林所有者や森林組合等林業関係者及び森林ボランティア団体、企業、市町村などが連携を強化し、森林整備のボランティア活動の輪を広げます。
- 「福島県水環境活動団体交流会」など、県内の水環境関係団体が交流、連携し、流域の健全な水環境を継承していきます。

(2) 社会経済活動への生物多様性の視点の取り込み

【課題】

- 事業者の活動は消費者の意識に支えられており、県民一人ひとりの消費行動と密接なつながりがあります。内閣府が平成21年度に実施した世論調査では、「生物多様性に配慮した企業活動を評価する」とした人が8割を超えている一方、環境省が行った上場企業等約3千社を対象にしたアンケートでは、事業活動の中で「生物多様性の保全に取り組んでいない」と回答した企業は75%となっています。このことから、事業者がCSR（社会的責任）^(*)としての様々な活動を含めた企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を、企業活動の仕組みの中に組み込むことが必要です。
- 事業者は、環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン」^(*)や日本経団連の「生物多様性宣言」^(*)に基づいて、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達ほか、環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用に努めることが必要です。
- 経済の仕組みを利用して生物多様性を保全する方法の一つに、製品の原材料として用いられる生物資源が、生態系や生物多様性に適切に配慮されたものであることを認証し、消費者に明確にわかるようマークで示すなどの「認証制度」があり、その活用が期待されます。

【各主体に期待される取組と連携】

- 産、学、民、官で構成する「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」^(*)が推進母体となり、地球温暖化対策を展開します。(再掲)
- 有機農業者等と消費者が交流を促進することで、有機農産物等の販路を確保し、「環境と共生する農業」のシンボル・けん引役となる有機農業の産地形成を進めます。
- 県内製造業者等は、産業廃棄物の抑制及び再利用のための技術開発を進め、環境に配慮した産業活動を推進します。
- 企業等団体がCSR（社会的責任）^(*)として森林づくりを進めます。
- 県内企業がハイブリッド自動車や電気自動車等の環境対応型自動車について、今後のニーズ把握や研究開発の支援、取引拡大方策について検討し、環境・新エネルギー関連分野への参入促進を図ります。
- 化学物質を取り扱う各事業者が、安全・安心を確保するため、セミナーや意見交換会を開催するなど、地域における住民とのリスクコミュニケーション^(*)を推進します。
- 品質・性能が優れ、生産履歴等が明確な木材が生産される仕組みづくりを進めます。

- 県内の各店舗がレジ袋の無料配布中止などの環境保全活動に取り組み、消費者の理解を求めるとともに、消費者は環境に負担をかけないライフスタイルへの転換の契機として、買い物時にマイバッグを持参するなどの取組を進めます。

(3) 目標とする指標

指標名	現況値(年度)	目標値(年度)	備考
NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数(累計)	302 団体 (H24)	340 団体 (H32)	
農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	35,561ha (H23)	45,000ha 以上 (H32)	
森林づくり意識醸成活動の参加者数	131,076 人 (H24)	155,000 人以上 (H32)	
マイバッグ推進デー協力店	1,090 店 (H25.9)	2,000 店 (H32)	(再掲)

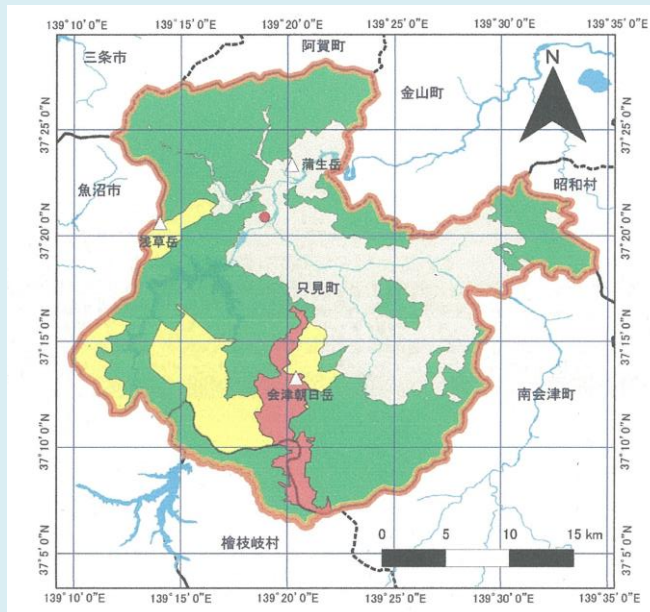
取組事例 ◆◆◆ 只見ユネスコエコパーク（仮称）の取組 ◆◆◆

福島県只見町では、生物多様性国家戦略2012-2020の第三部の行動計画に基づき、生物多様性を具体的に保全する施策として只見ユネスコエコパーク（仮称）に取り組んでいます。

只見町は、平成18年に町民参加の下、只見町域の豊かな自然環境と天然資源を基盤とし、持続可能な利活用を通じた地域社会の維持・振興を図ることとした第六次只見町地域振興計画を策定し、「ブナと生きるまち 雪と暮らすまち」を理念に掲げました。

平成19年には、日本の自然の首都は只見であるという「自然首都・只見」宣言を行い、ブナに代表される只見の自然を保護・保全し、次世代に引き継ぐことを責務とする宣言を行いました。

このような只見町の地域振興計画及び「自然首都・只見」宣言は、ユネスコの生物圏保存地域（ユネスコエコパーク^(*)）の理念と共通することから、これらを具体化する枠組として登録を目指しており、平成26年6月にスウェーデンにて開催されるユネスコMAB計画国際調整理事会において、登録・拡張の可否が決定される予定です。



区域	土地利用の制限	根拠となる既存の法制度
核心区域	<ul style="list-style-type: none"> 原則立入禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> 国有林の管理経営に関する法律（保護林） 自然公園法（国定公園）
緩衝地域A	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、調査研究・モニタリングのみが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法（国定公園） 国有林の管理経営に関する法律（保護林）
緩衝地域B	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の価値を損ねない形での活動を奨励。 調査研究・モニタリングが可能。 地元住民による伝統的な山菜キノコ類の採取慣行は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 国有林の管理経営に関する法律（保護林、緑の回廊） 自然公園法（国定公園、都道府県立公園）
移行地域	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全に対しては、努力目標であって、法的拘束力はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法（都道府県立自然公園）、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯再策特別措置法、うつくしい只見町の風景を守り育てる条例 等

第4節 取組の指標（数値目標）（再掲）

※第6章第1節 「生物多様性の保全」に関する指標

項目番号	指標の名称	現況		目標		備考	総合計画 指標
		年度	数値	年度	数値		
1	自然公園の利用者数	24	10,808千人	32	17,600千人		○
2	耕作放棄地の解消面積	23	255ha	32	3,000ha以上	H25～32年度の累計	○
2	森林整備面積	23	7,387ha	32	94,800ha以上	H25～32年度の累計	○
2	松くい虫被害材積	23	37.6千m ³	32	30.0千m ³ 以下		
2	一人当たりの都市公園面積	23	12.55m ² /人	32	13.1m ² /人		
2	汚水処理人口普及率	24	76.5%	32	88.4%以上		○
2	猪苗代湖のCOD値	24	1.0mg/L	32	0.5mg/L		○
2	水質環境基準達成率(総合)	23	92.8%	32	100%		○
3	野生動植物保護サポーター登録者数	24	104人	32	140人		○
3	工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数	23	81件	32	170件		○
4	水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計)	24	77か所	32	91か所		
5	温室効果ガス排出量(H2年度比)	23	96.3%	32	85～90%		○
5	「福島議定書」事業参加団体数	25	学校495 事業所1,535	32	学校900 事業所3,000	モニタリング指標	○
5	木質燃料使用量	23	458千トン	32	880千トン		
5	マイバッグ推進デパート協力店	25.9	1,090店	32	2,000店		

※第6章第2節 「生物多様性の恵みの持続可能な利用」に関する指標

項目番号	指標の名称	現況		目標		備考	総合計画 指標
		年度	数値	年度	数値		
1	エコファーマー認定件数	24	20,336件	32	25,000件		○
2	保安林指定面積	23	112,469ha	32	124,500ha以上		

※第6章第3節 「生物多様性を支える仕組みづくり」に関する指標

項目番号	指標の名称	現況		目標		備考	総合計画 指標
		年度	数値	年度	数値		
1	生物多様性について理解している人の割合	25	29.0%	32	70.0%		
1	環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)	24	24,279人	32	28,000人		
1	せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数	24	-	32	増加を目指す	モニタリング指標	
1	尾瀬において自然環境学習を行った県内児童・生徒数	24	1,191人	32	1,400人		○
2	NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数(累計)	24	302団体	32	340団体		
2	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	23	35,561ha	32	45,000ha以上		
2	森林づくり意識醸成活動の参加者数	24	131,076人	32	155,000人以上		○

用語解説

◆ COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）のことで、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

◆ CSR（企業の社会的責任）

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指します。

◆ ESD

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）のことで、持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、または環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育です。

あ行

◆ アクアマリンふくしま

海を通して「人と地球の未来」を考える新しい形の「環境水族館」として、いわき市に整備された施設で、公益財団法人ふくしま海洋科学館が運営しています。

◆ うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度

県内に事業所を有する方が、主として県内で発生した廃棄物等を利用して製造した優良な製品を県が認定するものです。

◆ 一次生産

生物が生きていくうえで必要なエネルギーの源は太陽光にあります。植物の光合成は、生態系の中を循環するエネルギーの基礎となるものであるため、基礎生産または一次生産と呼ばれています。地球温暖化や酸性雨が一次生産量に与える影響について、研究が進められています。

◆ うつくしまの道・川サポート制度

「地域住民、NPO等の実施団体」は、「道路管理者・河川管理者（県・市町村）」「地元自治体（市町村）」と合意書を交わして、道・川の清掃活動や美化活動を行います。道路管理者・河川管理者は、PR看板の設置、清掃用具の貸与、保険の加入、地元自治体は収集ごみの回収・処理、清掃活動への支援を行う制度です。

◆ うつくしま「水との共生」プラン

水と人との良好な関係を取り戻し、健全な水環境を将来に継承するため、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」を理念として、産学民官の幅広い連携のもと、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示した計画です。

◆ 裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会

裏磐梯ビジターセンターの管理及び地域やボランティアと連携して、裏磐梯及び周辺地域を訪れる公園利用者に対して的確な情報と多様な自然解説・学習・体験の機会を提供し、裏磐梯の自然環境にふさわしい利用の推進、国立公園としての地域の発展に寄与するために設置された協議会です。

◆ エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

◆ エコファーマー

「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する指針」に基づき県の認定を受け、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の低減（通常の栽培方法による使用量から2割以上削減）を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者の方々です。

◆ 汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽等による処理人口の合計人口の総人口に対する割合。

◆ 尾瀬認定ガイド

尾瀬ガイド協会により、高いガイド技術と正確な救急法を備え、尾瀬と地域の魅力を解説できる知識と能力を持つガイドとして認定された者で、尾瀬国立公園において、自然保護の精神や環境保全、適正利用への理解と啓発を行います。平成21年11月に制度が発足しました。

◆（公財）尾瀬保護財団

平成7年8月に、福島県、群馬県、新潟県、東京電力(株)ほか関係市町村等により設立されました。

尾瀬において、自然への理解を深めるための解説活動や適正利用に関する普及啓発を実施することにより、利用者自らの適切な行動を促しその自然の活用を図るとともに、各種環境保全対策、公園利用施設の管理運営、調査研究及び顕彰活動等を推進し、国、地方公共団体及び民間団体等が行う施策と協調しながら、尾瀬の優れた自然環境の保全を図るため活動をしています。

◆ 温室効果ガス

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱(赤外線)として反射されますが、大気中の二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)などのガスは、その熱を吸収して地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。地球温暖化に対する影響力はガスの種類によって異なり、CO₂に比べて、質量当たりCH₄は21倍、N₂Oは310倍となっています。

か行

◆ 過疎・中山間地域

過疎・中山間地域は、福島県の面積の約8割、人口の約3割を占め、以下のような特徴があります。

○人口が減少している。高齢者が多い。

- 市町村の財政力が弱い。
- 山林の面積が広い。
- 地形の勾配（傾き）が大きく、田畑の面積が狭い。
- 農林業従事者の割合が多い など

◆ 川の案内人

河川や水環境、自然環境の分野で幅広い知識と経験を持った方々を、「川の案内人」として県が認定する制度です。河川での活動や小中学校の総合学習などの場において、ボランティアとして活躍しています。

◆ 吸収源対策

福島県地球温暖化対策推進計画^(*)における温室効果ガス排出抑制に関する施策の大きな柱の一つで、森林には二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。また森林整備等によって発生する間伐材は貴重な木質資源であることから、森林資源の有効活用も併せて推進しようとするものです。

◆ 郷土の森

国有林野で、地域の象徴としての意義を持つなど、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資するものです。福島県には博士山郷土の森など2ヶ所があります（関東森林管理局HPより）。

◆ グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称で、平成12年5月に制定されました。この法律では、国等の公的機関が率先して、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進するとともに、これらの製品等に関する適切な情報提供を促進することとされており、持続的発展が可能な社会の構築を目指しています。

◆ グリーンフォレスター

森林づくり活動や学校教育の森林整備活動を通じて林業の重要性、技術などを広く県民に伝えるボランティアによる指導者です。

◆ 景観形成重点地域

景観形成を図る上で重要な地域を、よりきめの細かい行為の届け出が必要となる景観形成重点地域として設定しています。

◆ 原生的な森林

人手があまり加えられていない自然状態に近い森林を指します。

◆ 高濃度

食品中の放射性物質の基準値は、原発事故後、平成24年3月までの食品の暫定規制値が500Bq/kg、平成24年4月以降の新基準値が100Bq/kgに設定されていますが、野生動物の肉からはこれらの基準値を上回る濃度が計測されています。

◆ 国内総生産

（GDP：Gross Domestic Product）一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額です。ストックに対するフローを表す指標であり、経済を総合的に把握する国民経済計算の中の一指標で、GDPの伸び率が経済成長率になります。

さ行

◆ 里山

人里近くにあつて、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山や森林のことです。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

◆ 産業廃棄物税

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等を図るための施策の実施に関する財源(県税)として創設されました。

◆ 植生自然度

植生自然度は、「自然は人間の手のつけ具合、人工の影響の加わる度合いによって、きわめて自然性の高いものから自然性の低いものまで、いろいろな階層に分かれて存在する」という考え方にに基づき、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたものです。自然度は次の10段階に区分されています。

※植生自然度 区分基準

- 10 高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
- 9 エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
- 8 ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
- 7 クリーミズナラ群集、クヌギコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
- 6 常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
- 5 ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
- 4 シバ群落等の背丈の低い草原
- 3 果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
- 2 畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
- 1 市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
(第1回自然環境保全基礎調査(環境庁)より)

◆ 重要野鳥生息地域 (IBA)

重要野鳥生息地(Important Bird Areas)は、「鳥類を指標とした重要な自然環境」を選定し、それらを国際的なネットワークとして、持続的な保全や管理を実現しようとするものです。2005年現在、IBAは、日本には167ヶ所、アジア全体では、28の国と地域に2,298ヶ所あります。福島県では、「吾妻・磐梯」、「阿武隈川」、「猪苗代湖」、「奥只見・奥日光・奥利根」の4か所が指定されています。

◆ 植物群落保護林

国有林野で、我が国または地域の自然を代表するものとして、保護を必要とする植物群落や歴史的・学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資するものです。福島県には9か所の保護林があります(関東森林管理局HPより)。

◆ 侵略的外来生物

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。具体的な例としては、沖縄本島や奄美大島に持ち込まれたマングース、小笠原諸島に入ってきたグリーンアノールなどがあげられます。

現在、環境省が指定リストの作成について検討を進めています。

◆ 森林生態系保護地域

国有林野で、原始的な天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資するため指定する地域のことです。全国で29か所、495千haが指定されています。福島県では、「吾妻山周辺」、「飯豊山周辺」、「奥会津」の3か所が指定されています（関東森林管理局HPより）。

◆ 森林生物遺伝資源保存林

国有林野で、森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資するためのものです。福島県には「阿武隈高地森林生物遺伝資源保存林」及び「越後山脈森林生物遺伝資源保存林」の2か所が設定されています（関東森林管理局HPより）。

◆ 森林セラピー

森林が持っている癒し効果を活用して健康の維持・促進等を行う活動です。

◆ 森林ボランティア

植栽・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

◆ 森林ボランティア^(*) サポートセンター

森林づくり活動の広報や森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林ボランティアに関する相談などに対応し、県民の森林ボランティア活動への参加を支援する機関です。

◆ ストップ・ザ・レジ袋実施店

レジ袋の無料配布中止や環境保全活動等に取り組む、県に登録した店舗です。

◆ 3R（スリーアール）

リデュース（Reduce ごみの発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再生利用）の頭文字を取って3R（スリーアール）と呼ばれ、この優先順位で廃棄物の削減に努めるという考え方です。

◆ 生態系サービス

生態系からの恵みは、酸素・水の循環・土壌など人間が生きていく上で不可欠な「基盤」となるサービス、食べ物・木製品・薬など暮らしのための原料を「供給」するサービス、地域の伝統・工芸・祭りなど自然と一体となって創りあげられてきた「文化的」サービス、さらには豊かな森林が飲み水を確保し、また山地災害を防止するように、暮らしの安全を支える「調整」サービスなどがあります（第2章第2節参照）。

◆ 生態系と生物多様性の経済学

The economics of ecosystems & biodiversity：TEEB、2007年3月にドイツ・ポツダムで開催されたG8+5環境大臣会合でプロジェクトが立ち上げられ、2009年COP9で中間報告が、COP10で最終報告がなされました。

◆ 生物指標による環境評価技術

農法や農薬によって影響を受けやすい生きもの（生物指標）を選び、それらの生息状況から、その地域の環境条件を判断する方法です。

◆ 生物多様性宣言

平成21年3月に日本経団連が、生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目指して定めたものです。「自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す」などの7つの原則を宣言し、それぞれの原則における行動指針を15項目示しています。「行動指針の手引き」は逐次改訂され、最新版は平成24年12月に改訂されました。

◆ 生物多様性民間参画ガイドライン

幅広い分野の事業者（企業、組合、その他の法人事業者及び個人事業者等の民間事業者）が生物多様性保全と持続可能な利用に取り組むために必要な基礎的な情報や考え方について、平成22年3月に環境省が取りまとめたもの。事業者は、製品やサービスを通じて、こうした自然の恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。事業者が、消費者を含めた多様な主体と連携しながら、生物多様性の保全と持続可能な利用の確保に取り組むことは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要なこととしています。

◆ せせらぎスクール

本県では、水生生物による水質調査を「せせらぎスクール」として、調査を行う小・中・高等学校、各種団体等に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

◆ 絶滅確率

絶滅リスク評価とも呼ばれ、その種の個体数の変動や現存する個体数、年齢構成、繁殖率などの情報に基づいて推定し、その結果をレッドリストの判定に用いています。

た行

◆ 多自然川づくり

「多自然川づくり基本指針」（平成18年10月、国土交通省策定）に基づき、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことを指しています。

◆ 只見町ブナセンター

只見町ブナセンターは、「ブナと生きる、雪と暮らす、奥会津只見の挑戦」と題する只見町第六次只見地域振興計画を具体化するための中核的組織として、平成19年に発足しました。越後三山只見国定公園があり、豊かな自然に恵まれた只見町において、自然環境の保全や野生生物の保護活動、自然環境の調査・研究活動及び普及啓発活動に取り組んでいます。

◆ 田んぼの学校

田んぼや水路、ため池などを遊びと学びの場として活用し、地域の農業への理解を深めるとともに、農業や農村が持つ多面的機能を通して、感性豊かな子どもたちに環境に対する理解を深めてもらうことをねらいとしています。

◆ 地球にやさしい“ふくしま”県民会議

県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもと、地球温暖化防止に向けた取組などの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、平成 20 年 5 月に設立されました。

◆ 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき設定する区域のことで、知事又は環境大臣が設定します。設定期間は 20 年以内ですが、更新することができます。保護区のうち、特に必要な区域は特別保護地区に指定し、立木の伐採、水面の埋め立て等を制限することができます。

◆ 特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、日本在来の生物を捕食したり、これらと競合したりすることで、生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする、あるいは与えるおそれのある外来生物を、「特定外来生物」として指定しています。「特定外来生物」に指定されると、その栽培や保管、運搬、輸入等が規制されるほか、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除活動が行われます。

◆ 特定希少野生動植物

「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少野生動植物の中でも特に保護を図る必要のあるものとして、現在 10 種類が指定されています。特定希少野生動植物は、県の許可なく捕獲、採取等を行うことはできません。

植物→オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ビャッコイ、キソエビネ、サルメンエビネ、クマガイソウ、コ克蘭

昆虫→ヒヌマイトトンボ

鳥類→コアジサシ

魚類→ゼニタナゴ

◆ 特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度です。増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画で、地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としています。本県ではこれまでに、カワウ、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシの計画を策定しました。

計画が策定された場合、知事は、環境大臣が定めた捕獲の禁止又は制限を緩和することが可能となります。事業の実施効果をモニタリングし、その結果を計画改訂の際に目標や事業内容に反映させることになっています。

◆ 特定地理等保護林

国有林野で、我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資するものです（関東森林管理局HPより）。

◆ 特定動物生息地保護林

国有林野で、特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資するものです（関東森林管理局HPより）。

◆ 特別栽培

化学肥料と節減対象農薬の使用量を、その地域の慣行の栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

な行

◆ 農業就業人口

15歳以上（平成2年以前の調査では16歳以上）の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事」した世帯員及び、「農業とその他の仕事の両方に従事」したが農業従事日数の方が多い世帯員になります。

◆ 農業集落排水施設

農業用排水路の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

は行

◆ バイオマス

石油などの化石資源を除いた有機性資源（例：木材、わら、もみがら、家畜排泄物、生ごみなど）で、CO₂を吸収して成長した植物等に由来しており、焼却等をしても吸収分以上のCO₂が発生しないことから、これらの焼却などで発生する二酸化炭素は、二酸化炭素排出量の計算上、排出しなかったものとして扱われます。

◆ ビオトープ

ビオトープとは、生き物（Bio）の生息活動する場所（Top）という意味ですが、都市部などで、人間によって再構成された自然環境を特にビオトープと言っています。

◆ 風致地区制度

都市計画法に基づき、都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などの良好な自然景観を形成している地区や歴史的な景勝地を保全するために定めた地区（風致地区）において、建築、宅地の造成、木竹の伐採などについて一定の規制を行うことにより、都市の風致を保全し、緑豊かな都市環境を保全する制度です。

◆ フォレストパークあだたら

雄大な自然、森林の中に身を置いて、自然と人とのあるべき姿を学ぶために、安達郡大玉村

に整備された生涯学習施設です。公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団が運営しています。

◆ ふくしま環境活動支援ネットワーク

環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調査研究活動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

◆ 福島議定書

二酸化炭素排出量の削減目標を定め、節電、節水、ごみ減量化などに取組むことを事業者や学校が知事と約束するものです。県はアドバイスを希望する事業所に「福島議定書省エネアドバイザー（省エネの専門家）」を派遣し、取組の支援をします。

◆ 福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」（平成 8 年 3 月）第 10 条の規定に基づき、本県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画で、平成 25 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする 8 か年計画です。

◆ 福島県環境創造センター

平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を原因とした放射性物質の拡散により、県内が広範囲に汚染されたことから、汚染状況の詳細なモニタリング、放射性物質の動態解明、除染技術の開発、人材育成等に取り組む拠点として、平成 27 年度から順次開所する予定です。

◆ 福島県循環型社会形成推進計画

「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、本県の特性を生かした循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です（平成 22 年度改定）。

◆ 福島県生物多様性推進協議会

本県の生物多様性に関する課題等の検討や「ふくしま生物多様性推進計画」策定について様々な立場から意見をいただくために設置した機関です。運営の要綱や委員名簿は関連資料のとおり。

◆ 福島県総合計画

県民、民間団体、企業、市町村、県など「ふくしま」全体の指針となる計画で、子どもたちが親の世代になる 30 年程度先を展望しながら、平成 25 年度を初年度とし平成 32 年度を目標年度とする 8 か年計画。『夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”』の創造を目指す計画です。

◆ 福島県地球温暖化対策推進計画

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です（平成 24 年度改定）。

◆ 福島県鳥獣保護事業計画

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、県が鳥獣保護事業を実施するための計画で、現在第 11 次計画（計画期間：平成 25 年度～28 年度）になっていま

す。計画では、鳥獣保護区の指定、鳥獣の人工増殖・放獣、鳥獣捕獲の許可、特定猟具使用禁止区域の指定等、特定鳥獣保護管理計画の策定等、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護事業の普及啓発、傷病鳥獣の救護などを定めています。

◆ **福島県農業総合センター**

平成 18 年に、福島県の農業試験場、果樹試験場、たばこ試験場、畜産試験場、養鶏試験場の試験研究機関と、農業短期大学校及び病害虫防除所、肥飼料検査所を再編統合して発足した研究機関で、試験研究体制を強化し、農業者に対する技術支援を行うほか、開放施設（交流棟、展示農園等）を活用して消費者や子ども達へ農業の魅力や重要性を伝えています。

◆ **福島県廃棄物処理計画**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、廃棄物の発生抑制、再利用等による減量化や適正処理等に関する施策を推進していくための計画です（平成 22 年度改定）。

◆ **福島県野生動植物保護アドバイザー**

野生動植物保護に関し専門的知識及び経験を有する方々を県が名簿登録し、県の野生動植物の保護施策、ふくしまレッドリストの点検・運営などについて助言をいただきます。

◆ **福島県野生動植物保護サポーター**

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録された方々です。

◆ **福島県林業研究センター**

平成 13 年に、前身の福島県林業試験場を改組して発足した研究機関です。これまで木材利用技術やキノコなどの特用林産技術、森林整備技術などを研究しています。平成 12 年度から、木材試験棟及び木材加工棟について本格的に運用を開始し、機器類の一般開放や依頼試験等を実施しています。

◆ **福島大学**

福島市に本部を置く国立大学法人です。平成 16 年に、旧教育学部の一部及び経済学部・行政社会学部の自然科学系講座を母胎とし「人―産業―環境共生」をテーマとする共生システム理工学類が新たに設置され、環境問題の解決に向けた、様々な研究が行われています。

◆ **（公財）ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団**

県民が様々なかたちで森林とふれあうなかで自然との共生を考え、体験する、フォレスト・エコ・ライフの実践と、保健休養の場であるふくしま県民の森の公益的サービスを展開することを基本理念として、平成 9 年 11 月に設立されました。ふくしま県民の森（フォレストパークあだたら^(*)）や県鳥獣保護センターの運営、森林環境教育や森林保全活動などの事業を行っています。

◆ **保安林**

国土の保全、水源の涵（かん）養、生活環境の保全等を目的として森林法に基づき指定される森林です。保安林に指定されると、立木の伐採、土地の形質の変更等について、一定の制限が課せられます。

ま行

◆ 松くい虫

我が国において、最も深刻な森林被害となっている「松」の伝染病です。松くい虫被害は「マツノザイセンチュウ」という体長1 mmに満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされます。松くい虫被害対策は、マツノザイセンチュウの運び屋である「マツノマダラカミキリ」を駆除することを主としています。

◆ 緑の回廊

野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地などの空間のことで、生態系ネットワーク、あるいは単にコリドーなどとも言われています。林野庁では、国有林等における生物多様性保全策の1つとして「緑の回廊」を設定しており、従来から指定している様々な保護林を中心に、森のネットワークを形成しています。

◆ 緑の文化財

正式名称は「福島県緑の文化財」で、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を知事が登録するものです。

◆ 南相馬市博物館

平成7年に「野馬追の里歴史民俗資料館」として開館し、平成18年に市町合併に伴い「南相馬市博物館」に改称しました。南相馬市の動植物の標本を収蔵しているほか、自然や野生動物に関する講座が開催されています。

◆ もったいない50の実践

循環型社会の形成に向けて「もったいない」の意識を呼び起こし、県民一人ひとりが自発的な行動を起こす動機付けとして「福島県循環型社会形成推進計画」に例示しているものです。

◆ モニタリング指標

目標値の設定が困難ですが、毎年状況を把握し、推移をみていくことが望ましい指標のことで

◆ もりの案内人

森林の必要性や重要性を広く県民に伝えるボランティアによる指導者の方々です。

や行

◆ 野生動物救急救命ドクター（ERドクター）

県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターとして登録した動物病院の医師で、ボランティアにより野生動物の初期治療を行います。

◆ 野鳥のサーベイランス

野鳥については、

(1) 野鳥が海外から日本に高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込んだ場合に早期発見する。

- (2) 高病原性鳥インフルエンザウイルスにより国内の野鳥が死亡した場合に早期発見する。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、ウイルスの感染範囲の状況を把握する。

という目的で、サーベイランス（調査）を行っています。これにより、野生鳥獣の保護、人や家禽への感染予防に資するとともに感染拡大が阻止できます。サーベイランスの方法には、鳥類生息状況等調査、ウイルス保有状況調査があります。

◆ 有機栽培

「化学肥料や化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を使用しない」ことを原則として、農地の生産力を発揮させながら、環境への負荷をできる限り低減する栽培方法です。

◆ ユネスコエコパーク

昭和51年に、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の自然科学部門の事業として開始しました。世界自然遺産は顕著な普天的価値を有する自然地域を保護・保全することを目的としていますが、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としています。

日本では、昭和55年に「志賀高原」、「白山」、「大台ヶ原・大峰山」及び「屋久島」が、平成24年には「綾」が登録され、登録件数は合計5件となっています。

◆ 要注意外来生物

「福島県野生動植物の保護に関する条例」において、特定外来生物には指定されていないものの、生態系被害が懸念されており特定外来生物としての適否を検討しているものや、被害に係る情報が不足しており引き続き情報収集に努めるものなどを指定しています。「要注意外来生物」に指定されたものは、保管等の運搬の規制はありませんが、適切な取扱いが求められています。

ら行

◆ ラムサル条約登録湿地

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名称で、採択地（イランのラムサル）にちなんで一般的に「ラムサル条約」と言われ、湿地に生息生育する動植物を保護・保全し、湿地の懸命な利用（ワイズユース）を目的とする条約です。本県では、平成17年に尾瀬が登録されています。

◆ リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を県民、事業者、行政等の全ての者が信頼関係の中で共有し、お互いに意思疎通を図っていくことです。

◆ 硫黄孔原植生

火山地域において、水蒸気とともに硫化水素、二酸化硫黄などの硫黄質のガスを多量に噴出する噴気孔の周辺にみられる植生のことです。

◆ 緑地協定制度

「都市緑地法」に基づき、住宅地等の地域の人々が自らの居住空間を良好なものに保つため、協定を結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものです。

◆ 林木遺伝資源保存林

国有林野で、主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資するものです（関東森林管理局HPより）。

関 連 資 料

- 生物多様性条約新戦略計画（ポスト 2010 年目標該当箇所：愛知目標）
- ソメイヨシノの開花日、カエデの紅葉
- 生物多様性に関する県政世論調査結果（平成 25 年度調査）
- 県内の天然記念物一覧
- 福島県における狩猟免許所持者数
- 放射線モニタリング結果
- 松川浦海岸防災林復旧事業における希少野生動植物保全への試み
- 生物多様性推進協議会関連資料
 - 福島県生物多様性推進協議会設置要綱
 - 福島県生物多様性推進協議会 次第

生物多様性条約新戦略計画（ポスト 2010 年目標該当箇所：愛知目標）

<環境省仮訳>

ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標A.

各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標1：遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

目標2：遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標3：遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標4：遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標B.

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標7：2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8：2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とされない水準まで抑えられる。

目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10：2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C.

生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標11：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

目標12：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

目標13：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D.

生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標14：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標15：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全

と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標 16：2015 年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標 E.

参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標 17：2020 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

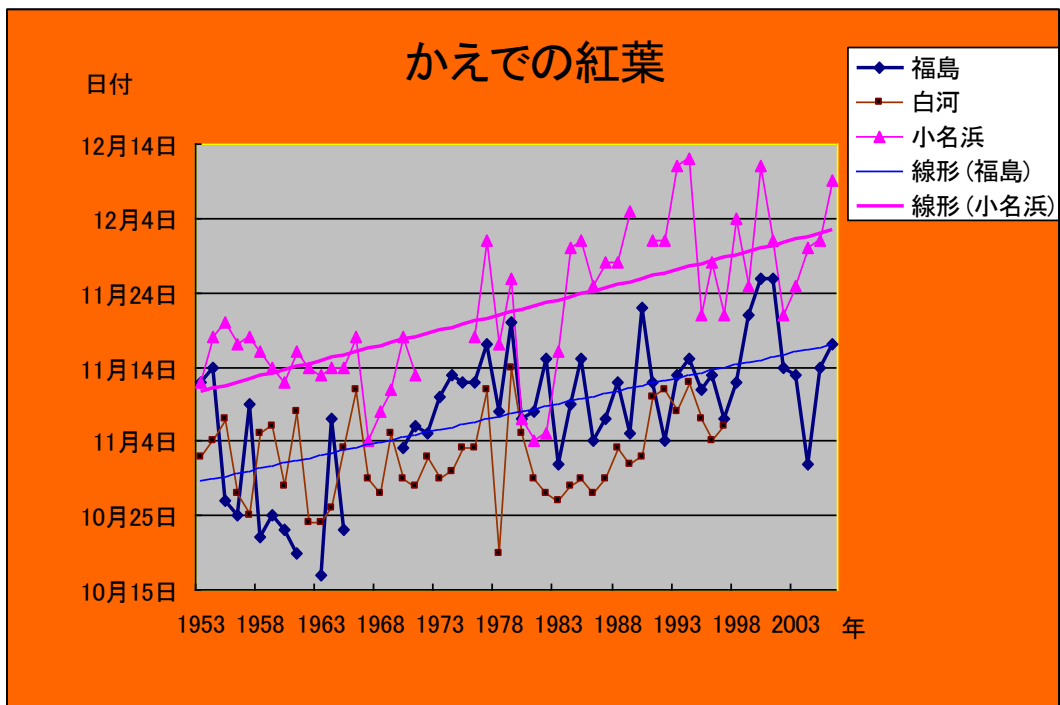
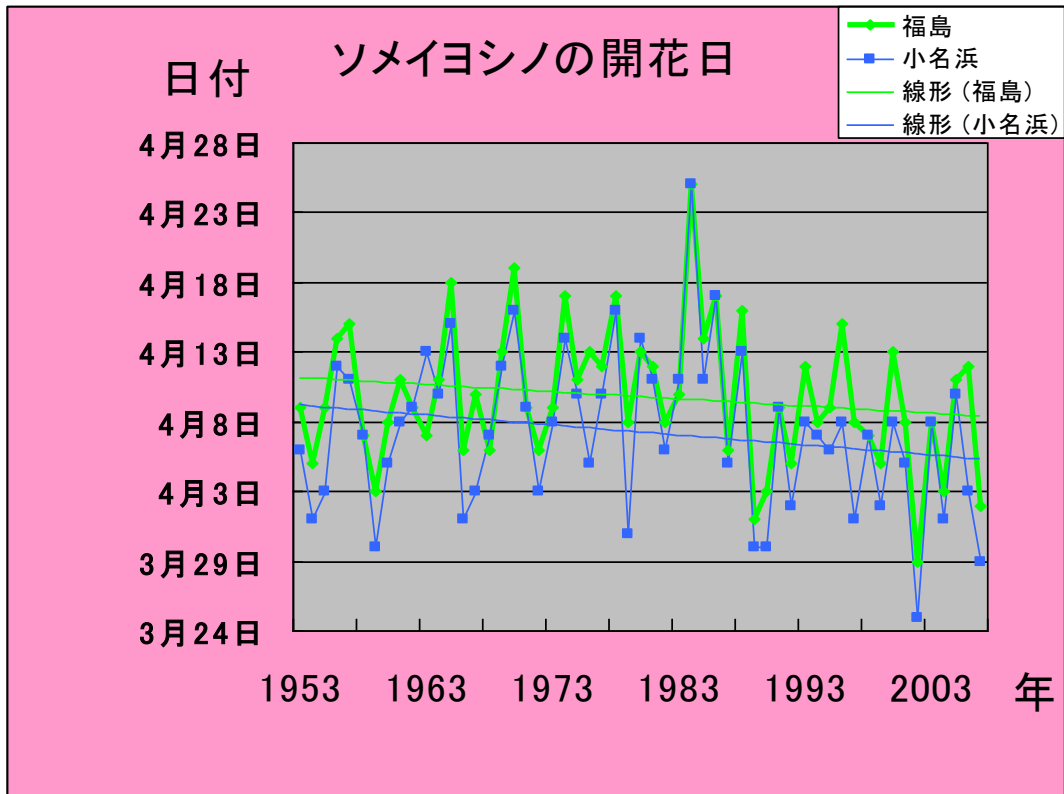
目標 18：2020 年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標 19：2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標 20：少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

*原文については、生物多様性条約ホームページ(<http://www.cbd.int/>)を参照。

福島県における50年間のソメイヨシノの開花日、カエデの紅葉日の推移



※福島地方気象台データより作成

生物多様性に関する県政世論調査結果 (平成25年度調査)

問14 あなたは、「生物多様性」という言葉について知っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

	合計 (%ベース)	言葉も意味も 知っている	言葉を聞いたことがある が、意味は 知らない	言葉も意味も 知らない	無回答
全体結果	803 100.0%	233 29.0%	291 36.2%	250 31.1%	29 3.6%

問15 震災前と比較して、あなたの周りの身近な自然環境はどのように変化しましたか。それぞれ1～5の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

ア 田んぼや畑、ため池などの身近な自然が減少した。

	合計 (%ベース)	あてはまる	どちらかと言 えばあてはま る	どちらとも言 えない・わか らない	どちらかと言 えばあてはま らない	あてはまらな い	無回答	「あてはまる」 計	「あてはま らない」計
全体結果	803 100.0%	224 27.9%	154 19.2%	171 21.3%	67 8.3%	110 13.7%	77 9.6%	378 47.1%	177 22.0%

問15 震災前と比較して、あなたの周りの身近な自然環境はどのように変化しましたか。それぞれ1～5の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

イ カエルや昆虫、魚、鳥などの身近な生きものが減少した。

	合計 (%ベース)	あてはまる	どちらかと言 えばあてはま る	どちらとも言 えない・わか らない	どちらかと言 えばあてはま らない	あてはまらな い	無回答	「あてはまる」 計	「あてはま らない」計
全体結果	803 100.0%	128 15.9%	142 17.7%	247 30.8%	85 10.6%	120 14.9%	81 10.1%	270 33.6%	205 25.5%

問15 震災前と比較して、あなたの周りの身近な自然環境はどのように変化しましたか。それぞれ1～5の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

ウ 雑木林などの里山が減少した。

	合計 (%ベース)	あてはまる	どちらかと言 えばあてはま る	どちらとも言 えない・わか らない	どちらかと言 えばあてはま らない	あてはまらな い	無回答	「あてはまる」 計	「あてはま らない」計
全体結果	803 100.0%	100 12.5%	114 14.2%	268 33.4%	80 10.0%	151 18.8%	90 11.2%	214 26.7%	231 28.8%

問15 震災前と比較して、あなたの周りの身近な自然環境はどのように変化しましたか。それぞれ1～5の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

エ 海の生きものが減少した。

	合計 (%ベース)	あてはまる	どちらかと言 えばあてはま る	どちらとも言 えない・わか らない	どちらかと言 えばあてはま らない	あてはまらな い	無回答	「あてはまる」 計	「あてはま らない」計
全体結果	803 100.0%	84 10.5%	76 9.5%	390 48.6%	37 4.6%	102 12.7%	114 14.2%	160 19.9%	139 17.3%

問15 震災前と比較して、あなたの周りの身近な自然環境はどのように変化しましたか。それぞれ1～5の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

オ 数が少ない、あるいは絶滅の恐れのある生きものがさらに減少した。

	合計 (%ベース)	あてはまる	どちらかと言 えばあてはま る	どちらとも言 えない・わか らない	どちらかと言 えばあてはま らない	あてはまらな い	無回答	「あてはまる」 計	「あてはま らない」計
全体結果	803 100.0%	66 8.2%	75 9.3%	423 52.7%	38 4.7%	98 12.2%	103 12.8%	141 17.6%	136 16.9%

問15 震災前と比較して、あなたの周りの身近な自然環境はどのように変化しましたか。それぞれ1～5の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

カ 農作物や住宅に被害を与える動物が増えた。

	合計 (%ベース)	あてはまる	どちらかと言 えばあてはま る	どちらとも言 えない・わか らない	どちらかと言 えばあてはま らない	あてはまらな い	無回答	「あてはまる」 計	「あてはま らない」計
全体結果	803 100.0%	230 28.6%	169 21.0%	215 26.8%	39 4.9%	82 10.2%	68 8.5%	399 49.7%	121 15.1%

問15 震災前と比較して、あなたの周りの身近な自然環境はどのように変化しましたか。それぞれ1～5の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

キ 外来生物など、これまで見たことがなかった動物や植物が増えた。

	合計 (%ベース)	あてはまる	どちらかと言 えばあてはま る	どちらとも言 えない・わか らない	どちらかと言 えばあてはま らない	あてはまらな い	無回答	「あてはまる」 計	「あてはま らない」計
全体結果	803 100.0%	135 16.8%	116 14.4%	305 38.0%	45 5.6%	118 14.7%	84 10.5%	251 31.3%	163 20.3%

問16 生物多様性を保全していくことは大切ですが、一方で東日本大震災からの復旧・復興に取り組む必要もあります。あなたはこのことについてどのようにお考えでしょうか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

	合計 (%ベース)	復旧・復興 事業に関わ らず、人間の 生活にある 程度制約が あっても、生 物多様性の 保全を最も 優先する	まずは復旧・ 復興事業を 優先するが、 一定の目途 が立った後 は、人間の 生活にある 程度制約が あっても、生 物多様性の 保全を優先 する	復旧・復興 事業に関わ らず、人間の 生活が制約 されない程 度に、生物 多様性の保 全を進める	人間の生活 の豊かさや 便利さを確 保するため には、生物 多様性の保 全が失われ てもやむを得 ない	その他	わからない	無回答
全体結果	803 100.0%	69 8.6%	288 35.9%	282 35.1%	41 5.1%	10 1.2%	74 9.2%	39 4.9%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

ア 旬のもの、地のものを選んで購入する。

	合計 (%ベース)	積極的に取 り組みたい	機会があれば 取り組みたい	どちらとも言 えない・わか らない	取り組みた いとは思わな い	無回答	「取り組みた い」計
全体結果	803 100.0%	321 40.0%	269 33.5%	114 14.2%	31 3.9%	68 8.5%	590 73.5%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

イ 身近な生きものを観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう。

	合計 (%ベース)	積極的に取 り組みたい	機会があれば 取り組みたい	どちらとも言 えない・わか らない	取り組みた いとは思わな い	無回答	「取り組みた い」計
全体結果	803 100.0%	113 14.1%	354 44.1%	203 25.3%	59 7.3%	74 9.2%	467 58.2%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

ウ NGOやNPOによる自然保護活動や美化活動に参加する。

	合計 (%ベース)	積極的に 取り組みたい	機会があ れば取り 組みたい	どちらとも 言えない・わ かからない	取り組みた いとは思わ ない	無回答	「取り組み たい」計
全体結果	803 100.0%	15 1.9%	216 26.9%	336 41.8%	157 19.6%	79 9.8%	231 28.8%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

エ 行政機関による自然保護活動や美化活動に参加する。

	合計 (%ベース)	積極的に 取り組みたい	機会があ れば取り 組みたい	どちらとも 言えない・わ かからない	取り組みた いとは思わ ない	無回答	「取り組み たい」計
全体結果	803 100.0%	29 3.6%	280 34.9%	286 35.6%	128 15.9%	80 10.0%	309 38.5%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

オ 生きものを最後まで責任を持って育てる。

	合計 (%ベース)	積極的に 取り組みたい	機会があ れば取り 組みたい	どちらとも 言えない・わ かからない	取り組みた いとは思わ ない	無回答	「取り組み たい」計
全体結果	803 100.0%	335 41.7%	206 25.7%	130 16.2%	59 7.3%	73 9.1%	541 67.4%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

カ 環境に配慮した商品を優先的に購入する。

	合計 (%ベース)	積極的に 取り組みたい	機会があ れば取り 組みたい	どちらとも 言えない・わ かからない	取り組みた いとは思わ ない	無回答	「取り組み たい」計
全体結果	803 100.0%	255 31.8%	308 38.4%	143 17.8%	16 2.0%	81 10.1%	563 70.1%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

キ 自然や生きものについて、家族や友人と話し合う。

	合計 (%ベース)	積極的に 取り組みたい	機会があ れば取り 組みたい	どちらとも 言えない・わ かからない	取り組みた いとは思わ ない	無回答	「取り組み たい」計
全体結果	803 100.0%	121 15.1%	345 43.0%	214 26.7%	46 5.7%	77 9.6%	466 58.0%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

ク 節電や適切な冷暖房温度の設定など地球温暖化対策に取り組む。

	合計 (%ベース)	積極的に 取り組みたい	機会があ れば取り 組みたい	どちらとも 言えない・わ かからない	取り組みた いとは思わ ない	無回答	「取り組み たい」計
全体結果	803 100.0%	411 51.2%	261 32.5%	65 8.1%	8 1.0%	58 7.2%	672 83.7%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

ケ 家庭菜園等を始める。

	合計 (%ベース)	積極的に 取り組みたい	機会があ れば取り 組みたい	どちらとも 言えない・わ かからない	取り組みた いとは思わ ない	無回答	「取り組み たい」計
全体結果	803 100.0%	208 25.9%	237 29.5%	156 19.4%	132 16.4%	70 8.7%	445 55.4%

問17 あなたは、生物多様性に配慮したライフスタイルとして、これからどのようなことを行いたいと思いますか。それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

コ 地域の気候・風土に培われた伝統的な文化・芸能活動に取り組む。

	合計 (%ベース)	積極的に 取り組みたい	機会があ れば取り 組みたい	どちらとも 言えない・わ かからない	取り組みた いとは思わ ない	無回答	「取り組み たい」計
全体結果	803 100.0%	61 7.6%	290 36.1%	276 34.4%	97 12.1%	79 9.8%	351 43.7%

国及び県指定の特別天然記念物、天然記念物及び名勝一覧（平成25年）

(4-1)

種別	名称	員数	指定番号	指定年月日	所在地	所有者（保護団体）
国 特別天然記念物	尾瀬	-		昭和35.6.1	檜枝岐村尾瀬・新潟県・群馬県	国
国 天然記念物	吾妻山ヤエハクサンシヤクナゲ自生地	-		大正12.3.7	福島市庭坂字大平・神ノ森・蓬平地内	国・福島市
国 天然記念物	馬場ザクラ	-		昭和11.12.16	大玉村玉井	
国 天然記念物	杉沢の大スギ	-		昭和18.8.24	二本松市杉沢字平	
国 天然記念物	木幡の大スギ	-		昭和16.3.27	二本松市木幡字治家	隠津島神社
国 天然記念物	鹿島神社のベグマタイト岩脈	-		昭和41.6.11	郡山市西田町丹伊田字宮作	鹿島大神宮
国 天然記念物	赤津のカツラ	-		昭和16.1.27	郡山市湖南町赤津字西岐	赤津財産区（郡山市）
国 天然記念物	三春滝ザクラ	-		大正11.10.12	三春町滝字桜久保	三春町
国 天然記念物	諏訪神社の翁スギ・媼スギ	-		昭和12.12.21	小野町夏井字町屋	諏訪神社
国 天然記念物	入水鍾乳洞	-		昭和9.12.28	田村市滝根町菅谷字仙台平 田村市常葉町稲川字早稲川	田村市・国
国 天然記念物	高瀬の大木（ケヤキ）	-		昭和16.1.27	会津若松市神指町高瀬字五百地	高瀬区（会津若松市）
国 天然記念物	赤井谷地沼野植物群落	-		昭和3.3.24	会津若松市湊町赤井字北浅野原	国
国 天然記念物	猪苗代湖ミズスギゴケ群落	-		昭和10.12.24	猪苗代町千里・翁島	国（猪苗代町）
国 天然記念物	猪苗代湖のハクチョウおよびその渡来地	-		昭和47.2.9	猪苗代湖北岸	国（猪苗代町）
国 天然記念物	見祢の大石	-		昭和16.10.3	猪苗代町見祢山	国（猪苗代町）
国 天然記念物	雄国沼湿原植物群落	-		昭和32.10.30	北塩原村捨原字雄国山	国（北塩原村）
国 天然記念物	柳津ウグイス生息地	-		昭和15.7.12	柳津町柳津字諏訪町	国（柳津町）
国 天然記念物	駒止湿原	-		昭和45.12.28	昭和村大芦字大山 南会津町静川字黒沢山	国・昭和村・南会津町
国 天然記念物	中山風穴地特殊植物群落	-		昭和39.6.27	下郷町湯野上字中山	
国 天然記念物	塔のヘツリ	-		昭和18.8.24	下郷町白岩字小牧	国（下郷町）
国 天然記念物	平伏沼モリアオガエル繁殖地	-		昭和16.2.28	川内村上川内字平伏森	国（川内村）
国 天然記念物	照島ウ生息地	-		昭和20.2.22	いわき市泉町下川字大畑	国（いわき市）
国 天然記念物	沢尻の大ヒノキ（サワラ）	-		昭和49.8.10	いわき市川前町	
国 天然記念物	賢沼ウナギ生息地	-		昭和14.9.7	いわき市平沼ノ内字代ノ下	国（いわき市）
国 天然記念物	中釜戸のシダレモミジ	-		昭和12.6.15	いわき市渡辺町中釜戸字猿田	

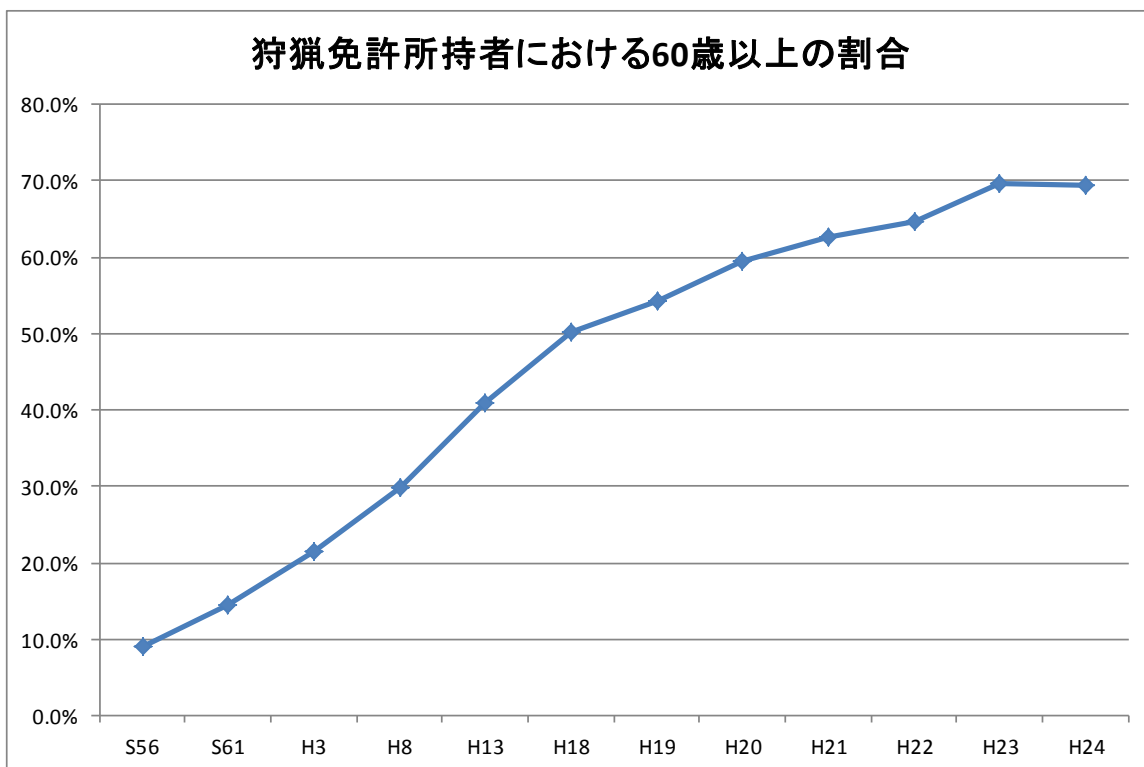
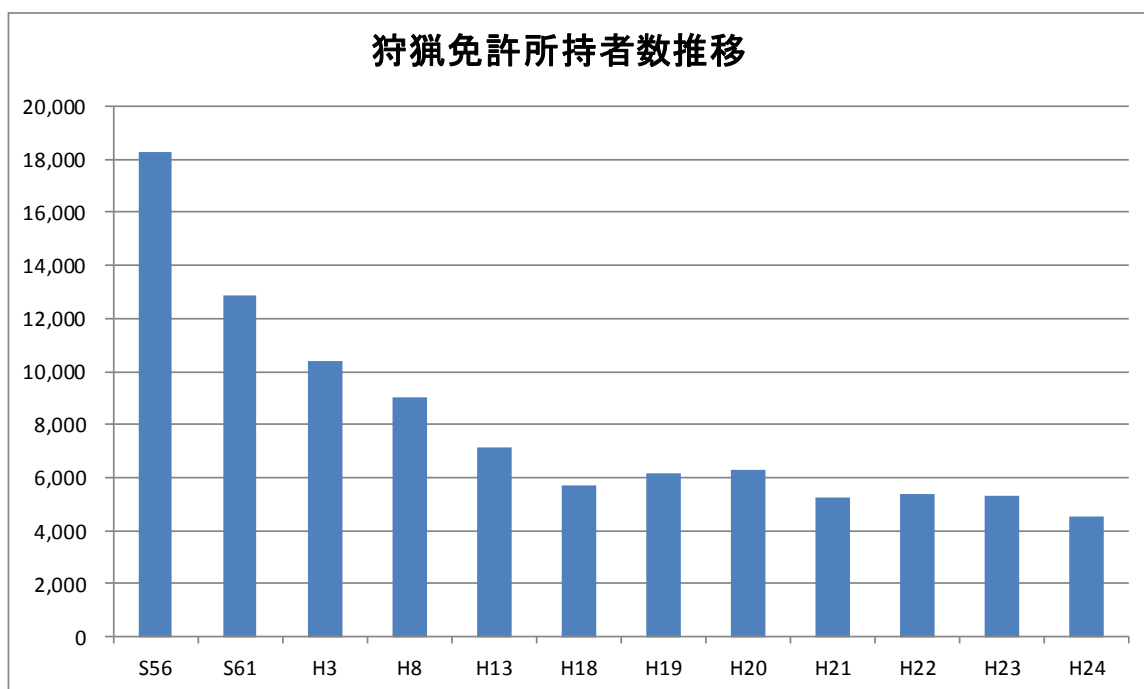
	種別	名称	員数	指定番号	指定年月日	所在地	所有者(保護団体)
県	天然記念物	安達太良山ヤエハクサン シクナゲ自生地	—	9	昭和30.2.4	福島市土湯温泉町字猪ノ倉ほか 二本松市永田字長坂地内ほか 猪苗代町若宮字吾妻山地内ほか	国
県	天然記念物	穴原の第三紀漣痕	—	44	昭和36.3.22	福島市飯坂町湯野字穴原	国
県	天然記念物	万正寺の大カヤ	—	1	昭和28.10.1	桑折町万正寺字大榎	観音寺
県	天然記念物	無能寺の笠マツ	—	74	平成20.4.4	桑折町字上町	無能寺
県	天然記念物	東禅寺のめおとスギ	—	2	昭和28.10.1	二本松市小浜字新町	東禅寺
県	天然記念物	塩ノ崎の大ザクラ	—	72	平成17.4.15	本宮市	個人
県	天然記念物	日和田のイチイ	—	3	昭和28.10.1	郡山市日和田町日和田字背戸	郡山市
県	天然記念物	大善寺のフジ	—	30	昭和31.9.4	郡山市田村町大善寺字宿	白幡神社
県	天然記念物	石筵のシダレグリ自生地	—	38	昭和34.3.17	郡山市熱海町石筵字割石	石筵牧野利用農業協 同組合
県	天然記念物	隠津島神社社叢	—	45	昭和39.3.24	郡山市湖南町福良字福良山	隠津島神社
県	天然記念物	大仏のケヤキ	—	46	昭和39.3.24	郡山市湖南町中野字堰内	東光寺
県	天然記念物	古寺山の松並木	—	39	昭和34.3.17	須賀川市上小山田字古寺	
県	天然記念物	永泉寺のコウヨウサン	—	40	昭和36.3.22	須賀川市長沼字寺前	永泉寺
県	天然記念物	護真寺のサクラ	—	56	昭和51.5.4	須賀川市横田字北の後	護真寺
県	天然記念物	古館のサクラ	—	57	昭和51.5.4	須賀川市榊衝	
県	天然記念物	石川の高田ザクラ	—	29	昭和31.9.4	石川町字高田	石川町
県	天然記念物	中の内のフジ	—	47	昭和39.3.24	石川町北山形	
県	天然記念物	球状花崗岩	—	53	昭和46.4.13	石川町北山形	
県	天然記念物	石川のペグマタイト鉱物	一括	64	平成7.3.31	石川町字高田200-2(石川町立 歴史民俗資料館)	石川町ほか
県	天然記念物	川辺八幡のさかさスギ	—	17	昭和30.12.27	玉川村川辺字宮の前	八幡神社
県	天然記念物	古殿町越代のサクラ	—	65	平成9.3.22	古殿町大久田字ラテマ地内	国(古殿町)
県	天然記念物	永泉寺のサクラ	—	10	昭和30.2.4	田村市大越町栗出字長根	永泉寺
県	天然記念物	陣屋の二本カヤ	—	54	昭和46.4.13	矢吹町中畑	
県	天然記念物	金山のジャッコイ自生地	—	18	昭和30.12.27	白河市表郷金山字上谷地	国
県	天然記念物	町屋の二本カヤ	—	50	昭和44.4.11	白河市町屋	
県	天然記念物	二柱神社のスギ	—	11	昭和30.2.4	棚倉町寺山字守崎	二柱神社

	種 別	名 称	員数	指定番号	指定年月日	所 在 地	所有者（保護団体）
県	天然記念物	棚倉城跡の大ケヤキ	－	58	昭和51.5.4	棚倉町棚倉字城跡	棚倉町
県	天然記念物	向ヶ岡公園のサクラ	－	27	昭和31.9.4	塙町塙字桜木町	
県	天然記念物	戸津辺のサクラ	－	69	平成12.3.31	矢祭町大字中石井	
県	天然記念物	西山のイチイ	－	5	昭和28.10.1	鮫川村西山	
県	天然記念物	梁川産バレオバラドキシア化石	－	63	平成4.3.24	会津若松市城東町1-25（福島県立博物館）	福島県
県	天然記念物	白山沼のイトヨ生息地	－	59	昭和51.5.4	会津若松市北会津町下荒井字中里前	国
県	天然記念物	達沢大山祇神社社叢	－	62	平成4.3.24	猪苗代町蚕養字大達沢	猪苗代町吾妻地区財産区
県	天然記念物	アイツタカサトカイギウ化石	5点	67	平成9.3.25	喜多方市高郷町西羽賀字和尚堂3163（仮称 複合体験交流館）	喜多方市
県	天然記念物	如法寺のコウヤマキ	－	15	昭和30.12.27	西会津町野沢字如法寺	如法寺
県	天然記念物	大倉のコウヤマキ自生地	－	70	平成13.3.30	西会津町野沢字大倉	
県	天然記念物	束松塩坪層の漣痕	－	71	平成13.3.30	西会津町大字束松	
県	天然記念物	天屋の束松	－	48	昭和42.12.8	会津坂下町束松字八百刈	
県	天然記念物	蓋沼の浮島	－	26	昭和31.9.4	会津美里町雀林字真奈板倉	国
県	天然記念物	伊佐須美神社のフジ	－	68	平成11.3.30	会津美里町字宮林	伊佐須美神社
県	天然記念物	米沢の千歳ザクラ	－	37	昭和33.8.1 平成15.3.25	会津美里町米田字池南	伊佐須美神社，会津美里町
県	天然記念物	八幡のケヤキ	－	75	平成22.5.21	下郷町	個人
県	天然記念物	古町の大イチョウ	－	4	昭和28.10.1	南会津町古町字居平地内	南会津町
県	天然記念物	比良林のサラサドウダン	－	42	昭和36.3.22	只見町大倉字余名沢山	
県	天然記念物	新地町白幡のイチョウ	－	66	平成9.3.25	新地町駒ヶ嶺字白薄地内	新地町
県	天然記念物	海老浜のマルバシャリンバイ自生地	－	34	昭和31.9.4	南相馬市鹿島区南海老	
県	天然記念物	泉の一葉マツ	－	22	昭和30.12.27	南相馬市原町区泉字町池	
県	天然記念物	初発神社のスダシイ樹林	－	51	昭和44.4.11	南相馬市原町区江井字西山	初発神社
県	天然記念物	大悲山の大スギ	－	14	昭和30.2.4	南相馬市小高区泉沢字薬師前	
県	天然記念物	大聖寺のアカガシ樹群	－	55	昭和50.5.30	浪江町北幾世橋字北原	大聖寺
県	天然記念物	前田の大スギ	－	13	昭和30.2.4	双葉町前田字稲荷前	稲荷神社
県	天然記念物	塩貝の大カヤ	－	73	平成18.4.7	楢葉町	個人
県	天然記念物	上平窪のシイノキ群	－	7	昭和28.10.1	いわき市平上平窪字横山地内	いわき市
県	天然記念物	石森のカリン	－	19	昭和30.12.27	いわき市平四ツ波字石森	忠教寺

	種 別	名 称	員数	指定番号	指定年月日	所 在 地	所有者（保護団体）
県	天然記念物	小浜のコシダ・ウラジロ自生地	—	31	昭和31.9.4	いわき市小浜町	
県	天然記念物	上三板のシダレグリ自生地	—	32	昭和31.9.4	いわき市三和町	
県	天然記念物	波立海岸の樹叢	—	33	昭和31.9.4	いわき市久之浜町田之網字横内	波立寺
県	天然記念物	八坂神社の二本スギ	—	41	昭和36.3.22	いわき市遠野町入遠野字天王	八坂神社
県	天然記念物	いわき市入間沢産クビナガリュウとノコギリエイ化石	13点	60	平成3.3.22	いわき市常磐湯本町向田3-1 (いわき市石炭化石館)	いわき市
県	天然記念物	いわき市上高久産ステゴロフオドン象の下顎骨化石	1点	61	平成3.3.22	いわき市常磐湯本町向田3-1 (いわき市石炭化石館)	いわき市
県	名勝及び天然記念物	阿武隈峡	—	1	昭和28.10.1	福島市渡利・田沢・立子山ほか	国(国土交通省)
県	名勝及び天然記念物	岩角山	—	3	昭和30.2.4	本宮市和田字東屋口	岩角寺
県	名勝及び天然記念物	木幡山	—	2	昭和30.2.4	二本松市木幡字治家	隠津島神社
県	名勝及び天然記念物	浄土松山	—	4	昭和33.8.1	郡山市逢瀬町多田野字浄土松地内	郡山市

福島県における狩猟免許所持者数
及び狩猟免許所持者における60歳以上の割合の推移

年度	S56	S61	H3	H8	H13	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
免許所持者数合計	18,269	12,893	10,388	9,016	7,155	5,733	6,151	6,267	5,271	5,404	5,346	4,561
60歳以上の割合	9.0%	14.5%	21.4%	29.9%	40.9%	50.2%	54.3%	59.4%	62.7%	64.7%	69.6%	69.4%



＜平成 25 年度放射線モニタリング調査結果一覧表＞

(平成 26 年 3 月 24 日現在)

* ()は、基準値(100Bq/kg)を超えた検体数 (内数)

調査対象種		方部別サンプル数							計
		県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	
イノシシ	捕獲件数	121 (108)	65 (49)	3 (3)	6 (5)		30 (29)	3 (2)	228 (196)
	核種濃度(セシウム) Bq/ kg	30 ～ 4,600	32 ～ 9,600	160 ～ 1,200	71 ～ 540		98 ～ 20,000	72 ～ 710	
ツキノワグマ	捕獲件数	11 (11)	4 (3)	2 (2)	21 (1)	3 (0)			41 (17)
	核種濃度(セシウム) Bq/ kg	120 ～ 750	98 ～ 230	440 ～ 880	8.61 ～ 160	9.95 ～ 100			
キジ	捕獲件数	4 (0)	3 (0)				4 (1)	3 (0)	14 (1)
	核種濃度(セシウム) Bq/ kg	4.08 ～ 32	検出せず ～ 14.7				25 ～ 250	9.61 ～ 56	
ヤマドリ	捕獲件数	2 (2)				1 (0)		1 (1)	4 (3)
	核種濃度(セシウム) Bq/ kg	190 ～ 430				6.06		610	
カルガモ	捕獲件数	1 (0)	2 (0)		1 (0)		2 (1)	1 (0)	7 (1)
	核種濃度(セシウム) Bq/ kg	67	検出せず ～ 7.78		検出せず		16 ～ 110	6.20	
マガモ・コガモ	捕獲件数							2 (1)	2 (1)
	核種濃度(セシウム) Bq/ kg							49 ～ 180	
ニホンジカ	捕獲件数		2 (0)		2 (0)	3 (0)			7 (0)
	核種濃度(セシウム) Bq/ kg		52 ～ 92		8.12 ～ 10.4	16.3 ～ 60			
ノウサギ	捕獲件数								
	核種濃度(セシウム) Bq/ kg								
計		139 (121)	76 (52)	5 (5)	30 (6)	7 (0)	36 (31)	10 (4)	303 (219)

※国による指示： 摂取・出荷制限 出荷制限

※県による、自家消費を控えるようお願いしている地区：

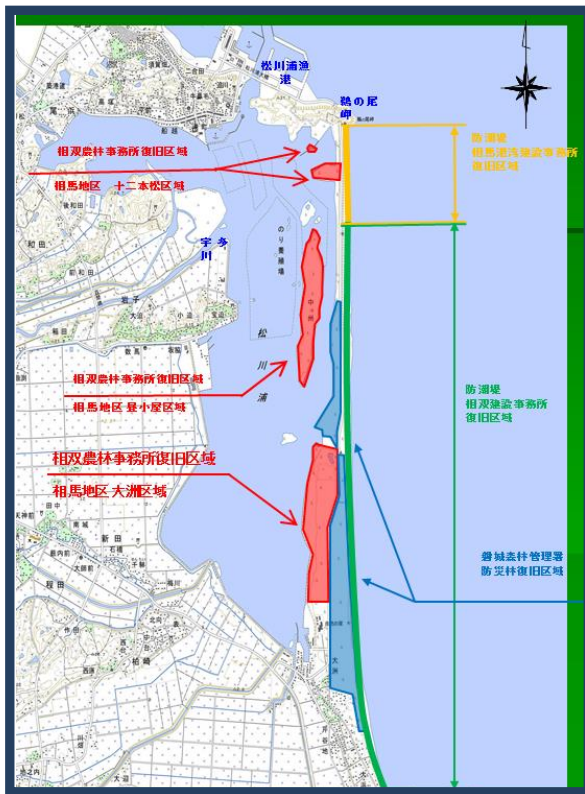
- イノシシ→県内全域
- ツキノワグマ→県北、県中、県南、会津、南会津地区
- キジ→県内全域
- ヤマドリ→県内全域
- カルガモ→県内全域
- マガモ→県北、いわき地区
- ニホンジカ→県南、南会津地区
- ノウサギ→県内全域

松川浦の海岸防災林復旧事業における 希少野生動植物保全への試み

福島県相双農林事務所森林林業部

1. 事業位置

東日本大震災に伴う大津波により被災を受けた、海岸防災林の災害復旧事業の実施に当たり、希少野生動植物の保全についての取り組み事例です。場所は、福島県相馬市磯部字大洲を中心とした地区です。地図上で水色に着色された部分は津波により浸水した区域です。⇨



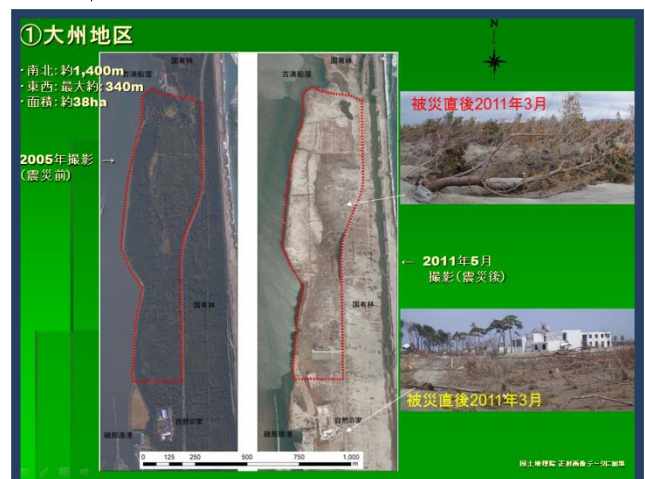
2. 事業位置

この松川浦地区は、当事務所の復旧事業以外に様々な復旧事業があります。オレンジで示した位置の防潮堤が、福島県相馬港湾建設事務所が行う防潮堤復旧事業。その南側グリーンで示した区域が福島県相双建設事務所で行う防潮堤復旧事業。青で示した区域が磐城森林管理署で行う海岸防災林復旧事業の区域。赤で着色された区域が当事務所の海岸防災林の復旧区域となります。⇨

3. 被災状況

大洲地区の被害状況です。南北に約1,400m、林帯幅最大で340m約38haのクロマツ林がありましたが、全て消失したことが伺えます。

他の地区も同様に、存在していた海岸林はすべて消失してしまいました。これらの地区に「海岸防災林」の復旧整備を行うことが事業の目的です。⇨



4. 希少動植物調査

福島県では、野生動植物が、生態系の重要な構成要素で、環境の変化により減少しつつある野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、その野生動植物の取扱い等について必要な事項を定め、生物の多様性が保持された豊かな自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「福島県野生動植物の保護に関する条例」が、平成16年3月に公布されています。

この条例に基づき、事業着手に先立って平成24年4月から11月まで4回の希少野生動植物調査を実施しました。

結果、「レッドデータブックふくしま」に記載のある希少野生植物7種の発芽等、多数の希少種が確認されたことも伴いまして、これら希少種の対応をすることを目的に、専門家などの意見を踏まえ対応するため、海岸防災林希少種検討会議を立ち上げました。



5. 保全区域の設置

海岸防災林希少種検討会議は全3回の会議が実施され、実現可能な希少野生動植物へ配慮した対応策について議論されました。

その結果、確認された希少動植物が今後も生息できる環境を確保する保全区域が設けられることとなり、大洲地区の最終計画は次のようになりました。希少種保全エリアは最小25m～最大125m程度で確保される計画です。 ➡



6. 施工中の対応

海岸防災林希少種検討会議においては、施工中の対応についても議論され、次の様な取り組みを行いました。

希少種「カワツルモ」については、盛土計画地内の千鳥ヶ池で確認されたため、何とかカワツルモを保護するため、生息する千鳥ヶ池の埋め立てを遅らせ、移植を行うこととしました。保全区域とした箇所に設けられた約15m示方の新たな池への移植計画であり、水温や塩分濃度等の条件に違いがあるため、無事に成功するか心配されましたが、平成25年8月15日の状況では、かなりの勢いで繁茂している状況です。また、大洲地区ではハリエンジュが多数繁茂しており、希少植物への被圧リスクが懸念されたことから可能な範囲で除去を行いました。⇒

7. 生物多様性への配慮の広がり

施工業者においては、保全区域内で確認された特に希少な種（シバナ等）の場所をマーキング確認し、工事中の損傷を避ける自主的な取り組みを実施しています。また、当事務所での取り組みと併せて国有林における復旧事業においても、各専門家の意見を反映しながら対応が検討され、希少種の多数存在する水路沿いを含め1.4haの保全区域を設定することで計画が進められています。この様に、これまでの県の取り組みに同調するように、生物多様性への配慮が広がりを見せています。⇒



福島県生物多様性推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 福島県の生物多様性に関する課題等の検討や自然環境の保全を基本理念として自然環境の保全と持続可能な利用（以下「自然環境の保全等」という。）を推進する「ふくしま生物多様性推進計画」（以下「計画」という。）の進行管理及び見直しのため、「福島県生物多様性推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 福島県の生物多様性に関する現状と課題に関すること。
- (2) 生物多様性の保全と持続可能な利用にかかる主要な取組に関すること。
- (3) 計画の推進体制に関すること。
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、委員は生物多様性に関する学識経験者及び生物多様性の保全・利用に関する団体の推薦者等により構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は次のとおりとする。

- (1) 協議会は公開とする。ただし、会議の内容等に鑑み、公開しない旨を決議したときはこのかぎりでない。
- (2) 協議会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選とし、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、協議会の円滑な運営と進行を統括する。
- (5) 座長代理は、座長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (6) 協議会は、必要と認める場合は、委員以外の者からの意見聴取及び資料提供を事務局に求めることができる。
- (7) 協議会は、必要と認める場合は、委員以外の者に対し出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、福島県生活環境部自然保護課内に事務局を置く。

(会議録)

第6条 協議会の議事については議事録を作成し、5年間保存する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、任期内に新たに委嘱された委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この会則は、平成22年2月25日から施行する。

この会則は、平成22年10月1日から施行する。

この会則は、平成25年1月17日から施行する。

(別 表)

福島県生物多様性推進協議会委員名簿

氏 名	役 職 等
有 賀 圭 子	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
伊 原 禎 雄	奥羽大学歯学部 講師
大川原 けい子	J A福島女性部協議会 会長
櫛 田 正 行	福島県植物研究会
黒 沢 高 秀	福島大学共生システム理工学類 准教授
今 野 万里子	有限責任事業組合お一でらす 代表組合員
富 永 茂	福島森林管理署長
新 国 勇	只見の自然に学ぶ会 代表
星 一 彰	福島県自然保護協会 会長

平成24年度福島県生物多様性推進協議会 次第

日時：平成25年3月25日（月）13：00～

場所：ふくしま中町会館 6階北会議室

（委嘱状交付）

1 開 会

2 あいさつ

3 説明

（1） 福島県生物多様性推進協議会設置要綱について

4 座長選出

5 議事

（1） 「ふくしま生物多様性推進計画」改訂の方向性について

（2） 改訂のスケジュールについて

6 その他

配付資料

資料1	福島県生物多様性推進協議会設置要綱
資料2	「ふくしま生物多様性推進計画」改訂の方向性について
資料3	生物多様性に関する国及び国際的な動きについて
資料4-1	「ふくしま生物多様性推進計画」
資料4-2	「福島県総合計画“ふくしま新生プラン”」の概要について
資料4-3	「福島県環境基本計画【第4次】」の概要について
資料5	「平成24年度地域生物多様性基礎調査」について
資料6	「ふくしま生物多様性推進計画」改訂スケジュール
参考資料	野生動物における放射性核種の動態調査

福島県生物多様性推進協議会（第2回） 次第

日時：平成25年7月26日（金）13：30～

場所：ふくしま中町会館 6階南会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 議 事

- (1) 「ふくしま生物多様性推進計画【第2次】」（素案）について
- (2) その他

6 閉 会

配付資料

資料1-1 「ふくしま生物多様性推進計画【第2次】」（素案）

資料1-2 「ふくしま生物多様性推進計画【第2次】」（素案）の概要

資料1-3 「ふくしま生物多様性推進計画【第2次】」（素案）

事前にいただいた御意見

資料1-4 「ふくしま生物多様性推進計画」改訂の方向性について
(第1回会議と同じ資料です。)

資料1-5 「ふくしま生物多様性推進計画」改訂スケジュール

参考資料1 生物多様性地域戦略の策定状況について（環境省報道発表資料）

福島県生物多様性推進協議会（第3回） 次第

日時：平成26年1月8日（水）14：00～

場所：ふくしま中町会館 6階南会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 「ふくしま生物多様性推進計画【第2次】（案）【パブリックコメント版】」について
- (2) その他

4 閉 会

配付資料

資料1-1 ふくしま生物多様性推進計画【第2次】（案）【パブリックコメント版】

資料1-2 ふくしま生物多様性推進計画【第2次】（庁内協議版からパブリックコメント版へ）の修正点

資料1-3 「ふくしま生物多様性推進計画」改訂スケジュール

福島県生物多様性推進協議会（第4回） 次第

日時：平成26年3月24日（月）13:00～

場所：ふくしま中町会館 6階南会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 「ふくしま生物多様性推進計画【第2次】（案）【最終版】」について

(2) その他

4 閉 会

配付資料

資料1-1 ふくしま生物多様性推進計画【第2次】（案）【最終版】

資料1-2 ふくしま生物多様性推進計画【第2次】（パブリックコメント版から最終版へ）の修正点